



第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）

令和〇年〇月
大阪府教育委員会

目 次

第1章 第4次大阪府子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
第1 子どもの読書活動を推進する意義	1
第2 国の動き	1
1. 子どもの読書活動の推進に関する法律	1
2. 子ども読書活動に関するその他の動き	2
(1) 学習指導要領の改訂等	2
(2) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行	2
第3 大阪府の子ども読書活動推進計画について	2
1. 計画の役割	2
2. 府のこれまでの動き	3
第4 子どもの読書活動を取巻く社会情勢の変化	4
1. 情報通信手段の普及・多様化	4
2. 様々な言語・文化に触れる機会の増加	5
第2章 第3次計画の取組結果と課題	6
第1 第3次計画における取組と成果	6
取組の内容	6
(1) 子ども読書活動推進のための4つの項目と3つの視点	6
(2) 3つの視点に沿った取組の成果	6
(3) 成果指標の達成状況	7
第2 子どもの読書活動の現状と課題について	7
1. 子どもの読書活動の現状	7
(1) 全国学力・学習状況調査（文部科学省）	7
(2) 令和元年度大阪府子ども読書活動調査（大阪府教育庁）	8
2. 調査結果から見える課題	11
(1) 分析結果	11
(2) 現状と課題を踏まえた施策の方向性	13
第3章 第4次計画の基本方針と重点的な施策	14
第1 基本方針	14
第2 視点	14
第3 計画における読書の位置づけ	15
第4 計画期間	15

第5 成果指標	15
第6 取組の方向性	16
取組の柱	16
発達段階ごとの特徴と取組の柱	17
第7 府の重点的な施策と具体的方策	19
第8 生活の場ごとの役割と取組例	26
1. 生活の場ごとの役割	26
(1) 家庭	26
(2) 学校等	27
(3) 地域（公立図書館、公民館、書店等）	27
2. 生活の場ごとの取組例	28
3. 生活の場ごとの読書活動事例	29
(1) 学校等	29
(2) 地域（公立図書館等）	33
第4章 参考資料	36
第1 令和元年度大阪府子ども読書活動調査	36
第2 子どもの読書活動の推進に関する法律	77
第3 用語解説	79

第Ⅰ章 第4次大阪府子ども読書活動推進計画の策定にあたって

第Ⅰ 子どもの読書活動を推進する意義

読書は、私たちを未知の世界に連れ出し、わくわくさせたり、笑わせたり、涙させたり、時には、勇気を与えるなど、様々な感情や感動を湧き起こし、「豊かな心」を育む助けとなります。

「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査」（平成24年度 国立青少年教育振興機構）において、子どもの頃の読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的な作法・教養」、「市民性」の現在の意識・能力が高いことが報告されています。

また、読書は、言葉や知識を獲得し、思考を深化し、新たなものを創造する力や他者に自らの考えを伝える力、他者の考えを理解・共感する力を養うとともに、更なる知的探究心を育む手段としても有効です。

「全国学力・学習状況調査」*1（令和元年度 文部科学省）において、「読書が好き」と回答した児童・生徒の方が、教科の平均正答率が高い傾向があるなど、読書と学力に関連があることがわかっています。

近年、ICT*2の発達により、膨大な情報があふれ複雑化する社会においては、課題や目的に応じて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（情報活用能力）が必要となります。

加えて、訪日外国人や在日外国人が増加するこれからの時代においては、多様な考え方を受け入れ、世界中の人と交流することができるコミュニケーション能力が求められます。

子どもの読書活動は、「豊かな心」や創造力や表現力等様々な力を育み、社会に出るための基盤を形成するとともに、人生をより深く生きる力*3を身に付ける上で重要なものであり、大阪府では、子ども読書活動推進計画を策定し、子ども一人一人に合った読書活動を行うことができる環境整備の実現に向けて取組みます。

第2 国の動き

I. 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下、「推進法」という。）が公布・施行されました。（第4章 参考資料「第2 子どもの読書活動の推進に関する法律」 参照）推進法では、子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動の推進に関する基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務等が明記され、国には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）の策定・公表が義務付けられました。

国は、推進法に基づき、おおむね5年間の施策の基本の方針と具体的な方策を示した基本計画（第一次：平成14年、第二次：平成20年、第三次：平成25年）を策定しました。平成30年4月には、第四次基本計画を策定し、「読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果

的な取組を推進」「友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実」「情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析」を改正のポイントとして示しました。

また、第四次基本計画では、「1ヶ月間に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）を減らすこと及び市町村の推進計画策定率の向上を第三次基本計画に引き続きめざすとされています。

2. 子ども読書活動に関するその他の動き

(1) 学習指導要領^{*4}の改訂等

小学校、中学校、高等学校、支援学校において、令和2年度から4年度にかけて実施される新学習指導要領では、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実と、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることができます。また、幼稚園の新教育要領（令和元年度実施）では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しみこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としています。

(2) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行

令和元年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行され、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会をめざした基本理念や国と地方公共団体の責務等が示され、国や地方公共団体は、視覚障がい者等が利用しやすい書籍の普及や、障がい者向けサービスの提供体制の強化等が規定されました。

第3 大阪府の子ども読書活動推進計画について

I. 計画の役割

大阪府子ども読書活動推進計画は、推進法第9条第1項に規定される「都道府県子ども読書活動推進計画」に基づき策定するものであり、本府における子どもの読書活動の推進に関する基本方針と重点的な施策を示すものです。

また、府民のみなさまに対して、この計画で示す方針や施策についての理解と協力、積極的な参画を願うものです。同時に、市町村に対しては、各自治体の実情に応じて積極的な取組を期待するものです。

2. 府のこれまでの動き

大阪府では、平成15年1月に策定した「大阪府子ども読書活動推進計画」において、「府内のすべての子どもたちが、本を読む喜びを味わい、豊かな感性を持つことができるような環境づくり」に取り組みました。また、平成23年3月に策定した「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」において、「読んでみたいと思う本が、子どもの周りにある」「本を紹介する人が、子どもの周りにいる」ことを柱とした読書環境を社会全体で整備し、子どもの自主的な読書活動を進めてきました。

その後、平成28年3月に策定した「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」（以下、「第3次計画」という。）では、「発達段階や生活の場に応じて本と親しむことにより、全ての子どもが読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に大阪全体で取り組む。」ことを基本方針に掲げ、「読書が好き」な子どもの割合を全国平均以上とすることを成果指標とし、様々な取組を進めてきました。

第4次大阪府子ども読書活動推進計画（以下、「第4次計画」という。）の策定にあたっては子どもの読書活動を取り巻く社会情勢の変化と課題、読書環境の実態を踏まえた検討が求められます。

第一 次 計 画	平成15年度から平成22年度
	<p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・府内のすべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、豊かな感性をもつことができるような環境づくりに取り組みます。
第二 次 計 画	<p>○主な取組</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもたちが読書の魅力を発見できるような取組・図書館・学校図書館の魅力を高めて、子どもたちの自主的な読書を支援・子どもの読書活動に関わる団体・組織が連携することによって生み出される力の魅力を共有できるような支援
	平成23年度から平成27年度
第三 次 計 画	<p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・「読んでみたいと思う本が、子どもの周りにある」「本を紹介する人が、子どもの周りにいる」ことを柱とした読書環境づくりを社会全体で進め、子どもの自主的な読書活動の推進を図ります。
	<p>○主な取組</p> <ul style="list-style-type: none">・乳幼児の保護者への啓発・学校と公立図書館や読書ボランティアとの連携・公立図書館や学校等の取組の支援
第三 次 計 画	平成28年度から令和2年度
	<p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・発達段階や生活の場に応じて本と親しむことにより、全ての子どもが読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に大阪全体で取り組みます。
第三 次 計 画	<p>○主な取組</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭、学校、地域、街なかで、乳幼児や児童への読み聞かせの機会の拡大・読書離れが進む中高生が、読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の拡大・子どもの読書活動に関わる人材の確保及びスキル向上並びに支援人材同士で、相談・協力・連携できるネットワークづくり

第4 子どもの読書活動を取巻く社会情勢の変化

第3次計画期間中の社会情勢の変化として、特に子どもの読書活動に影響があると考えられるものを記載しました。

I. 情報通信手段の普及・多様化

「青少年のインターネット利用環境実態調査」(※①)によると、児童・生徒のインターネットの平均利用時間が増加しており、その内容としては、ゲームや動画視聴等の割合が高い傾向にあります。

「『18歳意識調査』第30回－読む・書く－」(※②)によると、情報や学びを得るために日常で利用しているツールは、教科書・参考書や、本、新聞よりもTwitter^{*5}等の短文中心のSNS^{*6}や、YouTube^{*7}等の動画投稿サイトが高いことがわかりました。

「あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないか」との指摘もあります。(「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」(文部科学省))

このように、近年の情報通信手段の普及は、子ども読書環境にも大きな影響を与えています。

(※①)

「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

- (1) 調査地域：全国
- (2) 調査対象者：(青少年調査) 満10歳から満17歳まで
- (3) 標本数：平成27年度 3,442／令和元年度 3,194

○子どもの1日当たりのインターネットの平均利用時間の変化

	小学生	中学生	高校生
平成27年度	84.8分	127.3分	192.4分
令和元年度	129.1分	176.1分	247.8分

○子どものインターネットの利用内容(令和元年度)

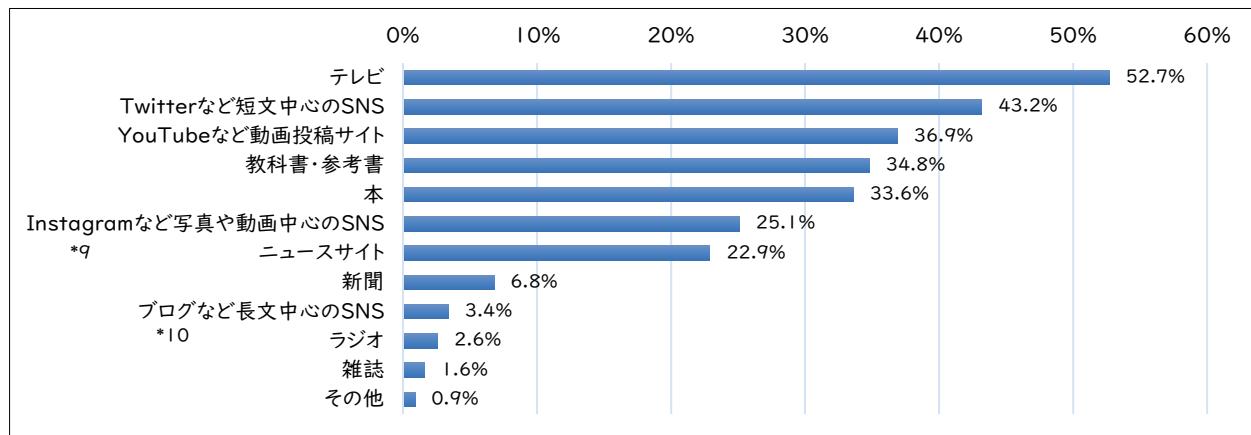
	コミュニケーション	ニュース	情報検索	地図・ナビ	音楽視聴	動画視聴	電子書籍 *8	ゲーム	泊り：ソラ等	勉強
小学生	41.8%	10.7%	34.0%	7.5%	37.2%	72.0%	4.6%	81.7%	2.5%	31.4%
中学生	75.3%	28.9%	60.1%	27.9%	67.5%	84.3%	15.9%	76.4%	8.8%	40.9%
高校生	90.1%	48.7%	71.6%	50.2%	84.3%	87.8%	24.3%	78.7%	29.1%	53.6%

(※②)

「『18歳意識調査』第30回－読む・書く－」(令和2年度 日本財団)

- (1) 調査地域：全国
- (2) 調査対象者：17歳から19歳まで
- (3) 標本数：1,000

○情報や学びを得るためのツール



2. 様々な言語・文化に触れる機会の増加

昨今、府内の在留外国人は、増加傾向にあるとともに国籍も多様化傾向（※③）にあり、子どもが、多くのことばや知識を得たり、多様な考え方や文化に触れる機会が増えています。

平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が公布されたことにより、今後さらに外国人労働者の増加が予想されます。

また、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」を契機に、世界中の人々と様々な形で繋がることが増えると考えられます。

（※③）

○「在留外国人統計」「登録外国人統計」（法務省）（各年12月31日（令和元年は6月30日）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
韓国	106,368	104,102	102,147	100,430	93,770
朝鮮	5,495	5,220	4,943	4,754	4,677
中国	52,856	56,217	60,024	63,315	65,394
台湾	5,346	5,951	6,620	7,058	7,263
ベトナム	10,494	14,260	19,789	25,641	30,131
フィリピン	6,853	7,331	7,895	8,471	8,896
米国	2,820	2,909	2,999	3,140	3,144
ブラジル	2,464	2,471	2,531	2,689	2,759
タイ	2,009	2,124	2,319	2,474	2,600
インドネシア	1,949	2,364	2,713	3,164	3,634
ネパール	1,570	2,025	2,537	3,053	3,392
ペルー	1,184	1,175	1,223	1,237	1,266
その他	10,740	11,507	12,734	13,687	20,258
合計	210,148	217,656	228,474	239,113	247,184

・法務省の分類に基づき、平成27年12月末在留外国人統計から「韓国・朝鮮」に係る表記を「韓国」「朝鮮」と区別し表記することとした。なお、在留外国人統計における「朝鮮」は国籍を示すものとして用いるものではない。（注）

（注）在留外国人統計における「国籍・地域」は、在留カード等の「国籍・地域」欄の表記を基に作成しており、朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍を始めいざれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の表記がなされている。

・法務省の分類に基づき、平成23年末までの外国人登録者数に係る統計では、台湾を中国に含めていたが、新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示することとなったため、平成24年末から中国とは別に集計することとした。

第2章 第3次計画の取組結果と課題

第1 第3次計画における取組と成果

取組の内容

(1) 子ども読書活動推進のための4つの項目と3つの視点

第3次計画では、子どもが本と親しむようになるためには、まずは、本の楽しさや魅力と出合うことが大切であり、本との良い出会いを繰り返すことによって読書習慣を育み、さらには自分の課題に応じて必要な情報を読み取り活用する力を身につけていくことをめざして、以下の4つの項目に沿った取組を実施してきました。

「子どもが本と出合うために（きっかけづくり）」

「子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）」

「子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）」

「子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために（前記3項目の取組のベース）」

なお、取組を進めるにあたって、次の3つの視点を重視して取組みました。

- ① 家庭、学校、地域、街なかで、乳幼児や児童への読み聞かせの機会の拡大
- ② 読書離れが進む中高生が、読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の拡大
- ③ 公立図書館司書、司書教諭^{*11}及び学校司書^{*12}を含めた教職員、子どもに関係する施設職員、保護者、読書活動ボランティア等の子どもの読書活動に関わる人材の確保及びスキル向上並びに支援人材同士で、相談・協力・連携できるネットワークづくり

(2) 3つの視点に沿った取組の成果

① 家庭、学校、地域、街なかで、乳幼児や児童への読み聞かせの機会の拡大

図書館でのおはなし会や、平成29年度より開始した商業施設等でのえほんのひろば^{*13}、作家が学校園に訪問するオーサービジット事業^{*14}等により、「家庭、学校、地域、街なかで、乳幼児や児童への読み聞かせの機会」を拡大しました。

② 読書離れが進む中高生が、読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の拡大

平成27年度から開催している大阪府中高生ビブリオバトル^{*15}大会や、府立中央図書館におけるYA^{*16}コーナー及びYA向けホームページの充実、平成30年度から開始した府の公式Twitterによる中高生向けの本紹介等により、「読書離れが進む中高生が、読みたいと思う魅力的な本と出合う機会」を拡大しました。

③ 公立図書館司書、司書教諭及び学校司書を含めた教職員、子どもに関係する施設職員、保護者、読書活動ボランティア等の子どもの読書活動に関わる人材の確保及びスキル向上並びに支援人材同士で、相談・協力・連携できるネットワークづくり

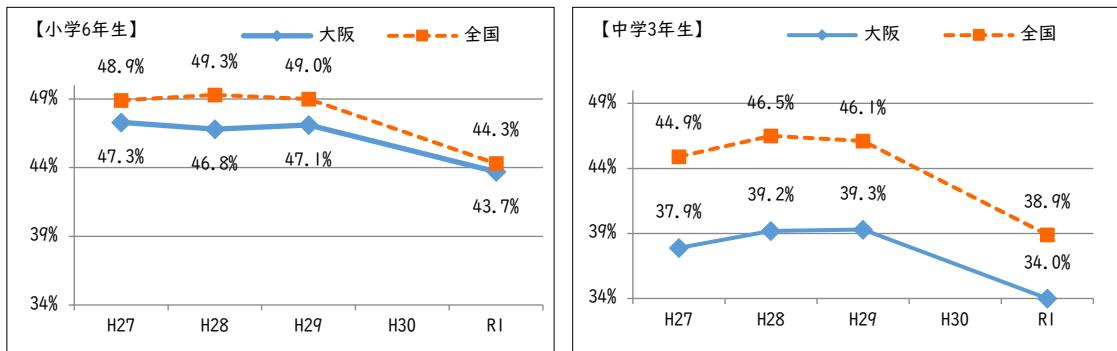
毎年度、学校図書館関係者や公立図書館司書、読書活動ボランティア、その他子ども読書に関わる支援者に対して研修や講座等を実施することにより、「子どもの読書活動に関わる人材の確保及びスキル向上並びに支援人材同士で、相談・協力・連携できるネットワーク」をつくりました。

(3) 成果指標の達成状況

成果指標：「読書が好き」な子どもの割合を全国平均以上とする。

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、調査は実施なし)における府の「読書が好き」な子どもの割合(令和元年度)は、小学6年生：43.7%（全国44.3%）、中学3年生：34.0%（全国38.9%）となっており、全国平均には達していませんが、第3次計画に基づく取組を実施した結果、「読書が好き」な子どもの割合は全国平均と大阪府平均の差を縮めることができました。

○「読書が好き」な児童・生徒の割合



(※) 平成30年度は質問項目なし

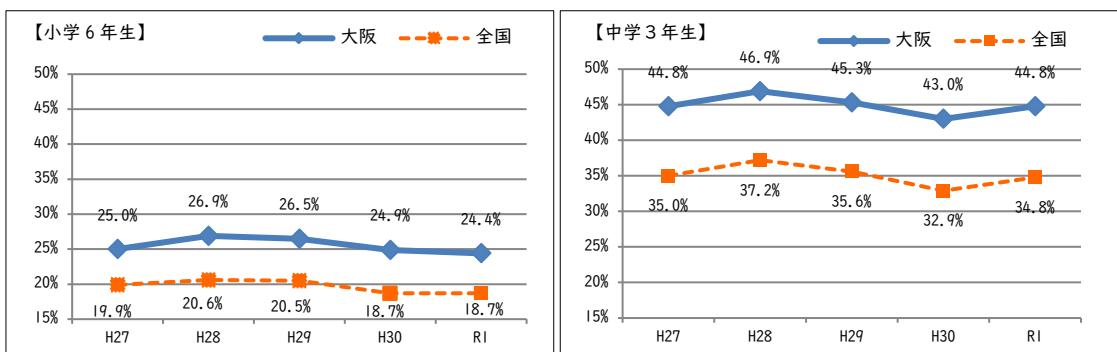
第2 子どもの読書活動の現状と課題について

I. 子どもの読書活動の現状

(1) 全国学力・学習状況調査（文部科学省）

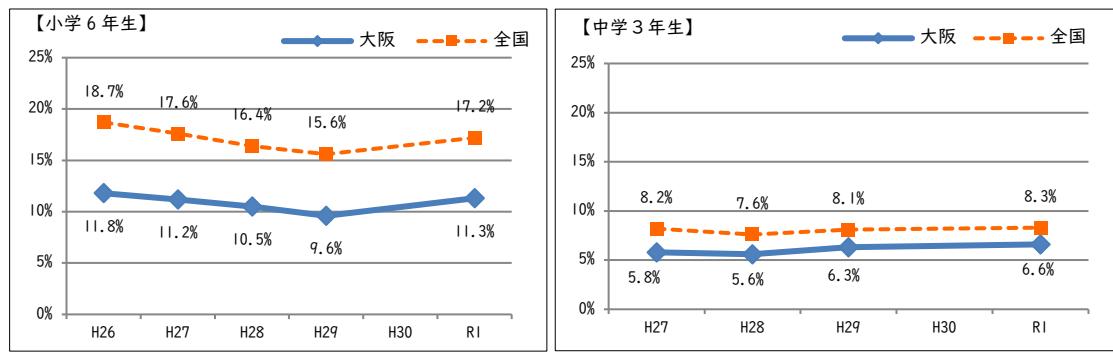
① 「全く本を読まない」子どもの割合

学校の授業時間以外の普段の日（月曜日から金曜日）に「全く本を読まない」子どもの割合は、小学生に比べ、中学生は高くなっています。また、府の割合は、全国平均よりも高くなっています。



② 週1回以上、学校や地域の図書館へ行く子どもの割合

週に1回以上、学校や地域の図書館へ行く子どもの割合は、小学生に比べ、中学生は低くなっています。また、府の割合は、全国平均よりも低くなっています。



(※) 平成30年度は質問項目なし

(2) 令和元年度大阪府子ども読書活動調査（大阪府教育庁）

大阪府では、5年に1度、子ども読書活動推進計画の策定に際して、子どもの読書活動の状況等を把握・分析することを目的に子ども読書活動調査を実施し、計画内容と施策に反映しています。

このたび、第4次計画の策定にあたり、府内の子ども・保護者の読書活動に関する意識や習慣、学校・教育保育施設・社会教育施設における子ども読書活動推進の取組状況等を調査しました。

○ 調査名称

「令和元年度大阪府子ども読書活動調査」（以下、「令和元年度読書調査」という。）

○ 調査時期

令和元年12月から令和2年2月

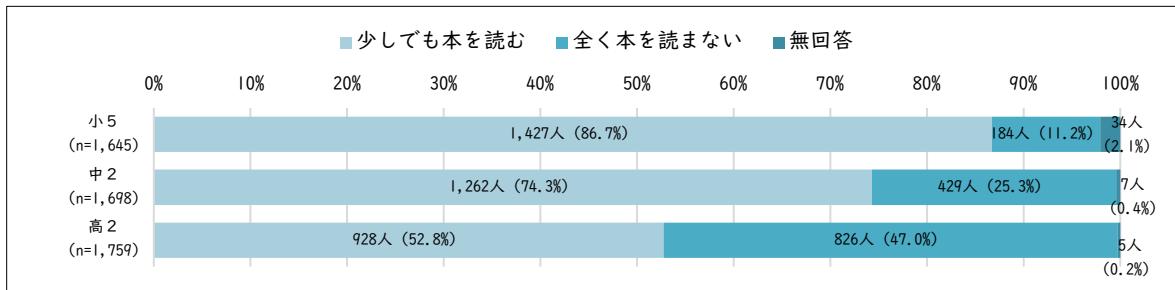
○ 調査対象

- i 国公私立の小中高支援学校（義務教育学校含む）の児童・生徒〔抽出調査〕
(小学5年生：1,645人、中学2年生：1,698人、高校2年生：1,759人)
- ii 保護者（iの児童・生徒の保護者）〔抽出調査〕
- iii 国公私立小中高支援学校（義務教育学校含む）〔全数調査〕
- iv 国公私立幼稚園（認定子ども園等含む）〔全数調査〕
- v 公私立保育所（認定子ども園等含む）〔全数調査〕
- vi 公立図書館（分館、公民館図書室含む）〔全数調査〕
- vii 公民館（viを除く）、公民館類似施設〔全数調査〕
- viii 青少年教育施設〔全数調査〕

（第4章 参考資料「第1 令和元年度大阪府子ども読書活動調査」参照）

① 学校の授業時間以外で「全く本を読まない」子どもの割合

全国学力・学習状況調査と同様に、小学生に比べ中学生になると、学校の授業時間以外「全く本を読まない」子どもの割合は、高くなっています。高校生では、約半数の子どもが全く本を読まないという結果となりました。



② 読書をする時間帯（学校で授業のある日）

（調査対象：①で「全く本を読まない」と回答した児童・生徒以外）

小学生、中学生では、「登校して授業が始まるまでの時間」の割合が高くなっています。これは、一斉読書の取組の影響があるものと考えられます。

また、「帰宅してから寝るまでの時間」に読書をする子どもの割合も高くなっています。その他の時間帯では、読書をする子どもの割合は低くなっています。

	朝、登校するまでの時間	登校して授業が始まるまでの時間	休み時間	昼休み時間	放課後、下校するまでの時間	帰宅してから寝るまでの時間	平日は読書をしない	無回答
小5 (n=1,461)	142人 (9.7%)	720人 (49.3%)	455人 (31.1%)	195人 (13.3%)	136人 (9.3%)	766人 (52.4%)	178人 (12.2%)	19人 (1.3%)
中2 (n=1,269)	75人 (5.9%)	809人 (63.8%)	246人 (19.4%)	161人 (12.7%)	56人 (4.4%)	479人 (37.7%)	110人 (8.7%)	17人 (1.3%)
高2 (n=933)	107人 (11.5%)	266人 (28.5%)	137人 (14.7%)	51人 (5.5%)	82人 (8.8%)	470人 (50.4%)	145人 (15.5%)	13人 (1.4%)

③ 読書をする理由（調査対象：①で「全く本を読まない」と回答した児童・生徒以外）

「本の内容を楽しむことができる」がどの学年でも最も割合が高くなっています。また、「知らなかつたことを知ることができる」は、学年が高くなるにつれて割合が低くなっています。

	気分転換になる	感動を得ることができる	本の内容を楽しむことができる	いろいろな人の考え方方に触れることができる	空想したり夢を描いたりすることができる	趣味を深めることができるもの	文章を読む力がつく	他の人と話す話題が増える
小5 (n=1,461)	772人 (52.8%)	315人 (21.6%)	1,012人 (69.3%)	297人 (20.3%)	596人 (40.8%)	425人 (29.1%)	639人 (43.7%)	532人 (36.4%)
中2 (n=1,269)	592人 (46.7%)	401人 (31.6%)	870人 (68.6%)	276人 (21.7%)	423人 (33.3%)	375人 (29.6%)	449人 (35.4%)	249人 (19.6%)
高2 (n=933)	466人 (49.9%)	308人 (33.0%)	645人 (69.1%)	249人 (26.7%)	279人 (29.9%)	264人 (28.3%)	264人 (28.3%)	143人 (15.3%)
	言葉の表現力をつけることができる	物事を深く考えられるようになる	勉強の役に立つ	知らないかったことを知ることができるもの	わからない	その他	無回答	
小5 (n=1,461)	409人 (28.0%)	330人 (22.6%)	542人 (37.1%)	907人 (62.1%)	76人 (5.2%)	170人 (11.6%)	16人 (1.1%)	
中2 (n=1,269)	321人 (25.3%)	234人 (18.4%)	264人 (20.8%)	561人 (44.2%)	85人 (6.7%)	83人 (6.5%)	11人 (0.9%)	
高2 (n=933)	214人 (22.9%)	170人 (18.2%)	130人 (13.9%)	336人 (36.0%)	43人 (4.6%)	35人 (3.8%)	6人 (0.6%)	

④ 読書をしない理由（調査対象：①で「全く本を読まない」と回答した児童・生徒）

学年が上がるにつれて、「読書をする時間がない」と回答する子どもの割合が高くなっています。

また、「読みたいと思う本がない」「本を読むのがめんどう」と回答する子どもの割合は、どの学年も高くなっています。

	読書をする時間が ない	読みたい と思う本 がない	どの本を 読んで良 いかわから ない	読書をす る必要性 を感じな い	本を勧め る人が周 りにいな い	本の値段 が高い	地域の図 書館が近 くにない	本屋が近 くにない
小5 (n=184)	61人 (33.2%)	98人 (53.3%)	24人 (13.0%)	39人 (21.2%)	16人 (8.7%)	18人 (9.8%)	8人 (4.3%)	13人 (7.1%)
中2 (n=429)	160人 (37.3%)	212人 (49.4%)	48人 (11.2%)	95人 (22.1%)	34人 (7.9%)	65人 (15.2%)	16人 (3.7%)	40人 (9.3%)
高2 (n=826)	397人 (48.1%)	323人 (39.1%)	88人 (10.7%)	102人 (12.3%)	46人 (5.6%)	76人 (9.2%)	22人 (2.7%)	27人 (3.3%)
	家に読み たい本が ない	学校図書 館（室） が開いて いない	文字を読む のが苦手	本を読む のがめん どう	友だちや 家族が本 を読んで いない	わからぬ	その他	無回答
小5 (n=184)	60人 (32.6%)	1人 (0.5%)	53人 (28.8%)	82人 (44.6%)	21人 (11.4%)	15人 (8.2%)	18人 (9.8%)	19人 (10.3%)
中2 (n=429)	107人 (24.9%)	4人 (0.9%)	69人 (16.1%)	182人 (42.4%)	29人 (6.8%)	40人 (9.3%)	26人 (6.1%)	39人 (9.1%)
高2 (n=826)	130人 (15.7%)	1人 (0.1%)	137人 (16.6%)	296人 (35.8%)	48人 (5.8%)	60人 (7.3%)	33人 (4.0%)	54人 (6.5%)

⑤ 読書をする時間がない理由

（調査対象：④で「読書をする時間がない」と回答した児童・生徒）

「塾や勉強」と回答する子どもの割合がどの学年でも高く、中学生になると「部活動」、高校生になると「部活動」や「アルバイト」で読書をする時間がない子どもの割合も高くなっています。

また、全体的に回答割合の高い「テレビ」や「友だちとの遊びや付き合い」、小学生の回答割合が高い「ゲーム」、特に中高生の回答割合が高い「インターネット・メール・SNS・電話」も読書をする時間がない主な理由となっています。

	塾や勉強	部活動	学校での 放課後活 動	習い事や ボランテ イア活動	家事・手 伝いや家 の用事な ど	アルバイト	テレビ	インターネ ット・メ ール・SNS ・電話
小5 (n=61)	27人 (44.3%)	—	2人 (3.3%)	24人 (39.3%)	11人 (18.0%)	—	27人 (44.3%)	18人 (29.5%)
中2 (n=160)	91人 (56.9%)	120人 (75.0%)	15人 (9.4%)	42人 (26.3%)	30人 (18.8%)	—	54人 (33.8%)	100人 (62.5%)
高2 (n=397)	160人 (40.3%)	200人 (50.4%)	10人 (2.5%)	32人 (8.1%)	56人 (14.1%)	119人 (30.3%)	109人 (27.5%)	204人 (51.4%)
	友だちと の遊びや 付き合い	ゲーム	漫画・雑誌	その他	無回答			
小5 (n=61)	24人 (39.3%)	36人 (59.0%)	27人 (44.3%)	7人 (11.5%)	1人 (1.6%)			
中2 (n=160)	73人 (45.6%)	73人 (45.6%)	48人 (30.0%)	10人 (6.3%)	2人 (1.3%)			
高2 (n=397)	151人 (38.0%)	110人 (27.7%)	83人 (20.9%)	22人 (5.5%)	6人 (1.5%)			

2. 調査結果から見える課題

「令和元年度読書調査」結果における「読書をしない理由」のうち、特に回答割合の高かった「読書をする時間がない」「読みたいと思う本がない」「本を読むのがめんどう」の3つの理由を子どもの読書活動における課題と捉え、子どもの読書活動を取巻く社会情勢の変化や国の計画策定における有識者意見等を踏まえて、次のとおり要因を分析しました。

○読書をしない理由（再掲）

	読書をする時間が ない	読みたい と思う本 がない	どの本を 読んで良 いかわから ない	読書をす る必要性 を感じな い	本を勧める 人が周りに いない	本の値段 が高い	地域の図 書館が近 くない	本屋が近 くない
小5 (n=184)	61人 (33.2%)	98人 (53.3%)	24人 (13.0%)	39人 (21.2%)	16人 (8.7%)	18人 (9.8%)	8人 (4.3%)	13人 (7.1%)
中2 (n=429)	160人 (37.3%)	212人 (49.4%)	48人 (11.2%)	95人 (22.1%)	34人 (7.9%)	65人 (15.2%)	16人 (3.7%)	40人 (9.3%)
高2 (n=826)	397人 (48.1%)	323人 (39.1%)	88人 (10.7%)	102人 (12.3%)	46人 (5.6%)	76人 (9.2%)	22人 (2.7%)	27人 (3.3%)
	家に読み たい本が ない	学校図書 館(室) が開いて いない	文字を読む のが苦手	本を読む のがめん どう	友だちや 家族が本 を読んで いない	わからぬ	その他	無回答
小5 (n=184)	60人 (32.6%)	1人 (0.5%)	53人 (28.8%)	82人 (44.6%)	21人 (11.4%)	15人 (8.2%)	18人 (9.8%)	19人 (10.3%)
中2 (n=429)	107人 (24.9%)	4人 (0.9%)	69人 (16.1%)	182人 (42.4%)	29人 (6.8%)	40人 (9.3%)	26人 (6.1%)	39人 (9.1%)
高2 (n=826)	130人 (15.7%)	1人 (0.1%)	137人 (16.6%)	296人 (35.8%)	48人 (5.8%)	60人 (7.3%)	33人 (4.0%)	54人 (6.5%)

（Ⅰ）分析結果

① 「時間がない」 → 読書時間を確保できない、読書のために時間を割かない

「令和元年度読書調査」において、「読書をする時間がない」理由は、「部活動」「塾や勉強」「インターネット等」と回答する割合が高くなっています。

上記の理由のうち、「部活動」や「塾や勉強」等、子どもが自由に時間の使い方を決めることができない活動がある一方で、5年前と比較して、子どものインターネットの平均利用時間が増加しており、その内容は動画視聴、コミュニケーション(SNS)、ゲーム、音楽視聴等の割合が高く、電子書籍の割合は低くなっています。

（第1章「第4 子どもの読書活動を取り巻く社会情勢の変化」「Ⅰ. 情報通信手段の普及・多様化」参照）

この結果から、「読書が好き」な子どもの割合が減少傾向にある要因の一つとして、読書以外（インターネットを利用した動画視聴、コミュニケーション(SNS)等）のことに多くの時間を費やすため、読書に時間を割かない子どもが増加していることがあります。

② 「読みたいと思う本がない」 → 興味を持てるような本がない

「読みたいと思う本がない」と回答した要因については、主に次の3点が想定されます。

- ・本 자체に興味・関心が向けられていない
- ・身近な場所にある本が、読みたいと思う本ではない

・ 身近な場所に本がない

「本 자체に興味・関心が向けられていない」については、もともと読書への興味・関心がない子どもや必要性を感じていない子ども、分析結果①で示した読書以外のこと に興味・関心が向けられて、読書への興味・関心が薄れている子どもがいることが考えられます。

「身近な場所にある本が、読みたいと思う本ではない」「身近な場所に本がない」については、学校図書館（室）の開館割合が増加していることや、学校や教育保育施設と公立図書館の連携割合が増加していることなどから、5年前と比較すると読書環境の整備は進んでいると考えられますが、それらの環境で子どもが興味を持てるような本がないということが想定されます。

「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（平成28年度 文部科学省）によると、「読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられる。」と言及されています。

また、「家に読みたい本がない」「本の値段が高い」「本屋が近くにない」などの回答もあることから、様々な事情により、身近な場所に本がない子どもがいるということも想定されます。（第4章 参考資料「第1 令和元年度大阪府子ども読書活動調査」参考照）

③ 「本を読むのがめんどう」➡ 本を読むことが面倒、文字を読むことが苦手

「本を読むのがめんどう」と回答した子どもは、「本を読まない理由」を複数選択している割合が高く、特に「読みたいと思う本がない」「読書をする時間がない」「家に読みたい本がない」「読書をする必要性を感じない」「文字を読むのが苦手」を選択している割合が高いという結果となりました。

このうち、「文字を読むのが苦手」は、読む力が身に付いていない子どもがいる可能性があり、国の有識者会議では「小学校中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。」という指摘がされています。（「子どもの読書活動の推進に関する有識者会議 論点まとめ」（文部科学省））

○ 「本を読むのがめんどう」と回答した子どもの読書をしない他の選択した回答

	読書をする時間がない	読みたいと思う本がない	どの本を読んで良いかわからない	読書をする必要性を感じない	本を勧める人が周りにいない	本の値段が高い	地域の図書館が近くにない
小5 (n=82)	35人 (42.7%)	57人 (69.5%)	15人 (18.3%)	33人 (40.2%)	11人 (13.4%)	15人 (18.3%)	7人 (8.5%)
中2 (n=182)	65人 (35.7%)	120人 (65.9%)	22人 (12.1%)	76人 (41.8%)	22人 (12.1%)	33人 (18.1%)	6人 (3.3%)
高2 (n=296)	125人 (42.2%)	149人 (50.3%)	50人 (16.9%)	75人 (25.3%)	27人 (9.1%)	38人 (12.8%)	12人 (4.1%)
	本屋が近くにない	家に読みたい本がない	学校図書館（図書室）が開いていない	文字を読むのが苦手	友だちや家族が本を読んでいない	わからない	その他
小5 (n=82)	9人 (11.0%)	41人 (50.0%)	1人 (1.2%)	34人 (41.5%)	16人 (19.5%)	7人 (8.5%)	8人 (9.8%)
中2 (n=182)	17人 (9.3%)	62人 (34.1%)	3人 (1.6%)	53人 (29.1%)	22人 (12.1%)	9人 (4.9%)	10人 (5.5%)
高2 (n=296)	12人 (4.1%)	69人 (23.3%)	1人 (0.3%)	97人 (32.8%)	32人 (10.8%)	11人 (3.7%)	9人 (3.0%)

（2）現状と課題を踏まえた施策の方向性

令和元年度読書調査結果、子ども読書活動を取り巻く社会情勢の変化及び第3次計画における取組成果と課題を踏まえ、第4次計画においては、「読書のために時間を割かない」「興味を持てるような本がない」「本を読むことが面倒」など、発達段階によって異なる理由で読書活動ができていない子どもがいることを踏まえた施策を講じることとします。

また、第3次計画で行った発達段階や生活の場に応じた環境整備を基礎とし、第4次計画では、発達段階ごとの特徴を更に考慮しつつ、子ども一人一人に合った読書活動を進めるための取組を一層拡大します。

第3章 第4次計画の基本方針と重点的な施策

第1 基本方針

第4次計画では、第3次計画期間中における取組の成果を踏まえ、第3次計画で掲げた発達段階と生活の場（※家庭・学校・地域等の子どもが生活をする場）に応じた取組を基礎とし、第2章で把握した課題とその要因を踏まえ、次のとおり基本方針を定めます。（第3章「第8 生活の場ごとの役割と取組例」参照）

基本方針

発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取組みます。

第2 視 点

基本方針に基づき取組む上で留意が必要な事項

- ・令和元年度読書調査において、小学生、中学生及び高校生の発達段階によって、読書をしない理由等に異なる特徴が見られたこと。
- ・「読書のために時間を割かない」、「興味を持てるような本がない」、「本を読むことが面倒」などの理由により、読書活動ができていない子どもがいること。

このような状況を踏まえて、以下の2つの視点で子ども一人一人に合った読書環境を整備します。

視 点

- ① 発達段階の特徴に沿った読書活動推進
- ② 読書活動ができていない（読書のために時間を割かない・興味を持てるような本がない・本を読むことが面倒）子どもへの読書環境整備

第3 計画における読書の位置づけ

「読書」とは、多くの辞書によると、本や書籍、図書、典籍など1冊に綴られた「書物を読むこと」と定義されていますが、目的や状況、自らのスタイルに応じて、ふさわしい「読書」の手法があり、「物語などの紙の本を1冊読むこと」のみが「読書」ということではありません。

小説などの物語だけでなく、新聞などを読んだり、絵本などを人に読んでもらったり、本を見て触って感じたり、写真集や絵画集を見て感じたり、図表や地図などの必要な内容を読み取り活用することも「読書」であり、紙媒体だけでなく、電子媒体で本を読むことも「読書」です。

また、本を1冊全て読むことだけでなく、自分の興味・関心がある箇所を読んだり、見たりすることにより、知識を得ることや、心に留めることも「読書」です。

第4次計画では、読書の概念を広く捉え、子どもが、発達段階や生活の場の状況に応じて、自分自身に合った読書活動ができるよう「読書」を位置づけます。

第4 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までのおよむね5年間とします。

第5 成果指標

令和元年度読書調査では、読書をしない主な理由は、「読書のために時間を割かない」「興味を持てるような本がない」「本を読むことが面倒」などが挙げられ、発達段階によって異なる理由で読書活動ができていない子どもが増加していることがわかりました。第4次計画では、一人でも多くの子どもが読書活動を行うことをめざし、「不読率の改善」を成果指標に掲げることとします。

成果指標

計画期間最終年度までに「本を全く読まない子ども」(不読率)の割合を全国平均（令和元年度：小学6年生18.7%、中学3年生34.8%※）以下とする。

※全国学力・学習状況調査結果（文部科学省）による数値

「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）の児童・生徒に対する質問「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどのくらいの時間、読書をしますか。（教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。）」に対し、「全く読まない」と回答した児童・生徒の割合

	小学6年生	中学3年生
全国	18.7%	34.8%
大阪	24.4%	44.8%

※令和元年度 全国学力・学習状況調査結果
(令和2年度の全国学力・学習状況調査は実施なし)

第6 取組の方向性

取組の柱

第4次計画では、子どもの読書活動を進めるために、以下の「5つの柱」に示す考え方に基づき、発達段階の特徴を捉えながら、子ども一人一人に合った読書環境を整備します。

【ことばを知り】

本の読み聞かせや朗読で話を聞いて「ことば」を理解すること、自分で本を読めるようになることなど、理解できる「ことば」の量を増やしていくことが必要です。

【本にひかれ】

本を読みたいと思う気持ちは読書活動をする上で大切なことです。本に興味・関心を持つきっかけは、保護者などまわりの大人からの本の読み聞かせや、まわりの大人や友達からのお勧めの本の紹介、インターネットやメディアの影響によるものなど様々です。子ども一人一人がそれぞれ興味・関心を示すものに応じて、まわりの大人が、本を読みたいと思う気持ちへ導くことが重要です。

【本に出合い】

読書をする子どもは、本を読んで「楽しい」「新しいことが発見できる」「感動を得ることができる」「いろいろな人の考え方につれることができる」など、本の持つ魅力を認識しています。魅力を実感することができる本との出会いが、子どもが自ら本を読む行動に移るきっかけとなります。子どもの身近な場所で本と出合う環境を整えることが大切です。

【本に親しみ】

読書の魅力を知り、自主的に読書に親しむようになれば、読書習慣が身につきます。読書の魅力を知っている子どもは、多様な選択肢のある生活の中で、一時的に読書から離れることがあっても、興味や必要性が生じたときに、気軽に本を開くことができます。

子どもが読書習慣を身につけるためには、学校や家庭等において、短い時間であっても、子どもが本に親しむ時間を取れるような環境を整えることが重要です。

【本に学ぶ】

読書は、感動や新たな知識を得るだけでなく、社会の中で生きていく様々な力を育む助けとなります。

物語を読むことで、文章を読み取る力や情景を想像する力を身につけることができ、また、新聞、図鑑、地図等などから必要な情報を選び活用することは、情報活用能力を身につけるための基礎となるだけでなく、自ら学び、考え、問題を解決しようとする資質や能力の向上にも繋がります。

子どもが、自分の目的に応じた本を探し、そこから読み取る力についていくことができるような環境を整えることが重要です。

【発達段階ごとの特徴と取組の柱】

読書に関する発達段階ごとの特徴として、以下の表のような傾向があることを踏まえつつ、乳に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみなお、支援が必要な子どもについても、一人一人の状況に応じて、読書環境の整備のための具

5つの柱	ことばを知り	本にひかれ
めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ・文字やことばを知る ・ことばを聞きとる 	<ul style="list-style-type: none"> ・本で物語を楽しみたい ・本で何かを知りたい、調べたい
乳幼児の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月頃からまわりの大人の読み聞かせを通して、少しずつ様々なことばを知ることができます。そして、もの・場面・絵を結びつけていきます。 ・4歳頃から文字に興味を示すようになります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと触れ合いながら絵本で読み聞かせすることにより、絵本に興味を示すようになります。 ・4歳頃から、文字に興味を示すこと等により、自分で本を読もうとするようになります。
小学生の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、語彙の量が増え一人で本を読むことができるようになります。 ・中学年になると、更に語彙の量が増え、推測しながら文意をつかむことができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達や家族、学校の先生など身近な人からの影響が大きく、身近な人に勧められた本に興味を持ちます。 ・アニメや漫画の原作や関連の本にも興味を示すようになります。
中学生の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。 ・自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大人との関係よりも、友人関係に自ら強い意味を見出す時期であるため、友達から紹介された本や、ドラマや映画の原作や関連の本に興味を示すようになります。
高校生の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生の時期より、インターネットやメディアなどの影響を受けやすくなり、SNSや、インターネットで気になった本に興味を示すようになります。 ・自分が好きな作家の本に興味を示すようになります。

幼児の時期、小学生の時期、中学生の時期、高校生の時期の子ども一人一人の発達段階や生活の場ながら読書活動を行うことができる環境整備をするために大阪全体で取組むことが重要となります。体的な方策に取組みます。

本に出合い	本に親しみ	本に学ぶ
<ul style="list-style-type: none"> ・楽しい本と出合う ・新たな発見ができる本と出合う <p>・まわりの大人が、子どもの反応を見ながら、読書環境を提供することにより、子どもが楽しいと思う本と出合うことができます。</p> <p>・子どもの身近なものや食べる・寝るといった動作などの本に興味を示すようになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・読書を身近に捉える ・自ら好きな時に自由に本を読む <p>・子どもが手の届く場所に本がある読書環境の中で、子どもは、自分が読みたい本について、まわりの大人に読み聞かせをせがんだり、自分で繰り返し読もうとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本の内容を読み取る ・必要な情報を活用する <p>・絵本の絵で想像力を育てたり、読み聞かせて聞いたことばを真似したり、ごっこ遊びをすることで、自分の感動を自分のことばで表現することの楽しみを感じるようになります。</p>
<p>・生活の身近な場所である家や、学校・地域の図書館で本を選ぶ傾向にあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら沢山の本を読むようになっていきますが、中学年になると、個々の状況により読書活動に差がでてくる場合があります。 ・子ども一人一人の読む力に応じて読書量や読書の種類に変化が生じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文字で表された場面や情景をイメージするようになります。 ・課題解決のための読書活動を通して読解力や発表力が育まれていきます。
<p>・行動範囲が広くなり、本屋で、本を選ぶ傾向がある一方で、図書館で本を選ぶことが少なくなる傾向があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生の時期では、部活動や塾など、高校生の時期になると、部活動や塾に加えてアルバイトなどにより、読書をする時間がないという傾向が顕著に現れはじめ、読書から離れる生徒が多くなります。 ・読書活動を継続している生徒は、学校の休み時間を使って本を読んだり、自分が読みみたいときに、スキマ時間を使って本を読んだりします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生の時期・高校生の時期の多様な読書活動を通して、理性と感性が磨かれるとともに、社会生活で必要となる相手の言葉を理解し、自分の気持ちを的確に伝える語彙力を育むことができるようになります。 ・多角的な視野で世界を認識する力が育まれていきます。 ・知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことができるようになります。
<p>・中学生の時期より更に行動範囲が広がり、中学生の時期と同様に本屋で本を選ぶ傾向にあります。</p> <p>・インターネットを利用して、本を探したり、選んだりすることもあります。</p>		

第7 府の重点的な施策と具体的方策

子どもを取り巻く社会情勢の変化や子どもの発達段階ごとの特徴に鑑み、府として実施する重点的な施策を7つ掲げ、具体的方策に基づき取組んでまいります。

なお、具体的方策については、計画期間中の情勢の変化により、事業内容を隨時見直す等の検討を行います。

重点的な施策 ① 読書活動普及・啓発

様々な広報媒体を活用し、読書活動ができていない子どもが少しでも本に興味・関心を持つよう読書活動の普及啓発を行っていきます。

また、保護者など子どもの身近な大人が、読書をする姿を子どもに見せることは、子どもにとって大きな影響を与えることから、時間のない大人にも、少しの時間でも本に触れてもらえるよう読書活動の社会的気運醸成に向けた取組を進めます。

具体的方策

乳幼児の時期

- ◆えほんのひろばの実施
 - ・商業施設などで、本との出会いの機会を提供するため、えほんのひろばを実施
- ◆おはなし会の実施
 - ・府立中央図書館におけるおはなし会の実施

小学生の時期

- ◆小学生向け読書イベントの実施
 - ・オーサービジット等の読書イベントの実施
- ◆ミニコミ誌^{*17}等を活用した読書活動啓発の実施
 - ・児童に直接届くミニコミ誌等を活用した読書活動啓発

中学生の時期

- ◆中高生向け読書イベントの実施
 - ・ビブリオバトル大会や、オーサービジット事業、POPづくり等の読書イベントの実施
- ◆SNSやミニコミ誌等を活用した読書活動啓発の実施
 - ・生徒に直接届くSNSやミニコミ誌を活用した読書活動啓発の実施

高校生の

- ◆「子ども読書の日」・「子どもの読書週間」^{*18}におけるイベントの実施
 - ・「子ども読書の日」「子どもの読書週間」に合わせて府民に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるイベントを実施

- ◆「こころの再生」府民運動^{*19}と連携した読書活動の普及・啓発
- ◆OSAKA PAGE ONE キャンペーン^{*20}
 - ・公民連携による読書活動普及・啓発
 - ・家読や、スキマ時間読書・つまり読書などの普及

- ◆読書活動普及啓発広報物の作成
 - ・映画のタイアップポスター等、様々な広報媒体を活用し、読書活動普及啓発を実施

- ◆国際児童文学館^{*21}の資料展示・イベントの実施
 - ・国際児童文学館が所蔵する国内外の貴重な資料を活用することによる読書への関心を高める取組の実施

重点的な施策 2 乳幼児の時期の保護者や教育保育施設への読書活動支援

乳幼児の時期の子どもの読書活動については、家庭が大きな役割を担っています。令和元年度読書調査において、8割以上の保護者が、子どもに絵本や本を読んだことがあると回答しており、多くの保護者が読み聞かせの重要性を認識していると考えられます。

一方で、保護者に対する読書活動の取組を行うことができていない教育保育施設へ理由を聞いたところ、読書活動の手法がわからない、施設が狭いため本を置くスペースがない、また、時間がない保護者がいるという回答がありました。

そこで第4次計画では、読書活動の取組を行うことができない教育保育施設や、時間のない保護者に焦点に置いて幅広い支援を実施します。

具体的方策

乳
幼
児
の
時
期

- ◆教育保育施設職員への子ども読書活動に関する研修の実施
 - ・教育保育施設の職員等を対象とした読み聞かせ講座等の研修を実施
- ◆特別貸出用図書セットの充実
 - ・言葉遊び、食べもの等、子どもの興味や生活に応じたテーマでそろえた絵本のセットのほか、手遊び・わらべうた等のセットの充実
- ◆ボランティア養成講座の実施
 - ・乳幼児の時期の子ども・保護者に対する読み聞かせなどのボランティアの養成講座の実施
- ◆府立中央図書館ホームページ「子どものページ」「子どもの読書活動推進のページ」の活用
 - ・府立中央図書館のホームページ「子どものページ」「子ども読書活動推進のページ」を活用し、保護者や教育保育施設職員に対して、司書の知識と経験をもとに集めた魅力的な子どもの本や情報を提供
「子どものページ」
[<http://www.library.pref.osaka.jp/site/kodomo/>]
「子どもの読書活動推進のページ」
[<http://www.library.pref.osaka.jp/site/central/dokusho-katsudo.html>]
- ◆ブックスタート^{*22}など、家庭や地域における読み聞かせ活動の支援
 - ・府の新子育て支援交付金^{*23}の活用による市町村のブックスタート等の全ての保護者を対象とした乳幼児の時期の読書環境の取組支援

重点的な施策 3 中高生が読書への興味・関心を高めるための、インターネットを活用した取組

「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）結果によると、インターネットでの動画視聴やゲーム等、特に中学生では2時間程度、高校生では3時間程度の利用時間となっています。また、情報や学びを得るためのツールとして、Twitterなどの短文中心のSNS等を使用している割合が高いことから（「『18歳意識調査』第30回－読む・書く－」（日本財団））、読書への興味・関心が高まるようにインターネットを活用した取組を進めます。

具体的方策

中学生の時期

高校生の時期

- ◆府の公式Twitterにおける中高生向け本の紹介「さあ、本を読もう！」を実施
 - ・大阪府広報担当副知事“もずやん”がつぶやく府公式Twitterでの「さあ、本を読もう！」コーナーにおいて、大阪府職員が、主に中高生に向けたおすすめ本を選書し、紹介
- ◆「さあ、本を読もう！」の中高生からの投稿の実施
 - ・「さあ、本を読もう！」に投稿機能を加え、新たに中高生からのおすすめ本を投稿できる参加型とし、中高生の読書に対する興味・関心を高める取組を実施
- ◆大阪府中高生ビブリオバトル大会の動画配信等の実施
 - ・平成27年度から実施している「大阪府中高生ビブリオバトル大会」を、第4次計画期間中も引き続き実施
 - ・大会の様子を大阪府ホームページで動画配信し、来場できない生徒にも視聴できる取組を実施
- ◆オーサービジット事業の（中高生向け）の動画配信等の実施
 - ・平成29年度から実施している「オーサービジット事業（学校園への作家訪問）」を第4次計画期間中も引き続き実施
 - ・オーサービジット事業の様子を大阪府ホームページで動画配信し、学校教育現場におけるオーサービジット事業の普及を促進
- ◆「YA！YA！YA！べんりやん図書館」の活用
 - ・府立中央図書館の中高生（YA世代）をメインターゲットに図書館の使い方を紹介したウェブサイト「YA！YA！YA！べんりやん図書館」において、中高生が読みたい本を見つけられるよう様々なジャンルの本を紹介

重点的な施策 4 支援が必要な子どもへの読書環境づくり

令和元年に「読書バリアフリー法」が施行され、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受けることができる社会の実現が求められています。

障がいのある子ども一人一人に応じることができるように点字図書やデイジー図書^{*24}、L·Lブック^{*25}などアクセシブルな書籍^{*26}の整備と、子どもの読書活動に関わる支援者の育成を図ります。

また、府において、日本語指導が必要な児童・生徒数及び言語数は増加傾向にあります。日本語指導が必要な子どもの状況に応じ、読書に関心を持ち、豊かな読書活動ができるよう様々な機会や環境を整備します。

具体的方策

乳幼児の時期

◆府立中央図書館における子ども向けの点字図書、デイジー図書、L·Lブック等の充実
・点字図書、デイジー図書、L·Lブック等の更なる充実

◆府立中央図書館における多言語で書かれた絵本の充実や、おはなし会の実施
・現在所蔵している40ヶ国以上の絵本の更なる充実と、それらを活用したおはなし会の実施

◆えほんのひろばや読み聞かせなど、支援が必要な子どもの状況に応じた本との出合いを提供
・えほんのひろばにおける点字図書や多言語図書の配架
・府立中央図書館や支援学校等において、手話でのおはなし会等を実施

◆特別貸出用図書セットの充実及び協力貸出の実施
・多言語で書かれた本、誰もが楽しめる文字なし絵本等の貸出セットを充実し、学校や教育保育施設、ボランティア等の団体に貸し出しを実施

◆障がいのある子どもや日本語指導が必要な子どもに対する読み聞かせ活動の支援
・府の新子育て支援交付金の活用による障がいのある子どもや日本語指導が必要な子どもに対する市町村の読み聞かせ活動の支援

◆子どもの読書活動に関わる支援者に対する研修や講演等の実施
・支援が必要な子どもの読書活動の現状や課題・方策について、子どもの読書活動に関わる支援者に対する研修や講演等を実施

◆図書館利用に困難がある子どもやその保護者に対するサービスの実施
・図書館利用に困難がある子どもやその保護者に対して、郵送貸出や、アプリケーション^{*27}・ソフトを利用した対面朗読^{*28}サービス等を実施

小学生の時期

中学生の時期

高校生の時期

重点的な施策 5 子どもに本を届けるネットワークの整備

令和元年度読書調査において、本を選ぶ場所として小学生は「学校図書館（図書室）」、中高生では「本屋」が一番多く、選び方としては、学年が低いほど身近な人から勧められた本を選ぶ傾向が高い一方で、読書をしない理由として、「家に読みたい本がない」「本の値段が高い」「本屋が近くない」などの回答があり、様々な事情により子どもの身近な場所に本がないこともわかりました。

このような発達段階ごとの特徴を考慮し、様々な場所・状況にいる全ての子どもが「読みたいと思える本」と出合うため、興味・関心が向くような本が子どもに届けられるようネットワークを充実するとともに、ボランティアや、子どもの読書活動に関わる支援者に対して、本に関する情報や読書手法等を届けることができるよう取組を実施します。

具体的方策

乳幼児の時期

- ◆特別貸出用図書セット（絵本）の貸出
 - ・絵本の特別貸出用図書セットの貸出
- ◆ボランティアとの連携支援
 - ・教育保育施設におけるボランティアによる読み聞かせ等の取組支援

小学生の時期

- ◆特別貸出用図書セット（朝読・調べ学習等）の貸出
- ◆ボランティアと学校の連携支援
 - ・小学校におけるボランティアによる読み聞かせ等の取組支援

中学生の時期

- ◆特別貸出用図書セット（朝読・調べ学習等）の貸出
- ◆時間がない子どもに対するおすすめ本の紹介
 - ・部活動や塾などで読書活動の時間のない子どもに対して、短時間で読むことのできる短編本等を紹介

高校生の時期

- ◆特別貸出用図書セット（朝読・調べ学習等）の貸出
- ◆学校図書館を活用できる時間の確保
 - ・府立高等学校の生徒が学校図書館を活用できるよう開館時間を確保

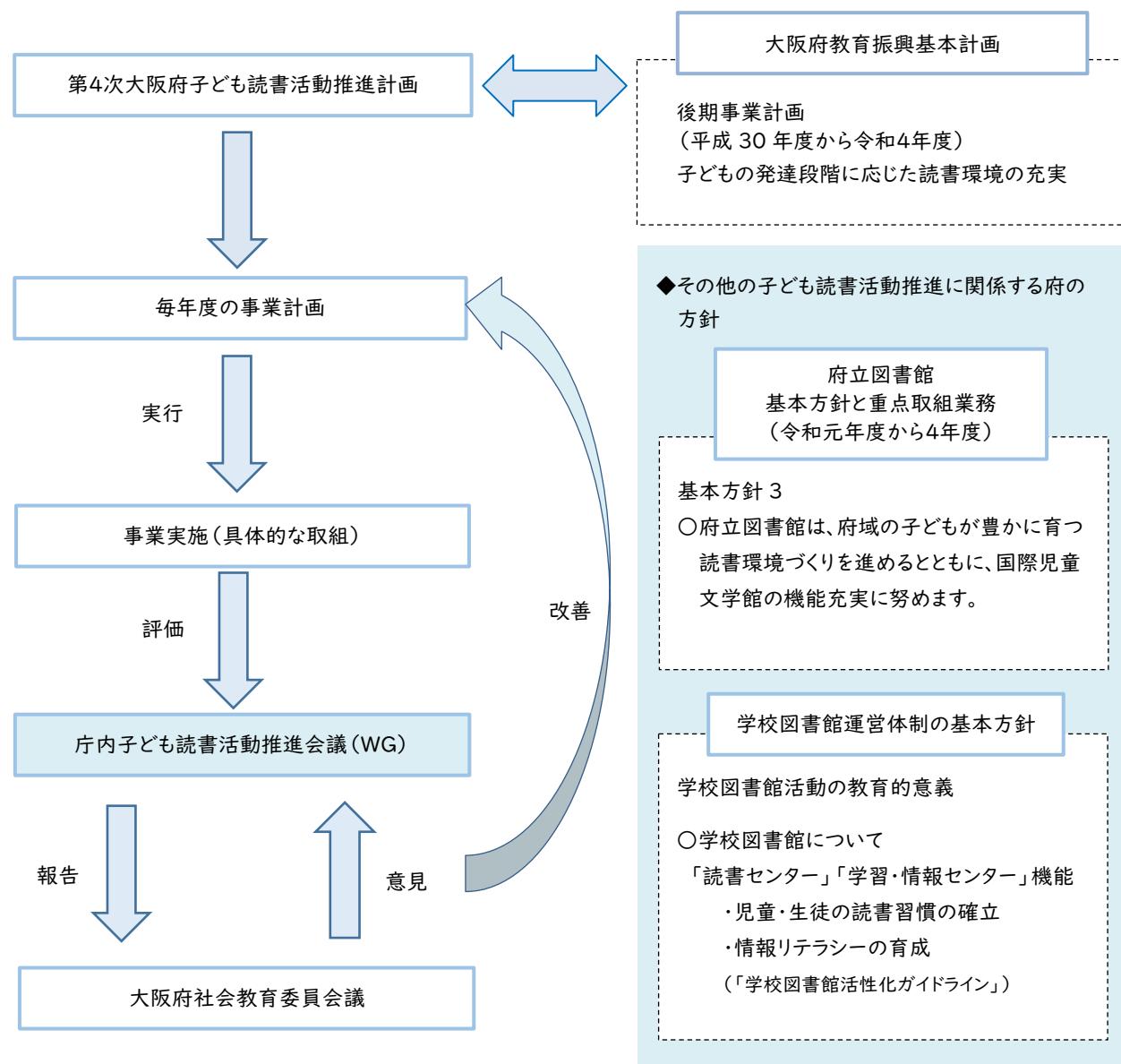
- ◆おすすめ本紹介冊子の作成
 - ・「だっこよんで」「よんでもよんで」「ほんだな」等の作成
- ◆学校図書館（「学習」「情報」「読書」センター機能）の活用促進
 - ・学校教育現場の職員に対して、フォーラムやホームページでの好事例の紹介等を実施
- ◆人材育成
 - ・ボランティア養成講座等の実施
 - ・府内の図書館職員等のスキルアップに役立つ講座等の実施
- ◆特別貸出用図書セットの貸出
 - ・図書館未設置自治体公民館図書室、地域型保育病院内患者図書室、児童福祉施設、矯正施設等への貸出支援の実施
- ◆読書活動支援者に対する読書関連講演や好事例の紹介
 - ・図書館司書やボランティア等を対象としたフォーラムの実施
 - ・府立中央図書館における「新刊紹介」講座を実施

重点的な施策 6 子どもの読書活動を進めるための組織の設置

子ども読書活動の推進に取組む関係各課による子ども読書活動推進会議（ワーキンググループ）を設置し、子どもの読書活動の取組の進捗管理、子どもの読書活動を取巻く環境の変化や課題の共有とともに、毎年度事業計画の内容を検討します。

また、その内容について、大阪府社会教育委員会議^{*29}へ毎年度報告し、意見を聞きながら、取組に反映していきます。

大阪府子ども読書活動推進会議体制



重点的な施策 7 電子書籍の活用検討

新型コロナウイルス感染症の影響により、非来館による図書館資料の利用や、電子書籍への関心が高まっています。また、近年子ども向けのコンテンツ^{*30}を含む電子書籍貸出サービスを導入する公共図書館は、府内でも増えつつあります。

府立図書館において、電子書籍の活用に関する調査・検討を行うとともに、無料コンテンツの紹介等の取組を進め、より良い読書環境が整備されることをめざします。

子どもの電子書籍活用状況

○「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」

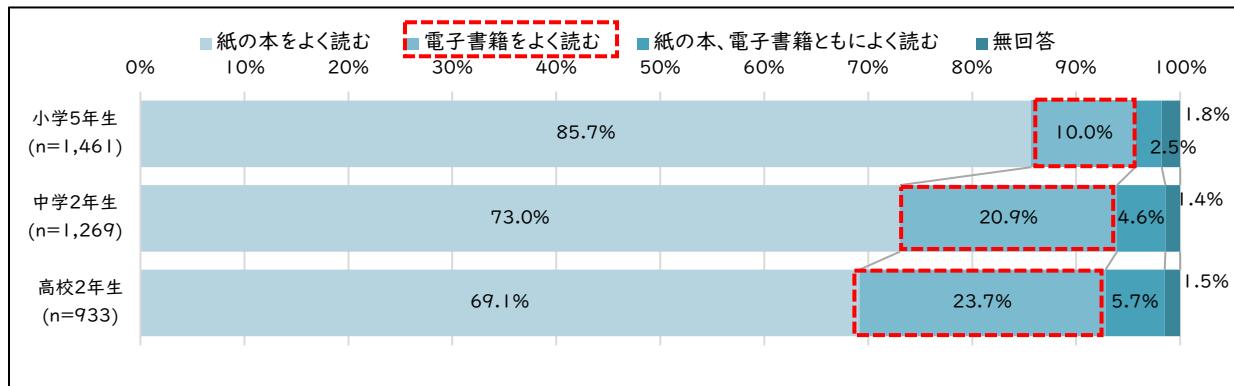
- (1) 調査地域：全国
- (2) 調査対象者：小学校5年生から高校3年生相当の子どもとその保護者
- (3) 標本数：12,489

国の第四次基本計画では、スマートフォン等の電子メディアの普及が子どもの読書環境に影響を与えていた可能性があることを踏まえ、その影響に関する実態把握・分析を行う必要があるという認識が示されています。子どもの電子メディアの利用実態を把握し、読書活動等との関係を捉えることを目的に平成31年3月に、「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（文部科学省）結果が公表されました。

その結果によると、過去1ヶ月間に電子書籍を読んだ割合は、小・中・高いどれも2割程度でしたが、どの学年においても、4割台の子どもが図書館等において電子書籍を借りられるようになると良いと思っているとの結果が得られました。

○令和元年度読書調査

- ・普段、紙の本と電子書籍のどちらの本をよく読みますか。



大阪府が実施した令和元年度読書調査においても、電子書籍を読む割合は、紙の本と比べ、少ないという結果となりました。

第8 生活の場ごとの役割と取組例

I. 生活の場ごとの役割

(1) 家庭

子どもの読書活動については、家庭が大きな役割を担っています。

子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して「子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすこと」(推進法第6条「保護者の役割」)が求められています。

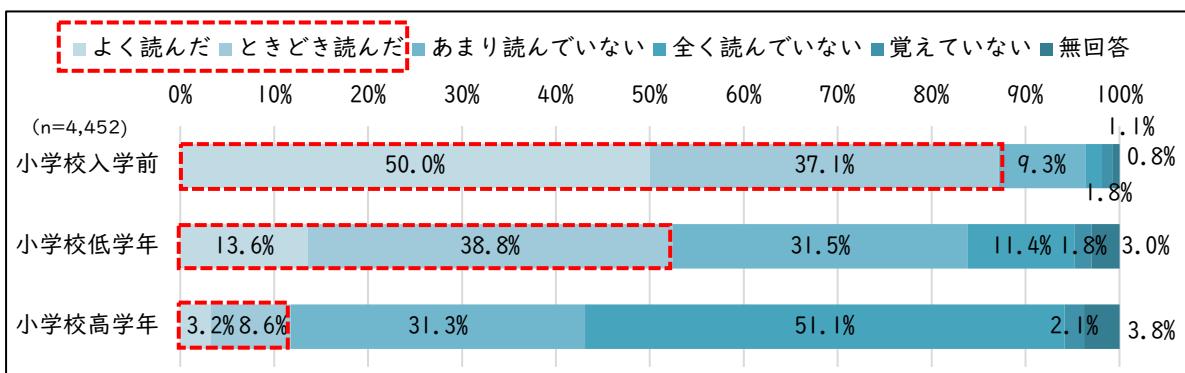
令和元年度読書調査では、子どもに対して、絵本や本の読み聞かせをほとんどの保護者が実施しており、小学校入学前等に読み聞かせをしてもらった経験がある子どもほど本を読む割合が高い傾向にあることがわかりました。

子どもの読書活動は、日常生活を通じて形成されるものであり、乳幼児の時期から生活の中で本に親しむ機会が提供されることが必要です。

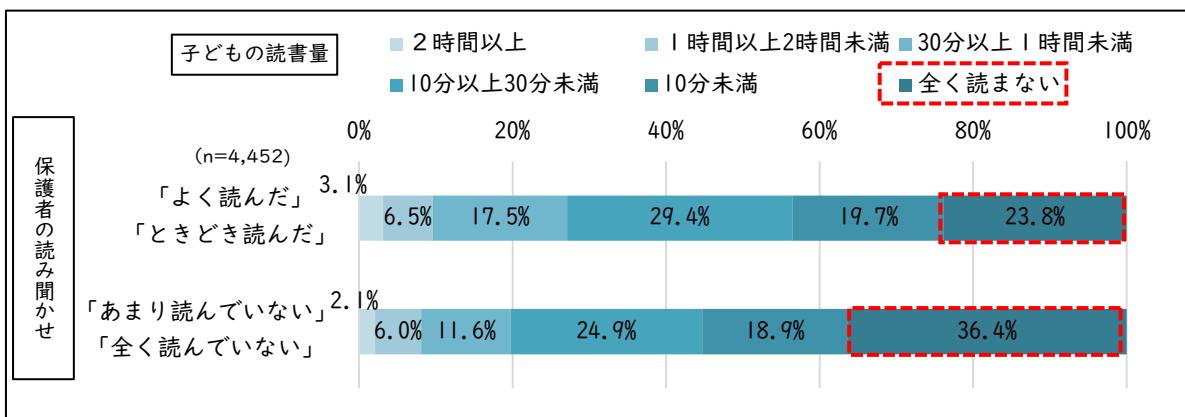
このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館や本屋に出向くなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

また、読書活動の機会の充実及び習慣化を図るために、保護者自身も本に親しみ、読書に対する興味・関心を引き出すよう働きかけることが望まれます。

○保護者の子どもに対する読み聞かせ



○小学校入学前の読み聞かせと子どもの読書量の関係



(2) 学校等

子どもが自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かす習慣を形成していく上で、学校等はかけがえのない大きな役割を担っています。新学習指導要領では、言語活動の充実とともに、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の自主的な読書活動を充実することが規定されています。

また、幼稚園教育要領等において、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。

これらを踏まえ、学校等においては、学校司書や司書教諭を含む教職員間の連携に留まらず、公立図書館やボランティア等と連携することで、学校図書館の開館時間の確保や図書の充実、授業等での学校図書館の活用等に努め、全ての子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書の幅を広げていくことができるよう適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが求められます。

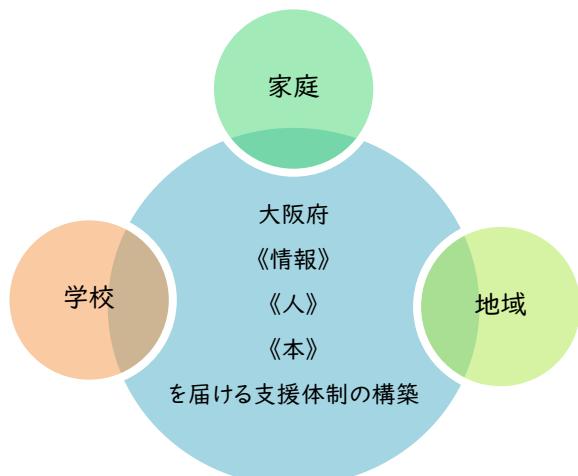
(3) 地域（公立図書館、公民館、書店等）

様々な事情により読書活動ができていない子どもが、いつでもどこでも本に親しむことができるよう、読書活動が身近で行える環境を整備することが必要です。公立図書館は、子どもが探していた本だけでなく、思いがけない本と出会い、自主的に読書を楽しむことのできる場所であり、地域における読書活動推進の中核的な役割を果たしています。今後さらにその役割を果たすよう努めることが望されます。

児童館や公民館等の図書室は、身近な読書活動を行う施設として機能しており、公立図書館等と連携し図書資料等を整備することが求められます。また、読書活動に関し専門的知識を持つ者やボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ、おはなし会等、子どもに読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望されます。

また、子どもの読書活動の推進を社会全体で効果的に取組むためには、公民連携による普及・啓発が大切です。

これまでも街なかにおいては、メディア、出版業界、書店、商業施設等の民間事業者や、子ども文庫^{*31}、まちライブラリー^{*32}等において、自由な発想により、府民に「読書の楽しさと重要性」を伝えていく各種の活動が推進されています。引き続き、民間事業者等と行政とが持続的な協力関係を築いたり、子ども読書推進に関わる団体のネットワークづくりを進めることができます。



2. 生活の場ごとの取組例

子どもの発達段階の特徴に応じた生活の場ごとの取組を例示しました。

様々な事情により読書活動ができていない子どもや支援が必要な子どもを含めた全ての子どもにとって読書がごく自然な活動として定着するために、生活の場ごとの役割を基本に取組むとともに、さらに効果的なものによるよう関係機関が連携・協力することが望されます。

地域			(公立図書館、公民館、書店等)	
	家庭		学校等	
	公立図書館	書店等		
乳幼児の時期	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに読み聞かせる 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で本を読む時間を確保する 子どもが自由に手に取ることができる本を置く 	<ul style="list-style-type: none"> 絵本や紙芝居等の読み聞かせの実施 保護者に対する読書活動の実施 ボランティアとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 公立図書館との連携 異年齢による子ども同士の読み聞かせや、子どもが相互に本を紹介する取組
小学生の時期	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと一緒に公立図書館、書店に行く 		<ul style="list-style-type: none"> 読書イベントの実施（読み聞かせ等） ボランティアとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉読書の実施 授業等での学校図書館の整備・活用
中学生の時期	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが自ら好きな本を読む 子どもがスキマ時間を見つけて本を読む 		<ul style="list-style-type: none"> 読書イベントの実施（ビブリオバトル等） 生徒会活動や部活動等生徒主体による読書活動の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 家読³³の推奨
高校生の時期				<ul style="list-style-type: none"> おはなし会の実施 保健センターとの連携（ブックスタート・読み聞かせの実施） 読書イベントの実施 YAコーナーの充実 インターネットを活用した読書活動に関する情報提供

3. 生活の場ごとの読書活動事例

生活の場における読書活動の取組のヒントとなるよう、子どもが読書への興味・関心が高められるような読書活動や、読書活動時間を取りきくことができない保護者への活動、子どもが主体となって実施する活動等、府内の学校や図書館・地域において実践されている取組事例をご紹介します。

大阪府ホームページにおいて、その他読書活動事例を掲載しています。

[<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/kodomodokusyo/index.html>]

(Ⅰ) 学校等

様々な絵本の読み聞かせ

《大阪市立平野西保育所》

○ 1分間の座布団読み

- ・月に1度、お迎えの際に保護者に1分間で読むことができる赤ちゃん絵本の読み聞かせを行ってもらっている。
- ・保護者と乳幼児のスキンシップの時間の確保、乳幼児の本離れの解消、保護者も乳幼児と一緒に絵本の面白さを感じてもらうことを目的として平成25年より実施している。保護者の膝に座って絵本を読んでもらうことから、座布1枚のスペースができる「座布団読み」と名付けて行っている。
- ・絵本の読み聞かせの大切さはわかっているが、年齢に応じた長い本を読まないといけないと感じており、時間が取れないと思っている保護者が多い中、1分程度で読み切れる赤ちゃん絵本を用意し、忙しい保護者でも無理なく取組むことができるものとなっている。

[効果]

- ・乳幼児は毎月の座布団読みの日を楽しみに待ち、めあての絵本を持って嬉しそうな顔をして保護者の膝に座ってお話を楽しんでいる。忙しい日々の中でも1分という短い時間の中で、本というツールを通して親子のコミュニケーションを図る一助となっている。



○ 「月刊絵本」*34 の日々（にちにち）読み

- ・等しく読書環境が整備できるよう0歳児から5歳児全ての乳幼児を対象に、「月刊絵本」を購入し、全員に配付している。
- ・乳幼児は「自分の本」に愛着を持ち、毎月届く嬉しさから絵本がますます好きになり、大切にしている。

「月刊絵本」は1ヶ月間保育所で乳幼児の手元に置き、保育士が毎日順々に乳幼児1人の「月刊絵本」を選んで読み聞かせを行っている。内容は同じものを繰り返すが乳幼児にとっては今日読んでもらう本は「自分の本」であり、その日は保育士の前の特等席に座ってお話を聞き、特別な1日を感じている。乳幼児は毎日お話を聞くことで、絵本の内容をしっかりと自分のものにし、お話の世界に入って楽しんだり、文字の読めない乳幼児でも自分で絵本を開いて楽しむことができている。

- ・1ヶ月後に、「月刊絵本」を家へ持ち帰ると、家で保護者相手に幼児自身が読み聞かせをしているという話も聞く。また、絵本の内容が幼児の中に浸透すると、絵本の内容から運動遊びやお絵かきなど自ら遊びで表現したり、年長になると劇を創作するなど、自ら創造する行動が見られるようになっている。

[効果]

- ・日々読みの実施により、絵本の世界を楽しみながら、ことばを覚え、自ら遊びや物語を作り出すなど、子どもの様々な力を養うことに繋がっている。



児童主体による読書活動の活性化

《枚方市立西牧野小学校》

○図書委員による読書活動

- ・平成30年度より、司書教諭及び図書部の教員の指導のもと、図書委員に所属している児童が全児童の読書ノートの進捗を把握することに加えて、読書量の多い児童に贈呈する「しおり」の作成や、おすすめ本の紹介、読書期間中の読み聞かせ等を行っている。
- ・また、同年度より、学校図書館担当職員を中心として、「図書館オリエンテーリング」を実施し、授業に必要な蔵書をそろえたり、中学校区内の他の小学校と蔵書情報を共有したりすることで、調べ学習の内容や回数について共通点を持たせている。

[効果]

- ・図書委員の活動を活発化させ、図書委員の児童が意欲的に活動できるようにすることで、図書委員が中心となって他の児童と学校図書館の利用や読書を繋げる取組が進んでいる。



学校図書館の活用

《羽曳野市立古市南小学校》

○読書月間の設置

- ・毎年、6月にあじさい読書月間、11月に秋の読書月間を定めている。
- ・学校図書館の本を借りる際に、スタンプを押す「スタンプラリー」や「読書すごろく」「先生のおすすめ本」を読むなど取組んでいる。



○家読の実施

- ・全学年で家読を実施し、毎月「うちどくカード」に家読を取組んだ日や読んだ本を記入。
- ・4月に保護者向けの手紙を出し、家庭での協力をお願いし、6月・11月の読書月間の期間には「おうちの人からのひとこと」をつけて家読の様子等、保護者からコメントをもらっている。

○朝の読書タイムの実施

- ・全校一斉で、毎日8時30分～40分まで読書時間を作っている。

○ビブリオバトルの実施

- ・主に高学年を中心に「ビブリオバトル」を実施している。
- ・保護者に取組を見てもらうため、本番は参観で行った。

[効果]

- ・家読を5年以上、朝読を10年以上続けて実施することにより、読書習慣がついてきており、家庭で読書をする児童の割合が増える等の効果が出ている。また、読書月間には、家読の様子等について保護者からコメントをもらうなど、保護者を含めた取組を実施することにより、児童のみならず保護者に対しても、本への関心を広げ、児童の読書意欲を引き出すことに繋がっている。



学校図書館の活用

＜熊取町立熊取北中学校＞

○読書センターとしての取組

＜来館しない生徒をいざなう図書館イベントの実施＞

- ・図書委員が企画・運営を行い、スクールライブラリークイズ、ワークショップ、熊取町立全中学校図書委員交流会、町立図書館見学会など、本を介して多くの生徒が集う場となるようイベントを実施している。

[効果]

- ・様々なイベントを実施することで来館する機会を作り、自分にとって楽しい場所、利用価値のある場所だと体験を通して知ってもらう取組となっている。



＜小学校への「本の読み聞かせ交流」の実施＞

- ・小中連携の一環として、図書委員が、隣接の小学校へ昼休みの時間を利用して、支援学級を含む全クラスで読み聞かせを実施している。

[効果]

- ・全児童から心温まる手紙が届けられ、小学生との繋がりを生む機会となっており、図書委員としての自覚や達成感が得られる活動となっている。

○学習・情報センターとしての取組

＜「朝の読書」と「校内ビブリオバトル大会」の実施＞

- ・年間を通じ全校で朝の読書を行っており、それを発信する機会として校内ビブリオバトル大会を開催している。

全クラスで取組み、各図書委員がクラスで見本を示して発表し、その後、構成を考え表現を工夫した発表文章を、クラス全員で聞き合い、選出された代表が校内大会で披露している。

そこでチャンプ本（優勝本）に選ばれた代表が、大阪府中高生ビブリオバトル大会に出場している。

＜授業での図書館活用＞

- ・主体的な学びをめざし、学校図書館司書と連携し、授業計画を立案し生徒と共有して進めている。

調べ学習では、生徒が課題に対して、集めた情報を整理し考察してまとめる。わかりやすく発信できるように話の展開を考え発表したり、相互評価して振り返ったりする等、問題解決法を学んでいる。

＜全国の新聞（134紙）活用＞

- ・複数の新聞を読み比べ、物の見方や考え方を広げるねらいで図書館に見本紙を設置している。

全国紙・地方紙等、新聞それぞれの特徴や役割に気づくきっかけとなっている。



[効果]

- ・図書委員が考え実施したアンケートの結果において「読むことが楽しいと思えていますか」「去年より本を読む時間が増えましたか」等の質問に、「はい」の回答が多くを占めていた。

また、考えて書く・話す・聞く等の、言語能力が身についたと実感している感想が見られた。

さらに、授業での図書館活用を通じ自分で課題を見つけ、より深め学ぶという力・多くの資料や仲間の発表から、広い視野に立って物事を考える力・情報活用力等の育成に繋げることができている。

学校図書館の整備

《府立山本高等学校》

○利用者全てに利用しやすく親切な図書館～誰にでも優しい図書館をめざして～

- ・合理的配慮に基づきバリアフリーをめざして図書館内の整備を実施した。車椅子の生徒も図書館を利用しやすいよう入口扉を大きく広げ、書架の高さを低くし、更に書架の間隔を広くとる等の改修を行った。
 - ・図書委員活動のなかで、しおりにもなるリーディングトラッカー^{*35}を手作りし、カウンターに置いている。どの生徒も同じように学校図書館での読書を楽しむことができるような取組を実施している。
 - ・畳を敷いた閲覧スペースや一人でゆっくりできるコーナー等、誰もが本に親しめる居場所を作るようしている。



障がいのある子どもの読書環境づくり

《府立東大阪支援学校》

©BOOK FOREST-おはなしの森-プロジェクト

- ・平成28年度に「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の基本方針に基づき、本に親しみ読書の楽しさと大切さを知り、自発的な読書活動や読み聞かせ活動を行うことができる環境整備に取組むため、「BOOK FOREST-おはなしの森-プロジェクト」を実施した。

＜図書室の整備＞

- ・重度重複の障がいのある児童・生徒が、様々な感覚を使って読書活動・読み聞かせ活動できるよう図書室中央にある柱を大きな木に見立てて、それを中心にみんなが集う「おはなしの森」をコンセプトに、壁紙・窓枠・暗幕を緑に、天井は空と雲をイメージしたカラーリングとし、児童・生徒がゆったりとおはなしを楽しめるよう工夫した「おはなしスペース」の整備を行った。

＜図書の充実と読書活動推進＞

- ・印刷物を読むことに困難のある児童・生徒のためのマルチメディアディジタル等の読字支援機器による読書支援や、ページめくりが困難な運動障がいのある児童・生徒のためのディジタル図書・電子書籍と自助具等を組み合わせた環境の整備、書画カメラ³⁷等を導入した視覚支援によるグループ学習の推進等、様々な障がいや発達段階の児童・生徒に応じた図書の充実と児童・生徒一人一人に合った読書活動を推進している。

〔効果〕

- ・障がいのある子どもの状況に応じて一人一人が様々な形で読書活動ができるよう基礎的環境整備^{*38}を整えたことにより、子どもが本やデイジー図書等を楽しむ様子が見られ、授業での図書室利用が大幅に増え、貸出冊数も増加している。



(2) 地域（公立図書館等）

除籍本の有効活用

『本のリサイクル運営委員会・阪南市立図書館』

○リサイクルブック “つながり”

- ・阪南市立図書館では、毎年約6千冊が新たに加わるため、蔵書が満杯の状態となり、同じだけの本が蔵書から外れている。平成29年から借りる人がいなくなったり、内容が古くなったりして図書館に置くことができなくなった本を、年3回無償で提供する場を設けてきた。
- ・市民からの回数増加の要望もあり、平成29年4月に図書館から提案した市民協働事業として「本のリサイクル運営委員会」が市民有志により結成され、図書館に置ききれなくなった本を阪南市「サラダホール」（図書館やホールが入る複合文化施設）内で安く販売する「リサイクルクブック “つながり”」を開店した。
- ・その収益で、阪南市内の子育て総合支援センター・保育所・幼稚園・小学校等の公共施設に本を寄付するという社会還元を行っている。

[効果]

- ・図書館が入る複合施設において除籍本をリサイクルする取組は、市民に図書館や読書への関心を高めるものとなっている。
また、リサイクルブックの収益により、保育所等へ本を寄附することで、子どもの生活の場における読書環境の充実の一端を担っている。



公民連携による読書推進

『セレッソ大阪・大阪市立図書館』

○読書手帳の配付

- ・大阪市は、平成28年2月に大阪市をホームタウンとするセレッソ大阪（日本プロサッカーリーグ（Jリーグ））と連携協力に関する包括協定を締結し、スポーツの振興、教育、広報など様々な分野においてそれぞれの活動の充実を図り、地域連携を積極的に推進している。
- ・大阪市立図書館とセレッソ大阪は、これまでも読書を通じて豊かな心を育むことを目的とし、協働して様々な活動を実施してきた。
- ・セレッソ大阪25周年の節目の年である平成31年に、「読書推進プロジェクト一本を読んで、人生を豊かにー」として、大阪市内外の企業や団体とともに、今までの取組に加え、オリジナル読書手帳の配付やセレッソ大阪ホームゲームでの図書館ブース展開、スタジアムで読書をするコラボイベントなど、さらに魅力的な活動を実施することとした。
- ・読んだ本の感想を記入できる「読書手帳」は、大阪市立内全小学生約12万人へ配付し、セレッソ大阪の選手や大阪市長のほか、企業の代表者による「おすすめの1冊」の紹介、本を読むごとにシールを貼ったり、読書チャレンジとして、読んだ本の達成数によるプレゼント（セレッソ大阪ホームゲームへの招待）等、子どもが読書への興味を持つてもらえるように工夫されている。

[効果]

- ・民間事業者の協力を得て、スポーツを通して子どもが楽しみながら読書ができるような取組となっている。



視覚障がいのある子ども等の読書環境づくり

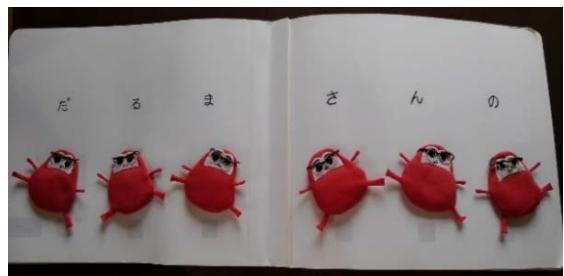
«さわる絵本の会つみき»

○触る絵本の制作

- ・昭和51年、当時大阪市の図書館員だった小西萬知子氏と、視覚障がいのあるお子さんを持つ保護者の力で、触る絵本^{*39}をつくる会「つみき」が誕生した。
- ・触る絵本の制作講座を各地で開催し、昭和57年に、京阪神12グループで構成する「さわる絵本連絡協議会・大阪」を結成し、情報交換・読み聞かせ会・展示会・普及を4つの柱として活動をしている。
- ・触る絵本の制作は大阪市立中央図書館で、毎月第1土曜日に実施している。
大阪府立南視覚支援学校では読み聞かせ会を定期開催し、大阪府立北視覚支援学校では寄贈作品の修理などの細やかなアフターケアも行っている。
- ・図書館や福祉施設にも作品を寄贈しており、大阪市立中央図書館・大阪市立福島図書館・大阪市立大正図書館・池田市立図書館・東大阪市立永和図書館・泉南市立図書館・泉大津市立図書館・河内長野市立図書館・岸和田市立図書館の各図書館が作品を所蔵し、貸出を行っている。

[効果]

- ・触る絵本を視覚障がいのある子どもが、自分で楽しむことや、さわる絵本を誰かに読んであげることもできるため、視覚障がいの有無に関わらず、全ての子どもが一緒に楽しんで読書活動を行うことができる。



多言語・多文化の読書活動

«おおさかこども多文化センター»

○多文化にふれる えほんのひろば

- ・子どもゆめ基金等の助成、大阪市立中央図書館の協力を得て、年に一度2日間にわたって、日本の絵本と25言語にわたる外国語絵本、約750冊を表紙が見えるようにずらりと並べ、自由なスタイルでゆっくり楽しめる「多文化にふれる えほんのひろば」を実施している。
- ・地域で暮らす外国から来た親子も参加でき、日頃なかなか見る機会のない母語の絵本を読むことができ、外国にルーツを持つ高校生をはじめ在住外国人のスタッフが母語を活かした読み聞かせをしてくれるため、日本人の子どもも様々な外国の絵本を楽しむことができる。
- ・同時に、多言語でのおはなし会や異文化にふれることができるようにワークショップ、多言語電子絵本体験コーナー等を実施している。

[効果]

- ・参加者すべてに、絵本を通して多文化を身近に感じる機会を提供する取組となっている。



地域における居場所での読書活動

«えほんのお部屋 ひまわり畠»

○地域における保護者や子どもがほっとできる場所

・「えほんのお部屋 ひまわり畠」は、乳幼児の預かり保育をしたり、民家の部屋を開放して絵本の読み聞かせを行っている特定非営利活動法人（NPO 法人）えほんのお部屋 ひまわり畠が運営し、地域の保護者や子どもの居場所となっている。

毎日頑張っている保護者が、子どもと一緒に、ほっとできるような居場所づくりをめざしており、1階は絵本の部屋、2階はおもちゃの部屋になっている。

平日の 10 時半から 14 時半は子育てひろばや一時保育、14 時半から 17 時半の放課後の時間帯には小学生のために部屋を開放し、子どもが自由に遊べるようにしている。

[効果]

- ・「えほんのお部屋 ひまわり畠」を通じて、地域の保護者や子どもに、地域の関わりを知つてもうことができると同時に、ほっとできる地域の居場所となっている。
- ・絵本に囲まれた部屋で、絵本の大しさや魅力に触れる機会の提供に繋がっている。

○子ども食堂

- ・平成 28 年 10 月から枚方市の「子どもの居場所づくり推進事業」として始め、毎月第 1・第 3 金曜日に「ひまわり畠 子ども食堂」を開いている。
- ・子どもは、おもちゃで遊んだり、宿題をしたり、絵本を読んだりしながら食事の時間を待ち、絵本に囲まれた 1 階の食事スペースでわいわいと楽しくご飯を食べて過ごしている。

[効果]

- ・子ども食堂を利用する子どもや保護者に対しても、たくさんの本がある環境を提供することができている。

○出張 絵本の会

・「えほんのお部屋 ひまわり畠」に来ることのできない子どもや保護者に対して、定期的に、枚方市駅の商業施設をはじめ、図書館やカフェ、小児科などに出向き、絵本の読み聞かせ等を実施している。

[効果]

・「えほんのお部屋 ひまわり畠」に来ることができない子どもや保護者にも、絵本に触れる機会を提供することができており、地域の人との繋がりを通じて、子どもや保護者の心の居場所を提供する一助となっている。



第4章 参考資料

第Ⅰ 令和元年度大阪府子ども読書活動調査

1. 調査目的

「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の策定にあたり、府内の子ども・保護者の読書活動に関する意識や習慣、学校・教育保育施設・社会教育施設における子どもの読書活動推進の取組状況等を把握・分析を行うことを目的とする。

2. 調査対象

- ① 国立・公立・私立の小・中・高・支援学校（義務教育学校を含む）の児童・生徒（小学5年、中学2年、高校2年）〔抽出調査〕
- ② 保護者（①の児童・生徒の保護者）〔抽出調査〕
- ③ 国立・公立・私立の小・中・高・支援学校〔全数調査〕
- ④ 公立・私立幼稚園（認定こども園等含む）〔全数調査〕
- ⑤ 公立・私立保育所（認定こども園等含む）〔全数調査〕
- ⑥ 公立図書館（分館、公民館図書室を含む）〔全数調査〕
- ⑦ 公民館（⑥を除く）、公民館類似施設〔全数調査〕
- ⑧ 青少年教育施設〔全数調査〕

3. 調査時期

令和元年12月～令和2年2月

4. 調査数及び回収率

- ①児童・生徒 ②保護者

対象学年	対象	学校数	調査数	回答数	回収率
小学5年生	児童	45	1,657	1,645	99.3%
	保護者			1,525	92.0%
中学2年生	生徒	48	1,742	1,698	97.5%
	保護者			1,473	84.5%
高校2年生	生徒	50	1,773	1,759	99.2%
	保護者			1,454	82.0%

- ③学校

校種	公立			私立			国立		
	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率
小学校 (義務教育学校含む)	981	981	100.0%	17	13	76.5%	3	3	100.0%
中学校 (義務教育学校・中等教育学校含む)	461	461	100.0%	64	46	71.9%	3	3	100.0%
高等学校 (中等教育学校含む)	173	173	100.0%	106	64	60.4%	3	3	100.0%
支援学校等	48	48	100.0%				1	1	100.0%

④ 幼稚園等 ⑤ 保育所等

	公立			私立			国立		
	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率	調査数	回答数	回収率
幼稚園等 (認定こども園含む)	236	236	100.0%	292	168	57.5%	1	1	100.0%
保育所等 (認定こども園含む)	321	315	98.1%	1,672	979	58.6%			

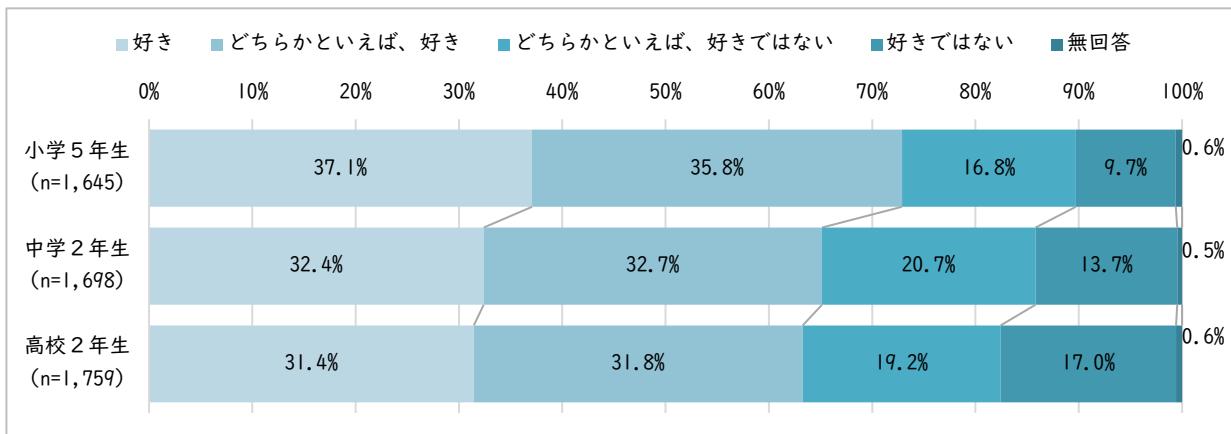
⑥ 公立図書館等 ⑦ 公民館等 ⑧ 青少年教育施設

	調査数	回答数	回収率
公立図書館等	160	160	100.0%
公民館等	200	200	100.0%
青少年教育施設	60	60	100.0%

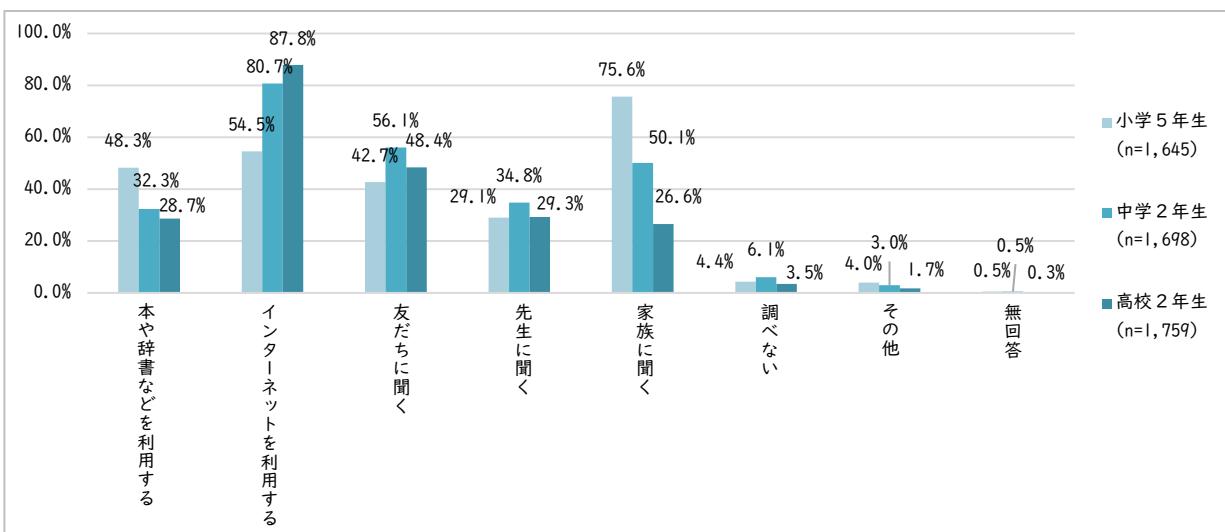
5. 調査結果

【調査対象：児童・生徒】

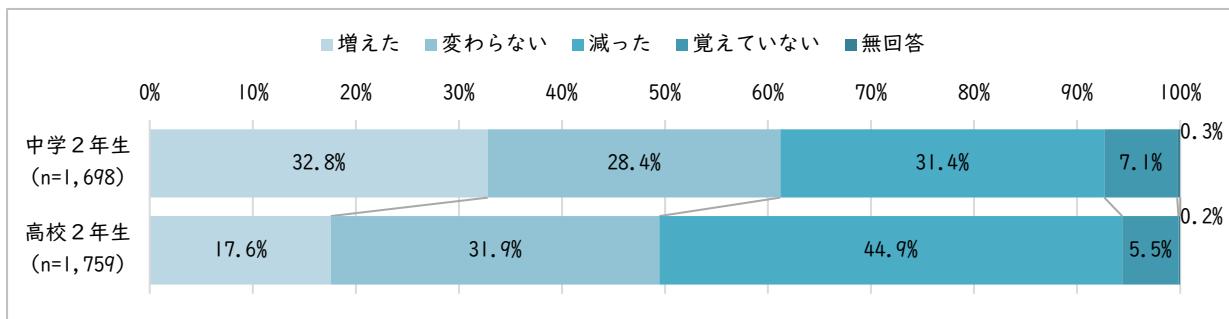
① 読書は好きですか。



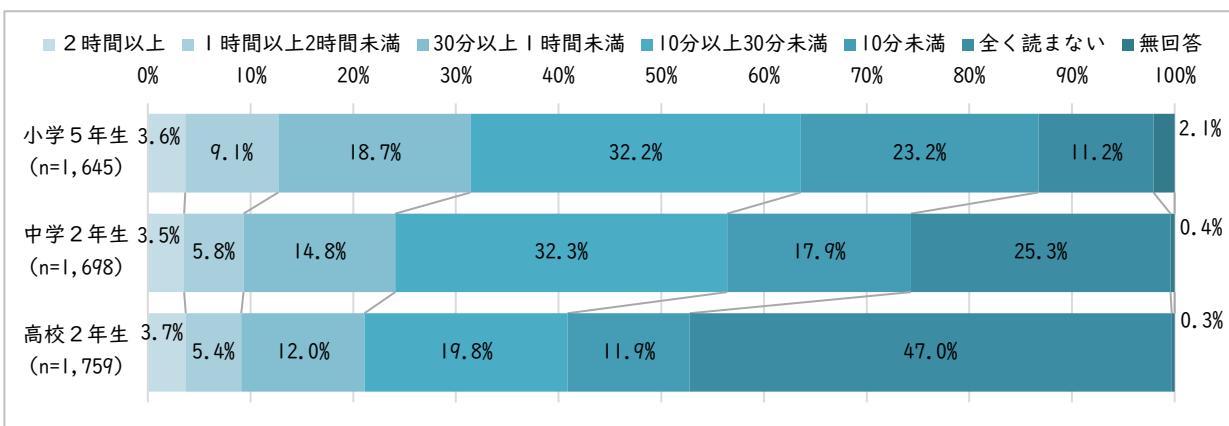
② わからないことがあった時に、どのように調べますか。(複数回答可)



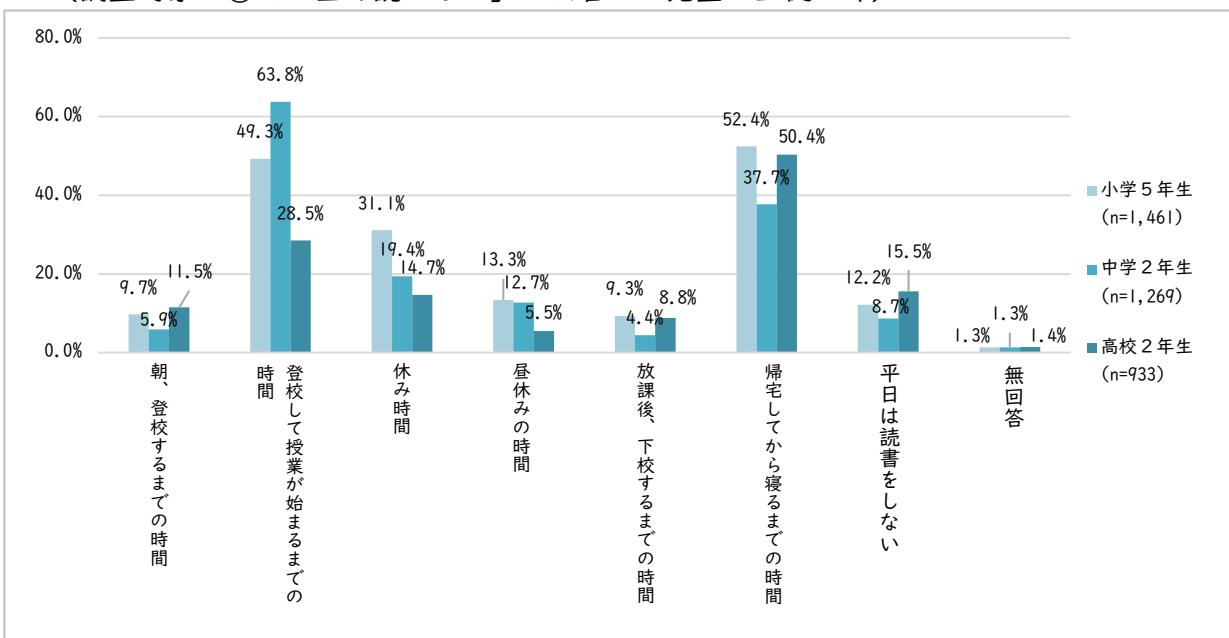
③ 小学生（中学生）の頃に比べて、現在の方が読書をすることは増えましたか。
 （調査対象：中学2年生、高校2年生）



④ 学校の授業時間以外に、普段1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。

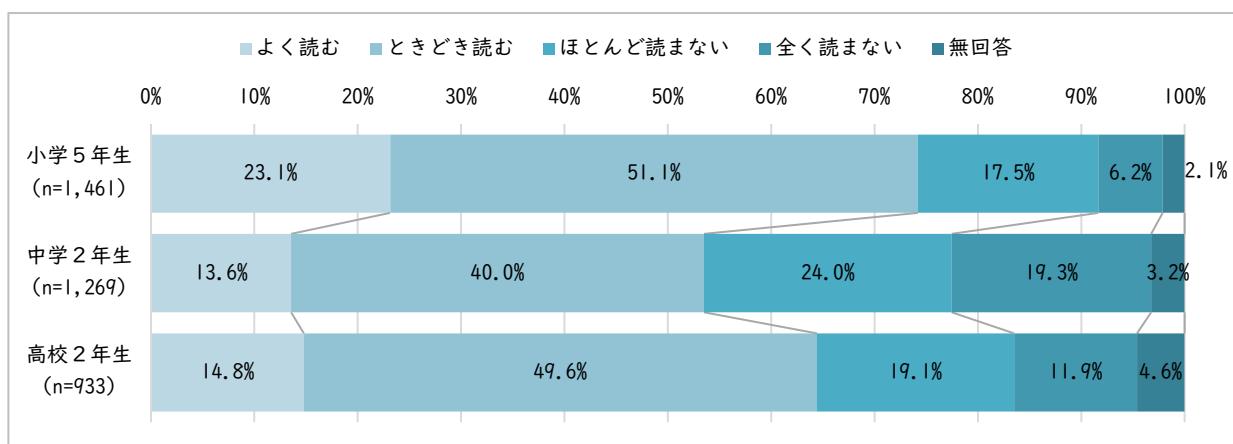


⑤ 学校で授業がある日、どの時間帯に読書をしていますか。（複数回答可）
 （調査対象：④で「全く読まない」と回答した児童・生徒以外）



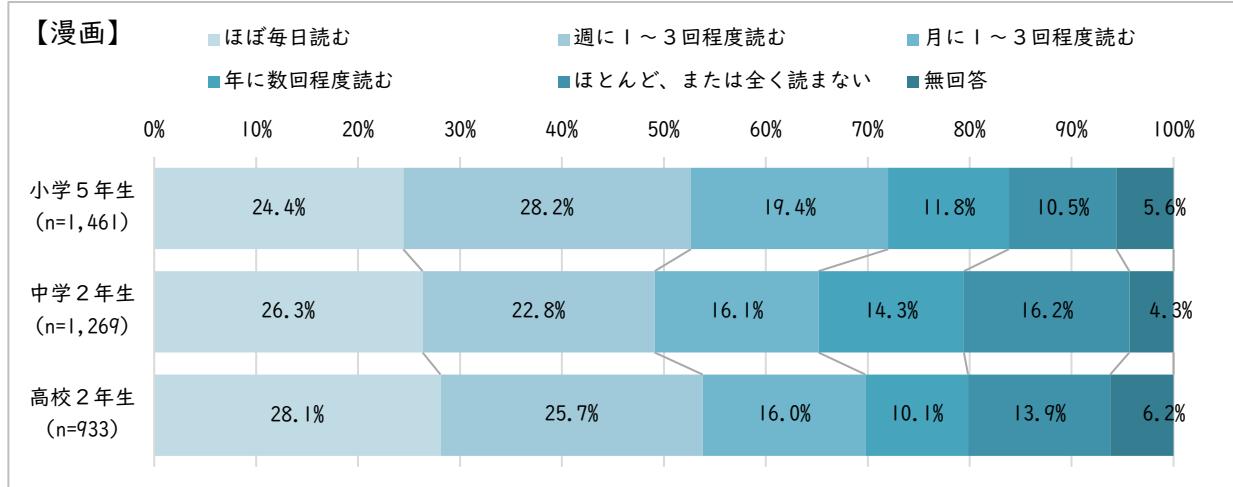
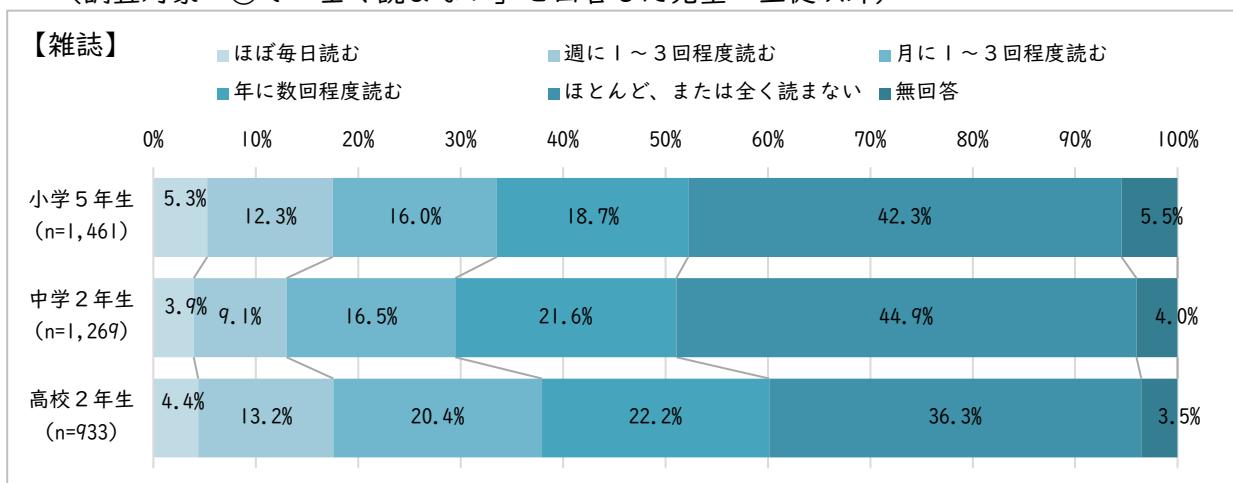
⑥ 学校で授業がない日（土日祝、長期休業期間）に読書をしますか。

（調査対象：④で「全く読まない」と回答した児童・生徒以外）

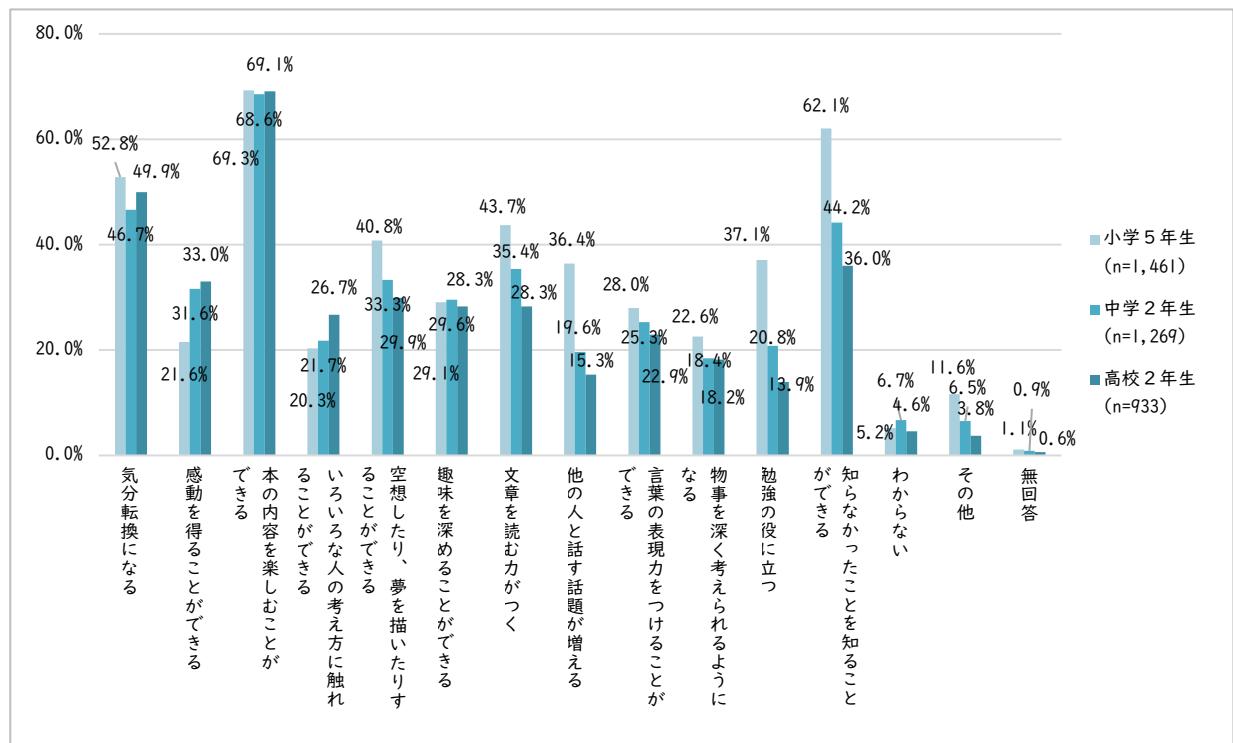


⑦ 普段、雑誌や漫画はどれくらい読みますか。

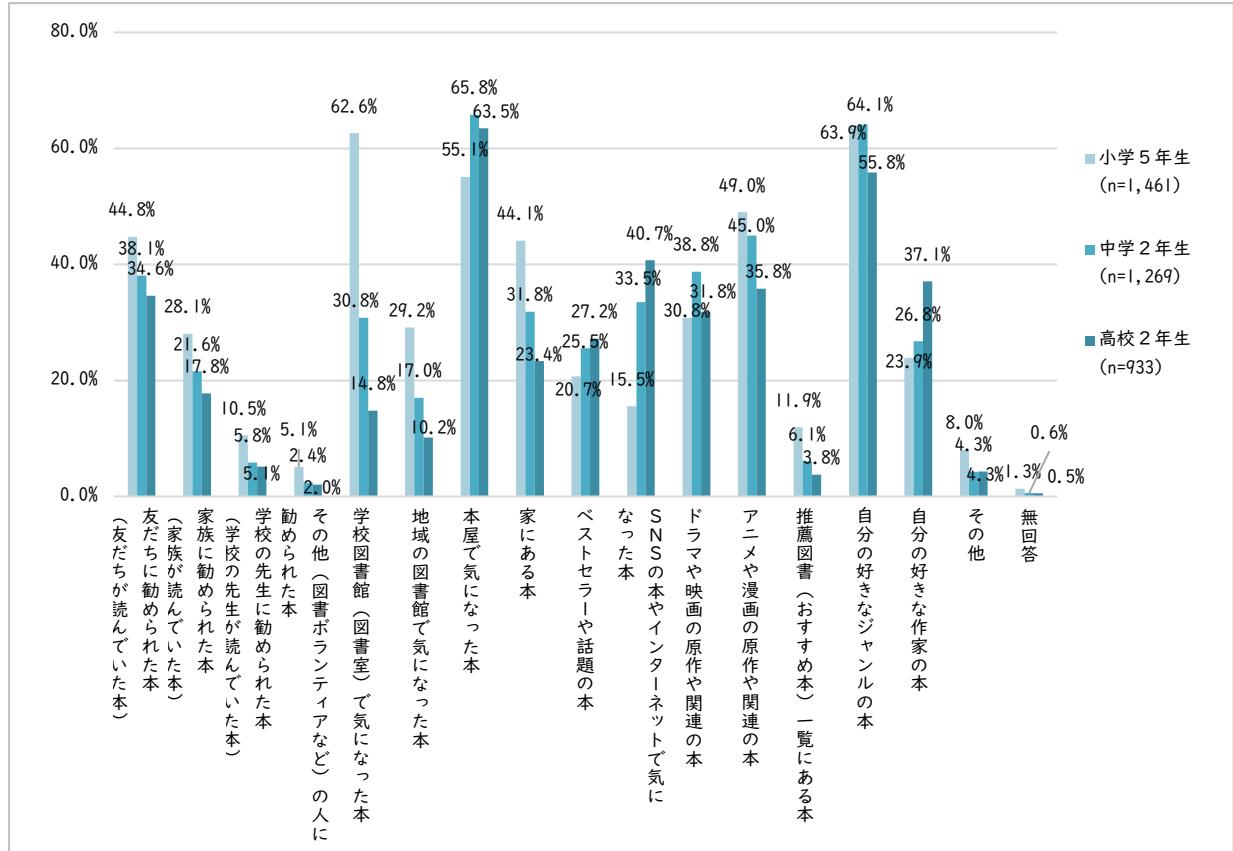
（調査対象：④で「全く読まない」と回答した児童・生徒以外）



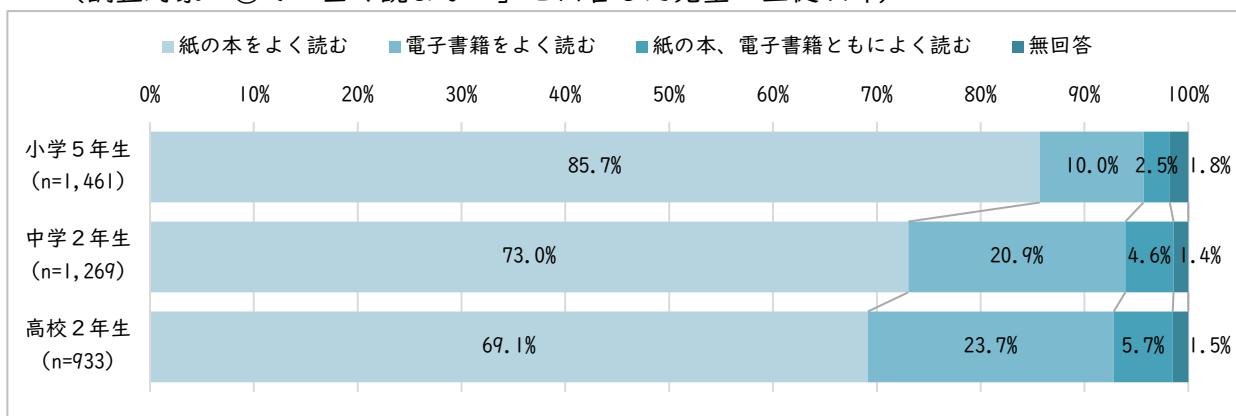
⑧ 読書をする理由を教えてください。(複数回答可)
(調査対象：④で「全く読まない」と回答した児童・生徒以外)



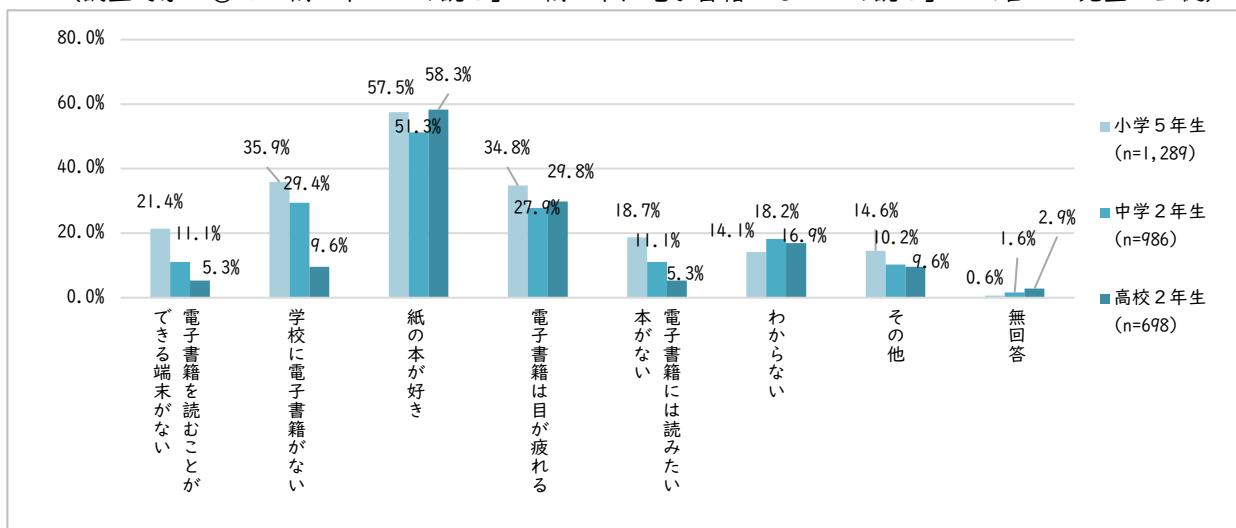
⑨ 読む本をどのように選びますか。(複数回答可)
(調査対象：④で「全く読まない」と回答した児童・生徒以外)



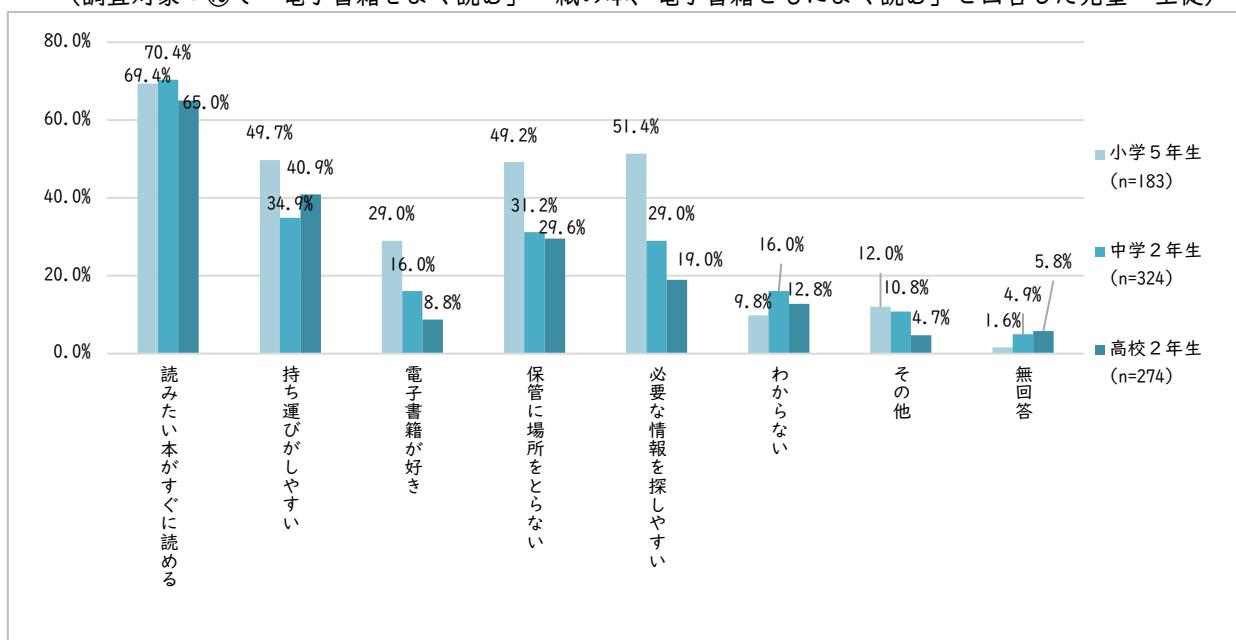
⑩ 普段、紙の本と電子書籍のどちらの本をよく読みますか。
 (調査対象: ④で「全く読まない」と回答した児童・生徒以外)



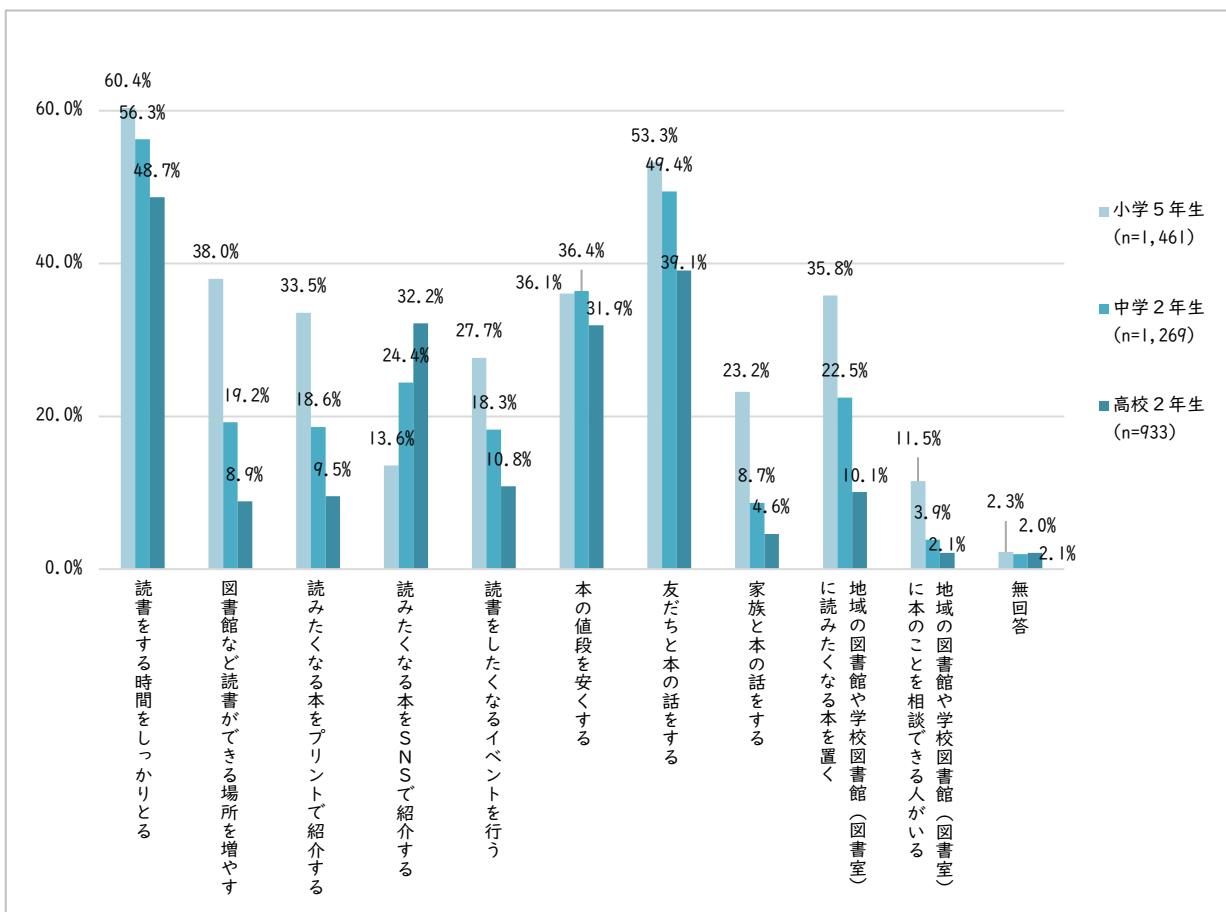
- 「紙の本」をよく読む理由を教えてください。(複数回答可)
 (調査対象: ⑩で「紙の本をよく読む」「紙の本、電子書籍ともによく読む」と回答した児童・生徒)



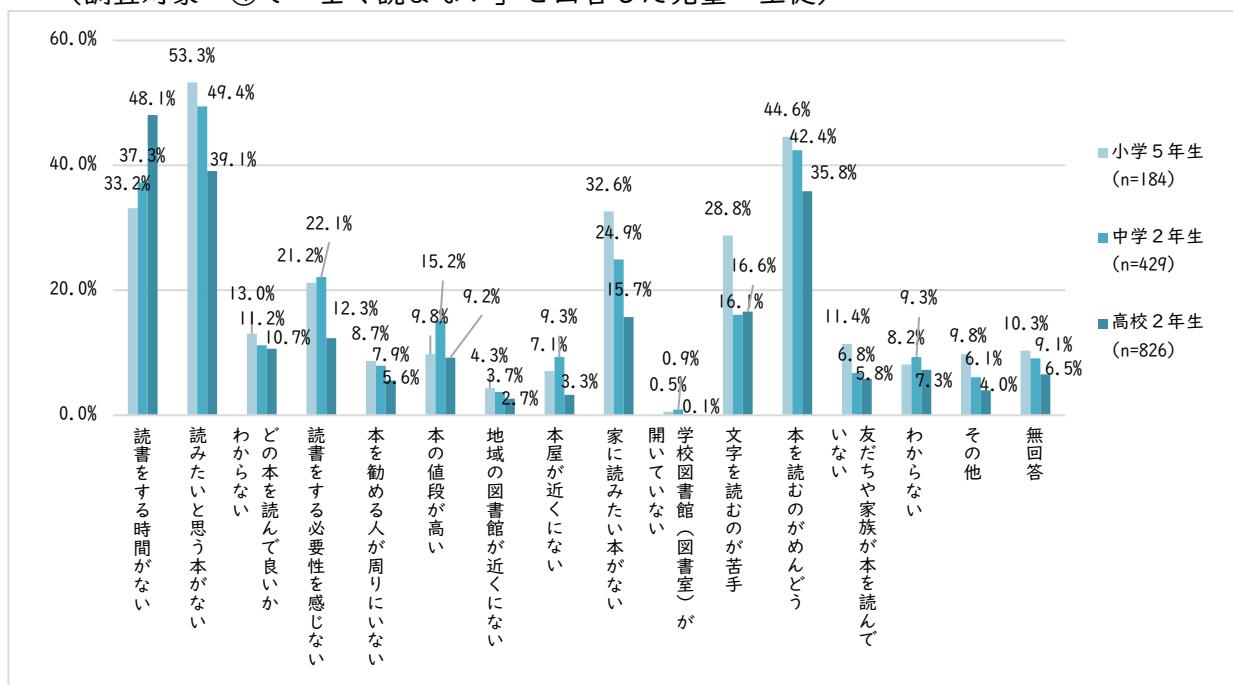
- 「電子書籍」をよく読む理由を教えてください。(複数回答可)
 (調査対象: ⑩で「電子書籍をよく読む」「紙の本、電子書籍ともによく読む」と回答した児童・生徒)



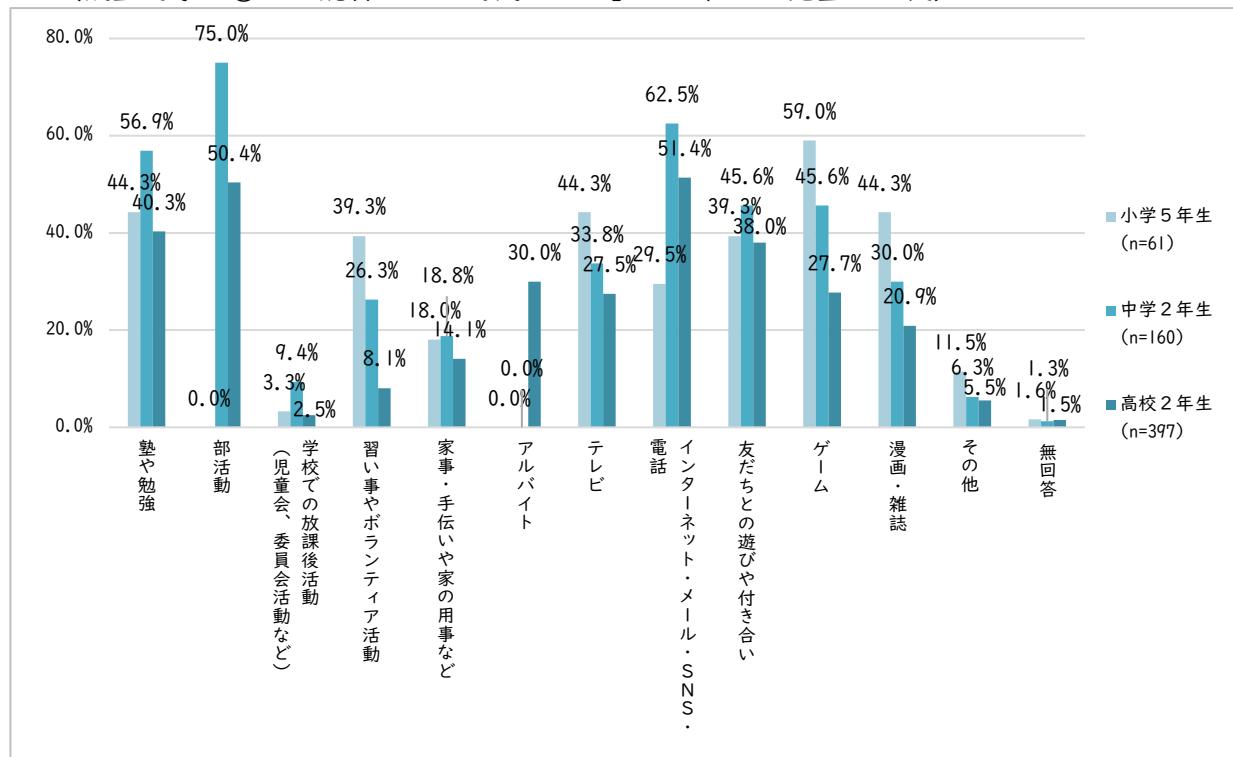
- ⑪ どうすれば、あなたや周りの友だちが、もっと読書をすると思いますか。（複数回答可）
 （調査対象：④で「全く読まない」と回答した児童・生徒以外）



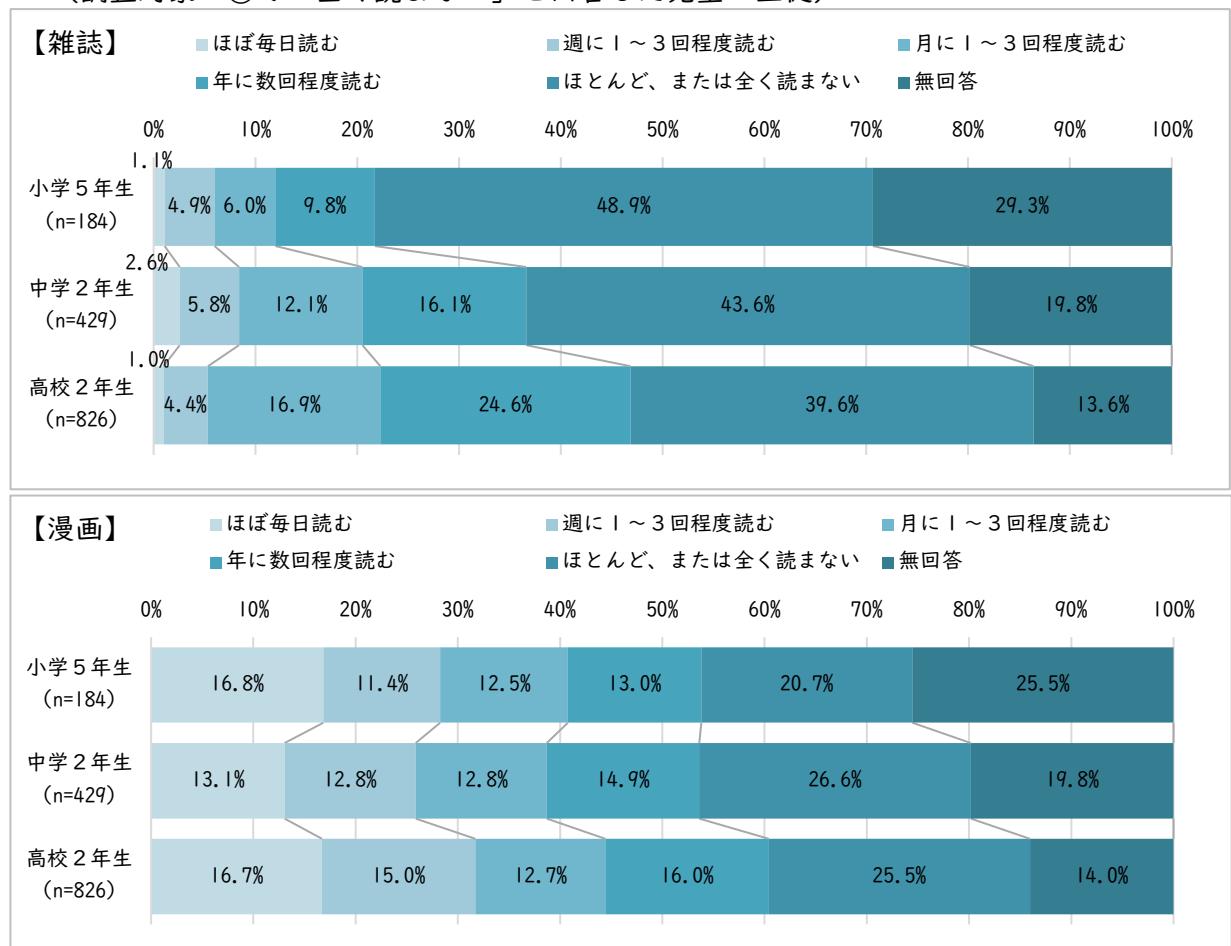
⑫ 読書をしない理由を教えてください。(複数回答可)
(調査対象：④で「全く読まない」と回答した児童・生徒)



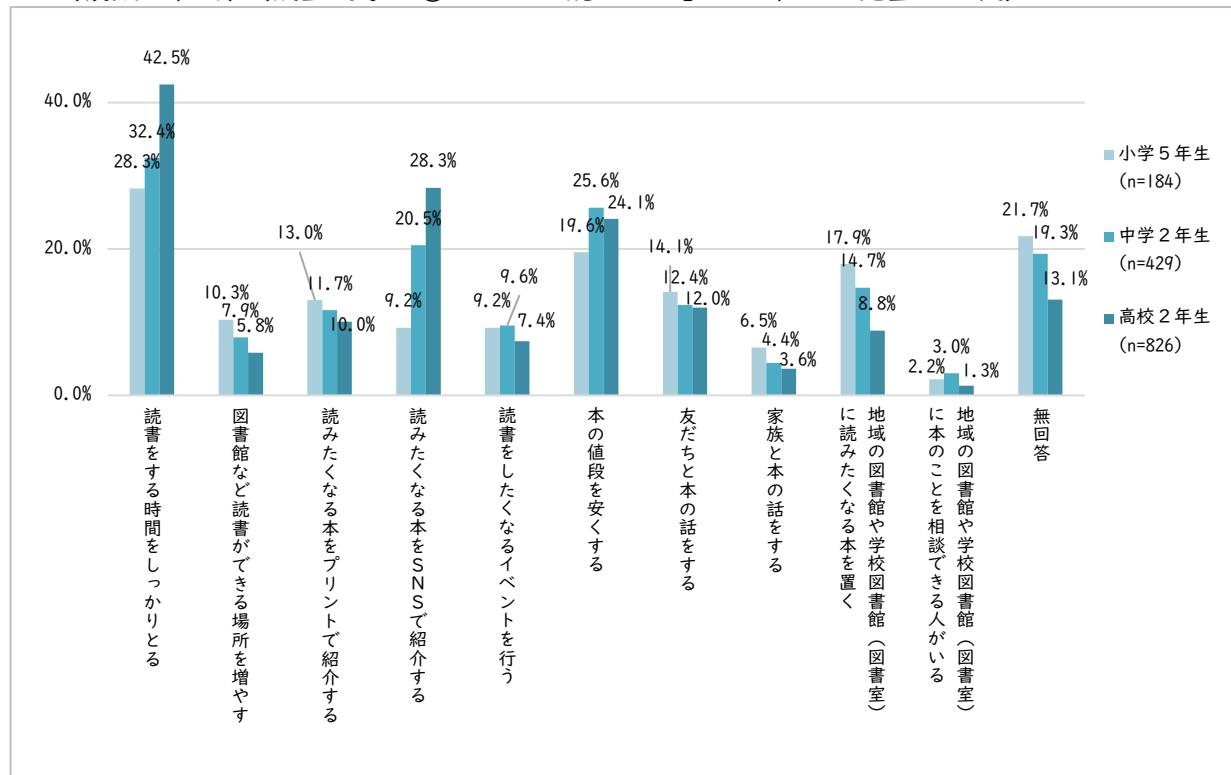
⑬ 本を読む時間がないのは、何をしているからですか。(複数回答可)
(調査対象：⑫で「読書をする時間がない」と回答した児童・生徒)



⑭ 普段、雑誌や漫画はどれぐらい読みますか。
 (調査対象：④で「全く読まない」と回答した児童・生徒)

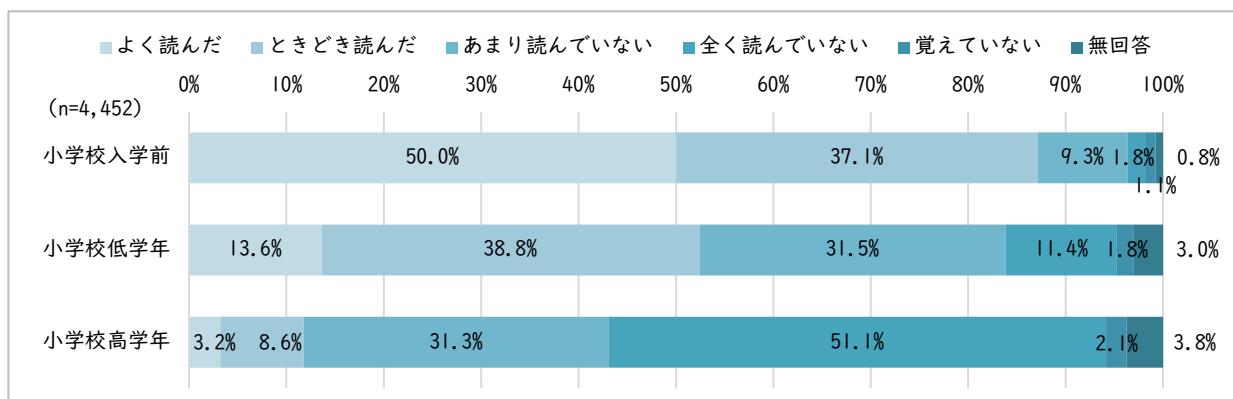


⑮ どうすれば読書をしようと思いますか。または、どうすれば読書をすることができますか。
 (複数回答可) (調査対象：④で「全く読まない」と回答した児童・生徒)

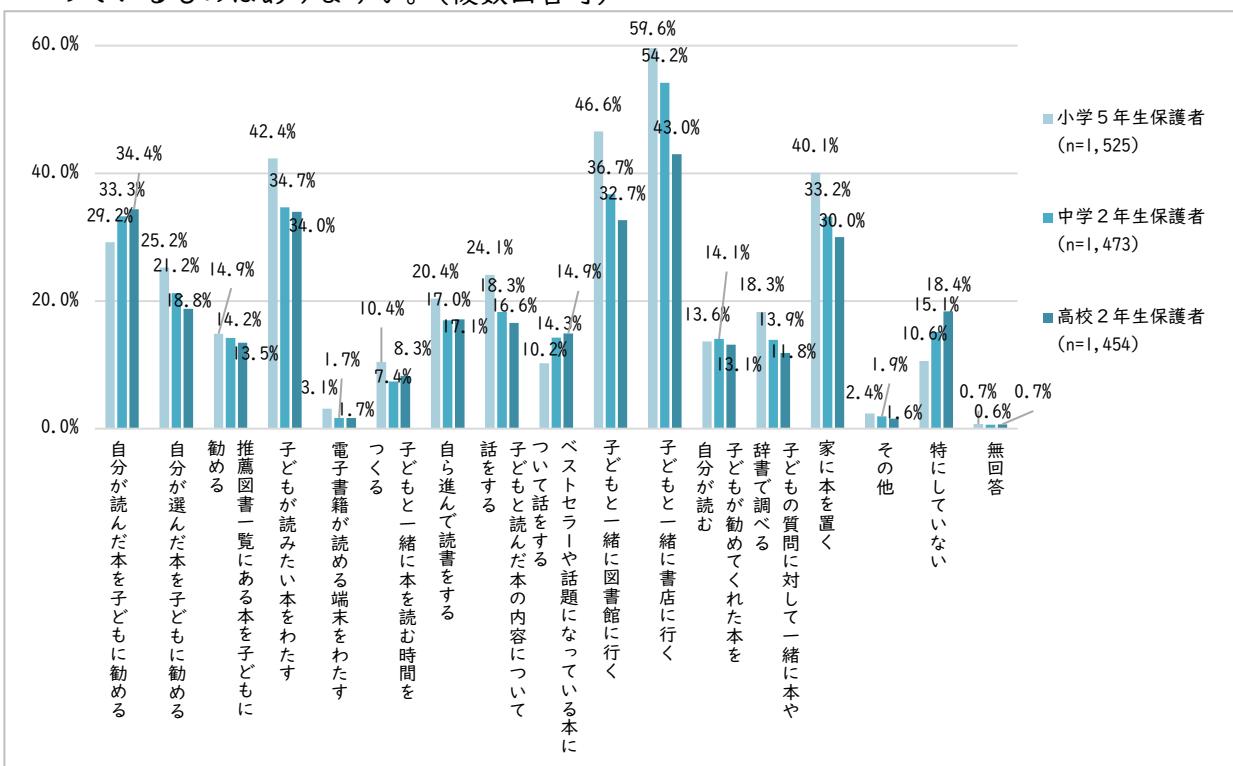


【調査対象：保護者】

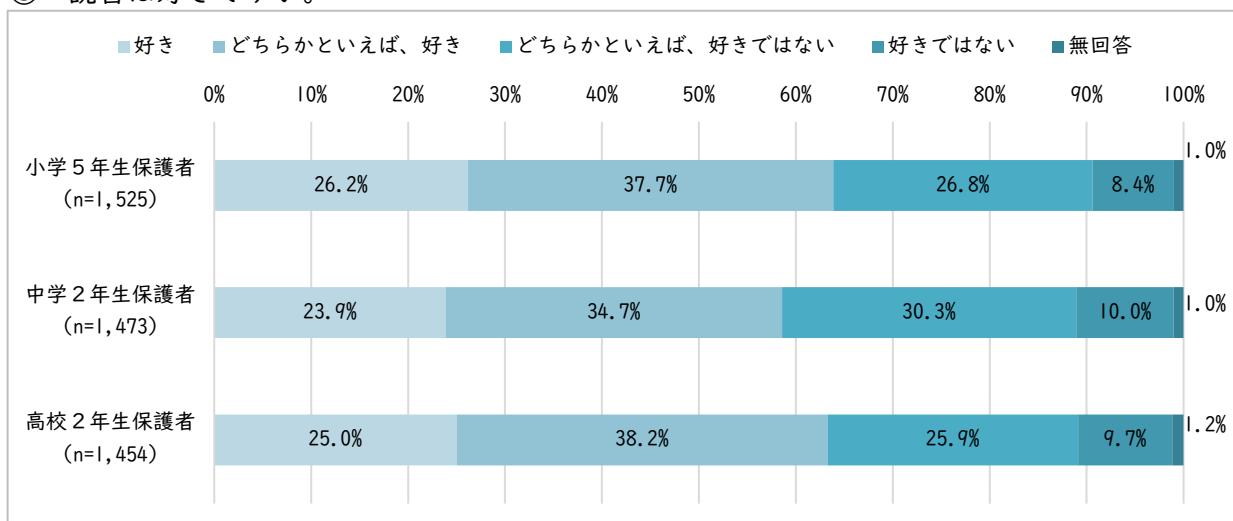
① 子どもに本や絵本を読んだことがありますか。



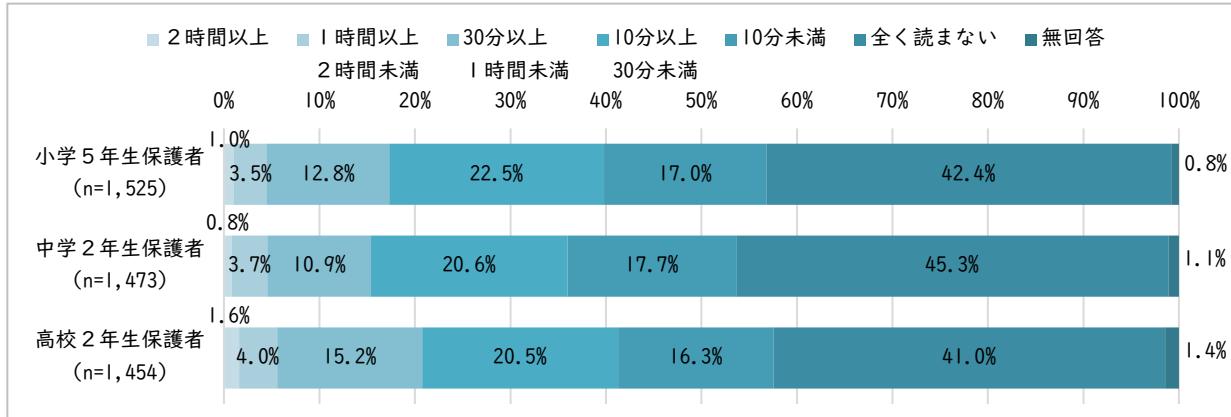
② 本や絵本を読む以外で子どもが読書をしようと思うきっかけづくりについて、保護者が行っているものがありますか。(複数回答可)



③ 読書は好きですか。

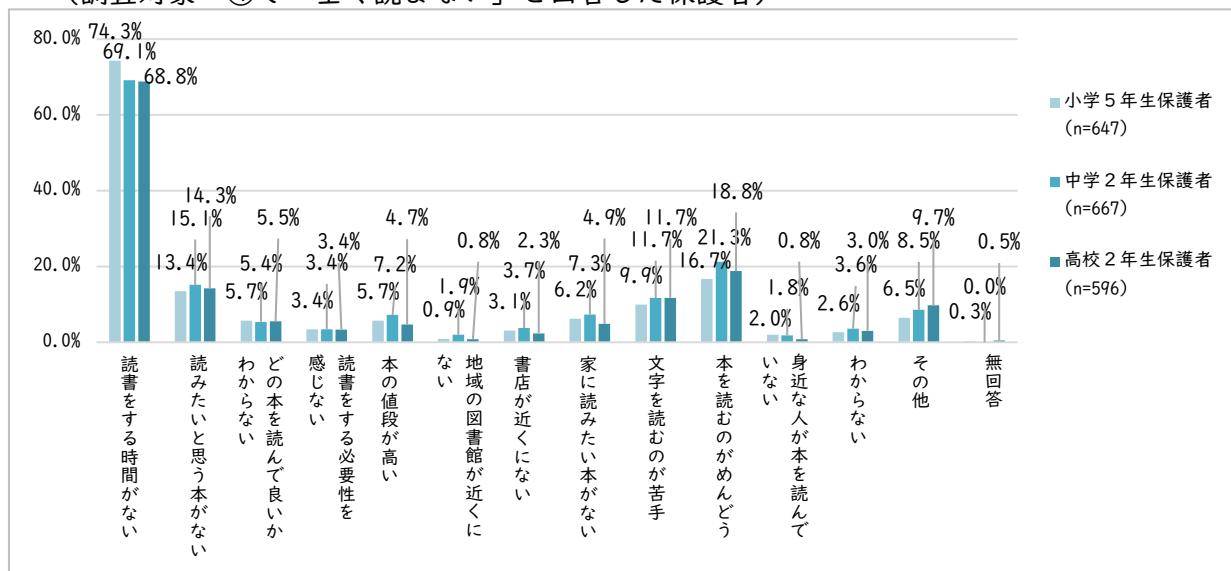


④ 普段1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか。



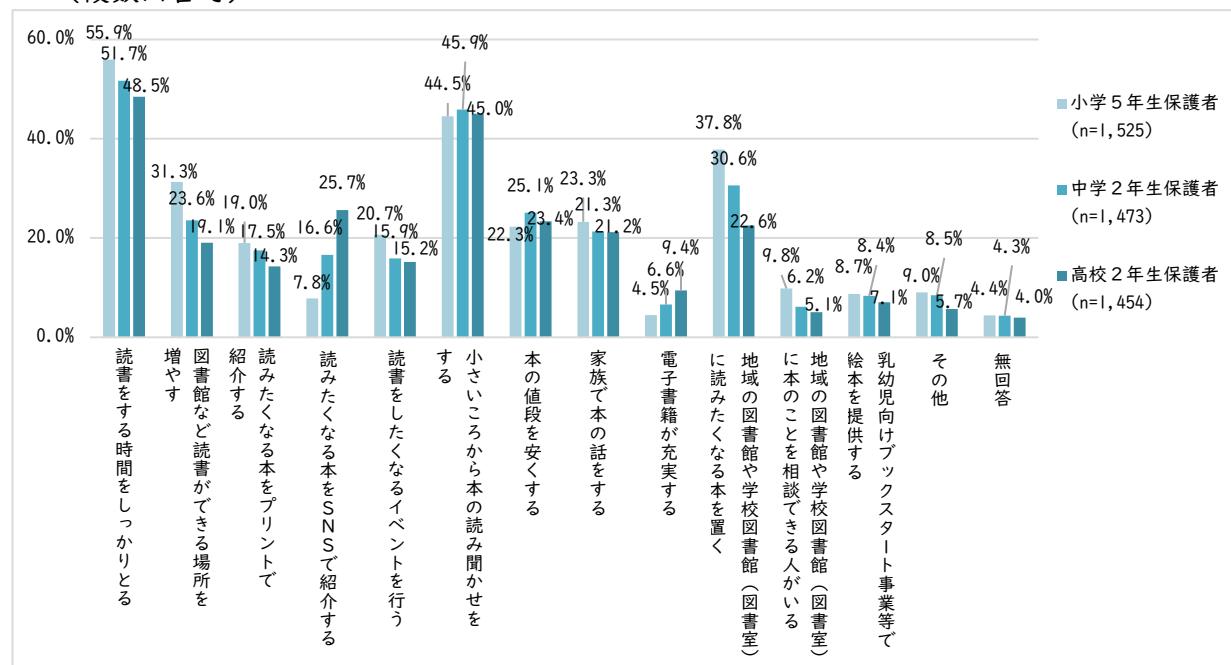
⑤ 読書をしない理由を教えてください。(複数回答可)

(調査対象：④で「全く読まない」と回答した保護者)



⑥ 子どもが、もっと読書をするようになるには、どのような取組が有効だと思いますか。

(複数回答可)



【調査対象：学校】

< I 学校図書館の利用状況等>

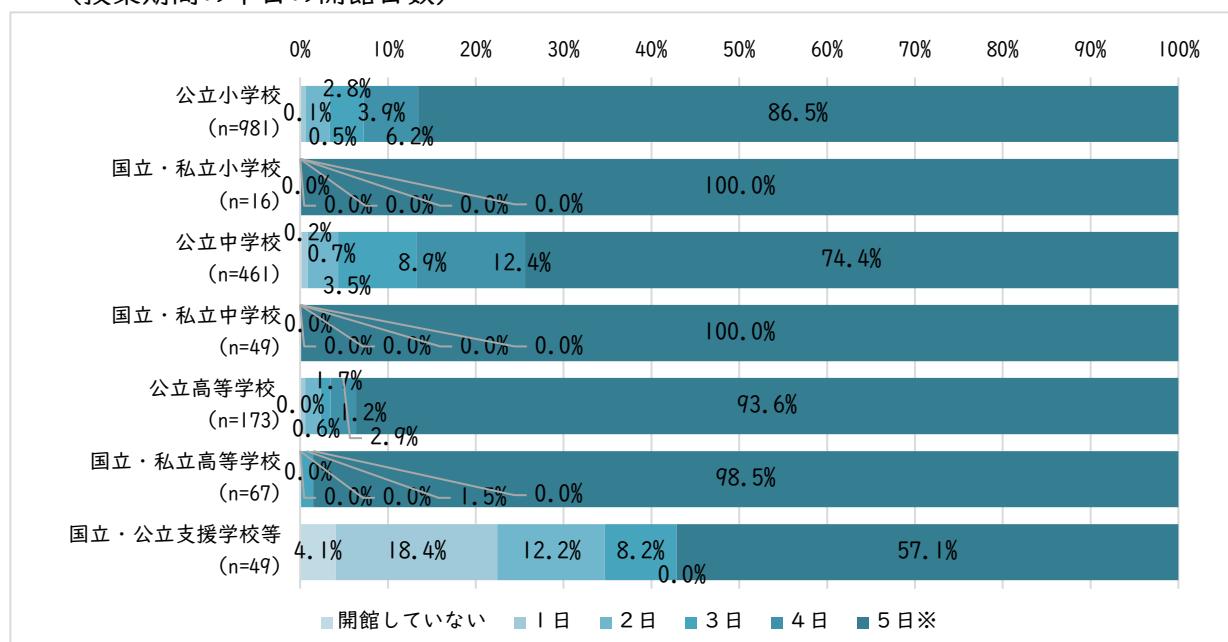
① 学校図書館の総貸出冊数平均値（平成31年4月1日～令和元年12月末）

(調査対象：総貸出冊数を把握している学校)

平均値	小学校		中学校		高等学校		支援学校等	
	公立 (n=820)	国立・私立 (n=13)	公立 (n=421)	国立・私立 (n=47)	公立 (n=154)	国立・私立 (n=65)	国立・公立 (n=32)	
	27,158 冊	16,675 冊	2,285 冊	4,543 冊	1,117 冊	3,748 冊	904 冊	

② 学校図書館の開館状況

(授業期間の平日の開館日数)

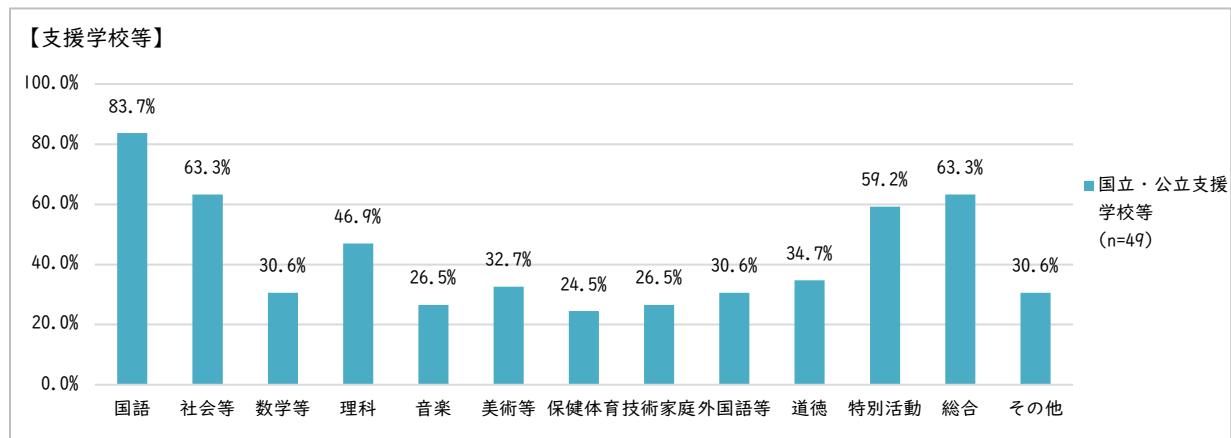
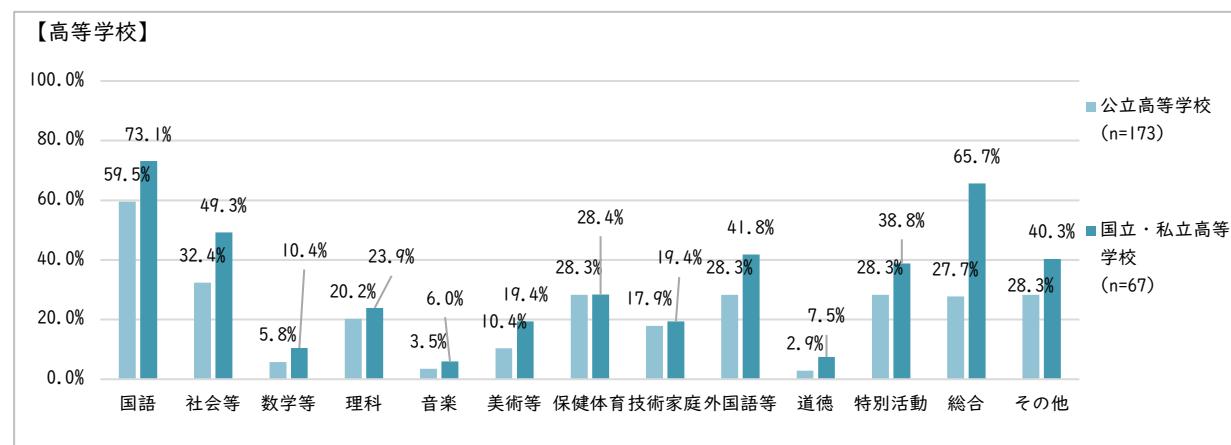
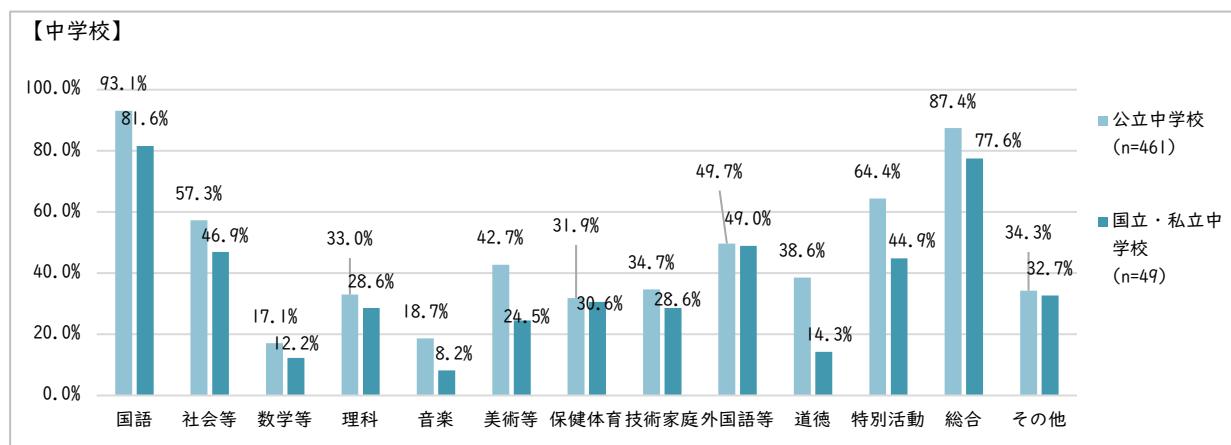
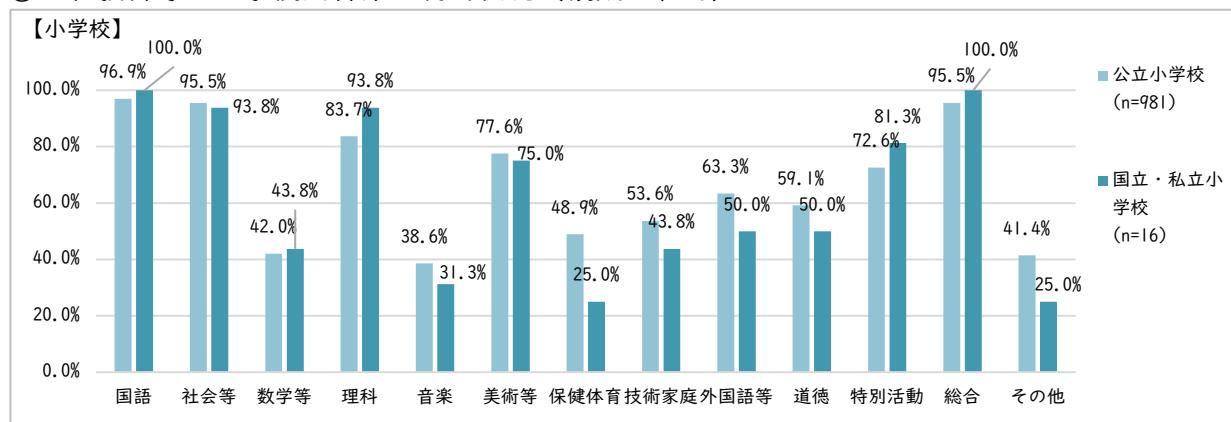


※週6日開館の学校を含む

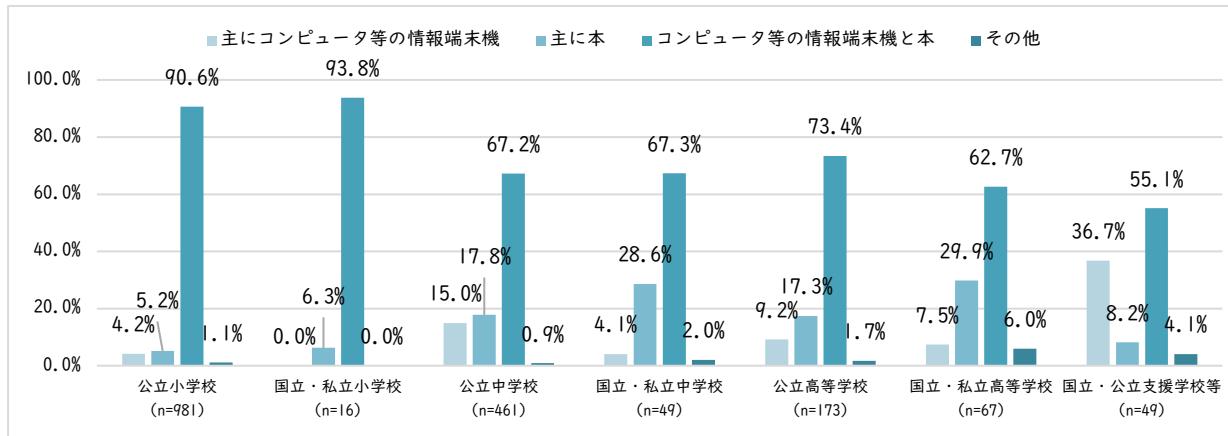
(長期休業期間の開館状況)

		開館している	開館していない
小学校	公立 (n=981)	49.5%	50.5%
	国立・私立 (n=16)	43.8%	56.3%
中学校	公立 (n=461)	45.6%	54.4%
	国立・私立 (n=49)	81.6%	18.4%
高等学校	公立 (n=173)	68.2%	31.8%
	国立・私立 (n=67)	85.1%	14.9%
支援学校等	国立・公立 (n=49)	20.4%	79.6%

③ 各教科等での学校図書館の利用状況（複数回答可）

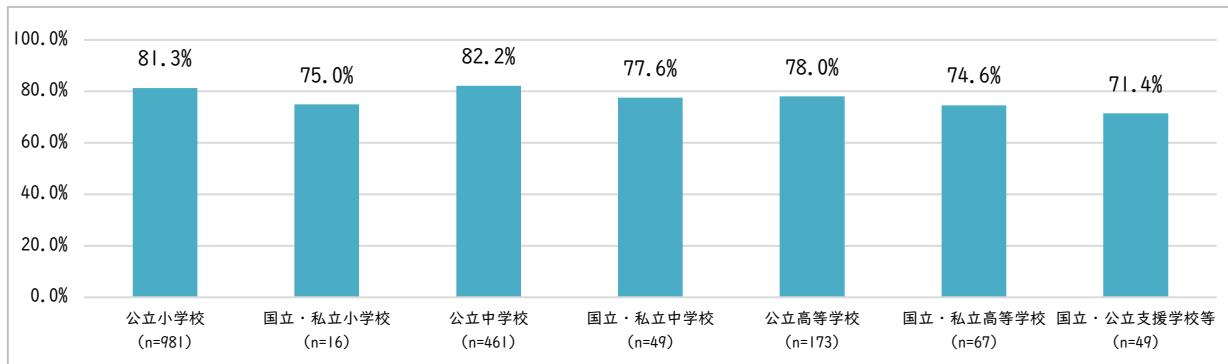


④ 調べ学習の方法（複数回答可）



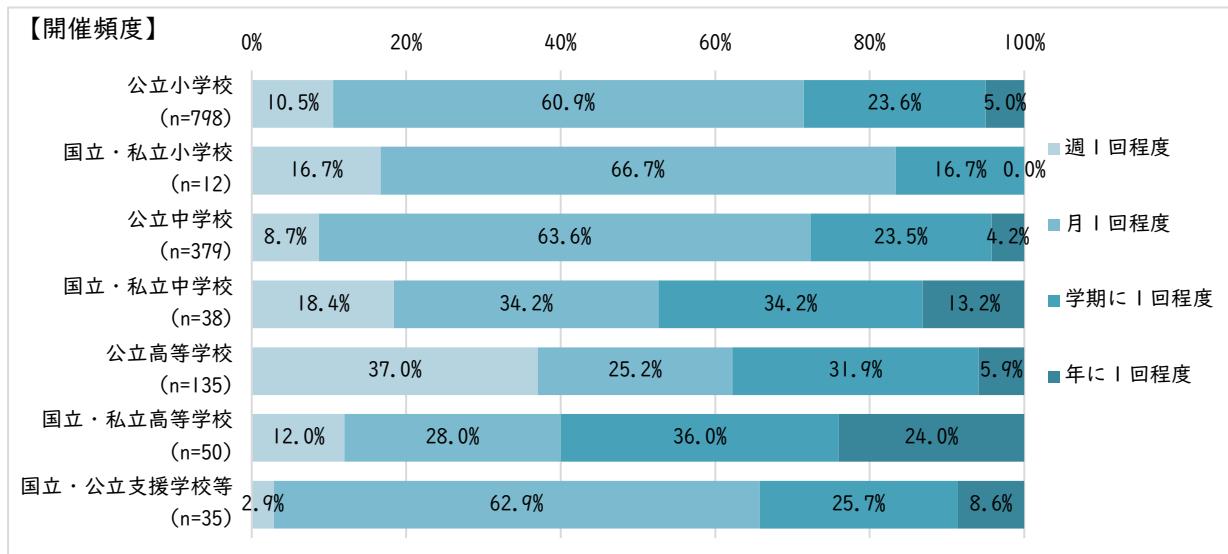
< II 学校図書館の運営 >

⑤ 学校図書館の円滑な運営を図るための組織の設置割合

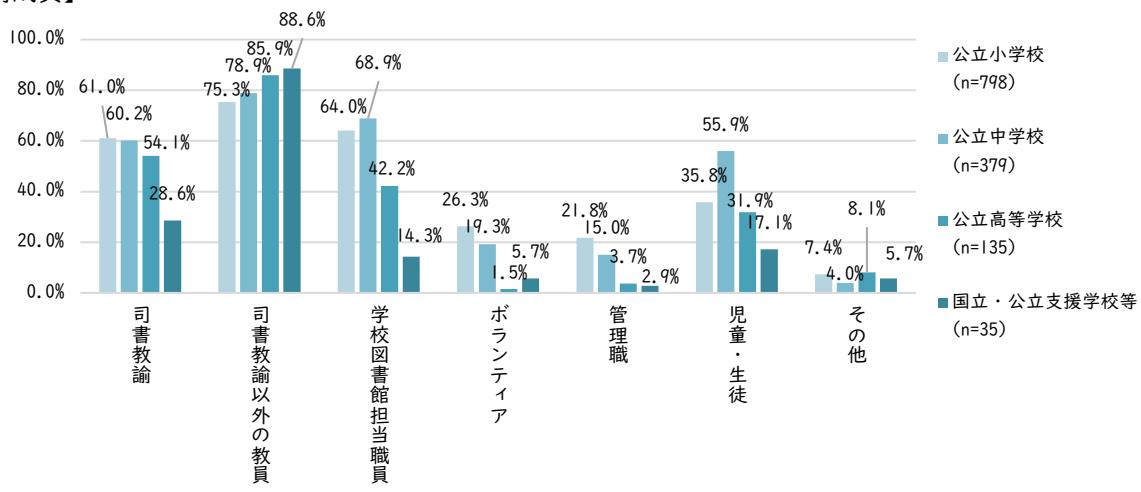


⑥ 組織の開催頻度及び構成員

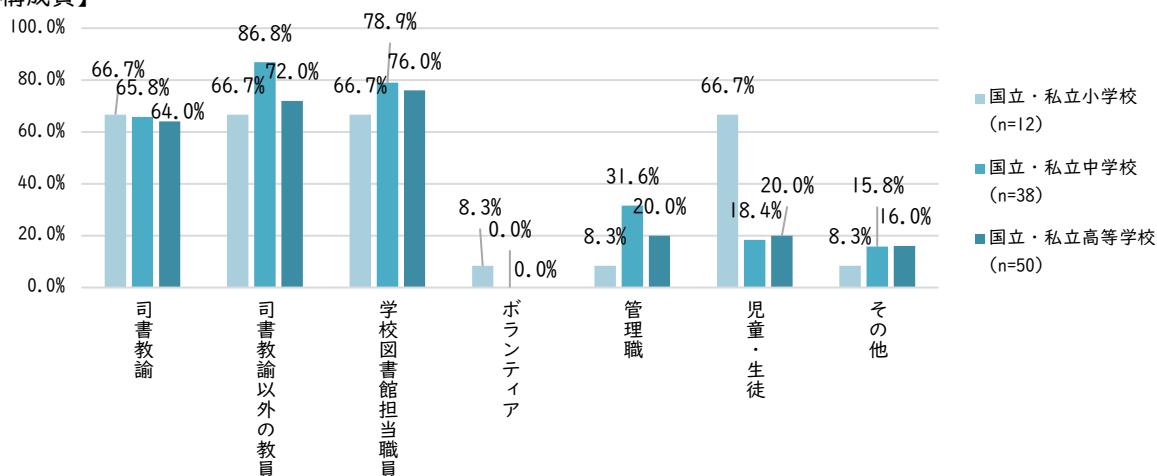
(調査対象：⑤で「設置している」と回答した学校)



【構成員】

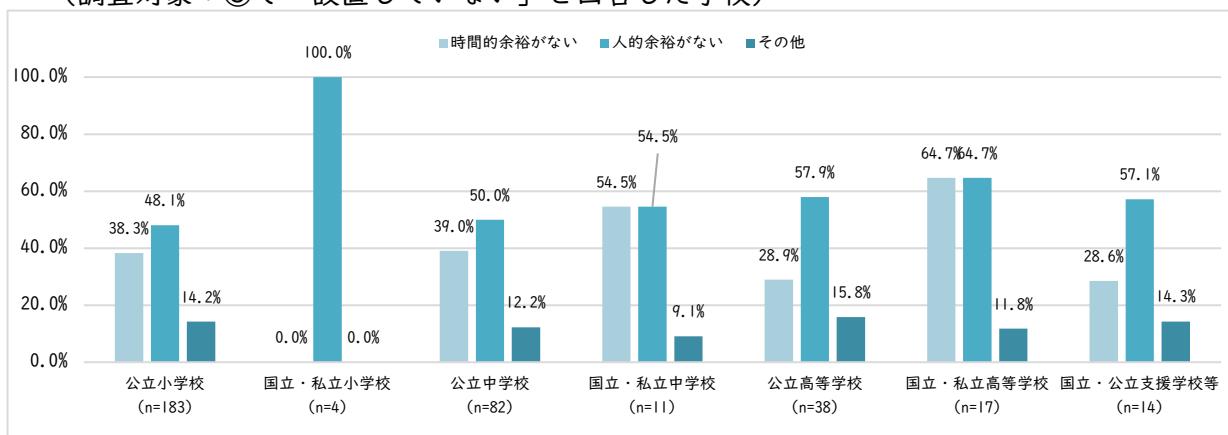


【構成員】



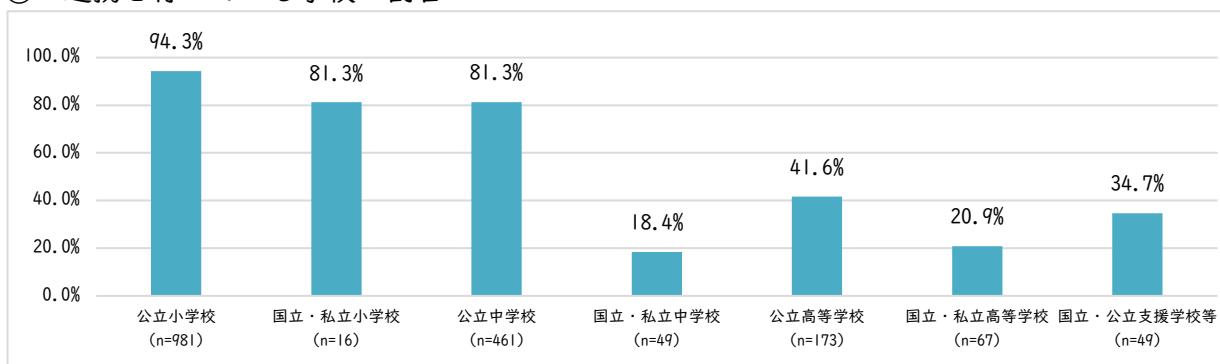
⑦ 組織を設置しない理由（複数回答可）

（調査対象：⑤で「設置していない」と回答した学校）



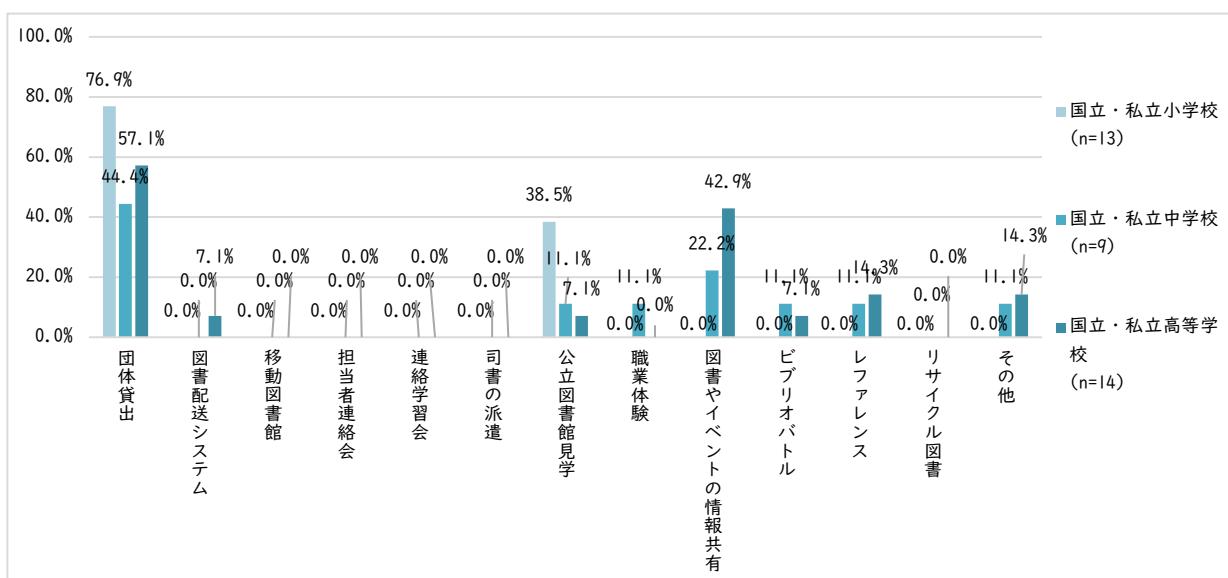
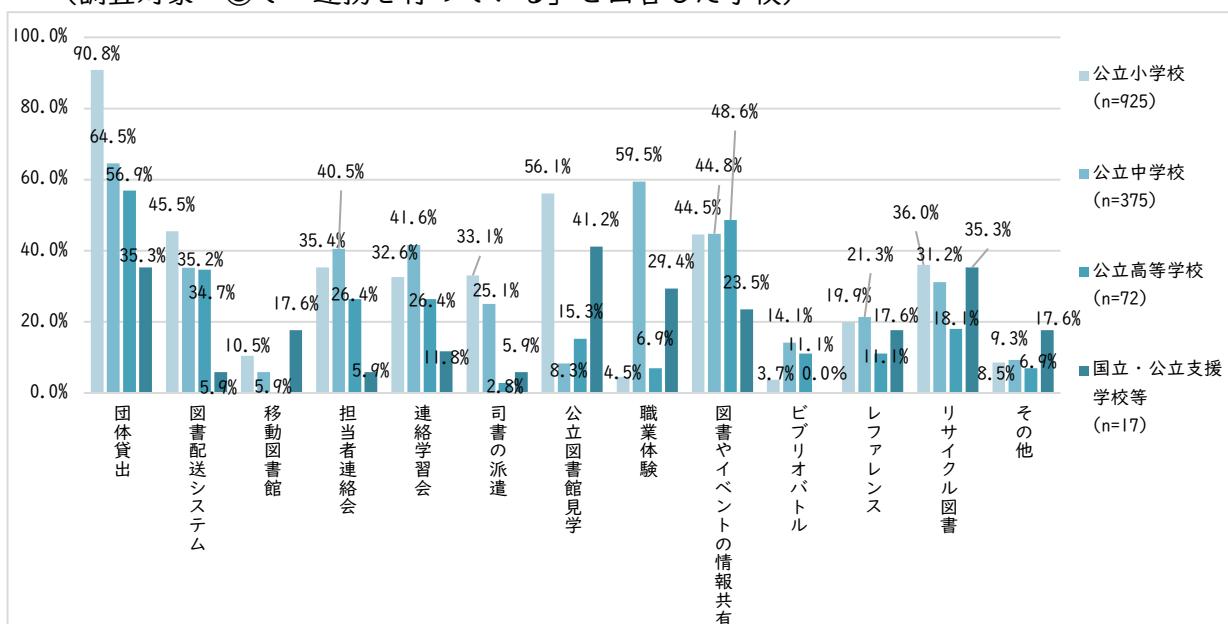
<III 公立図書館との連携>

⑧ 連携を行っている学校の割合



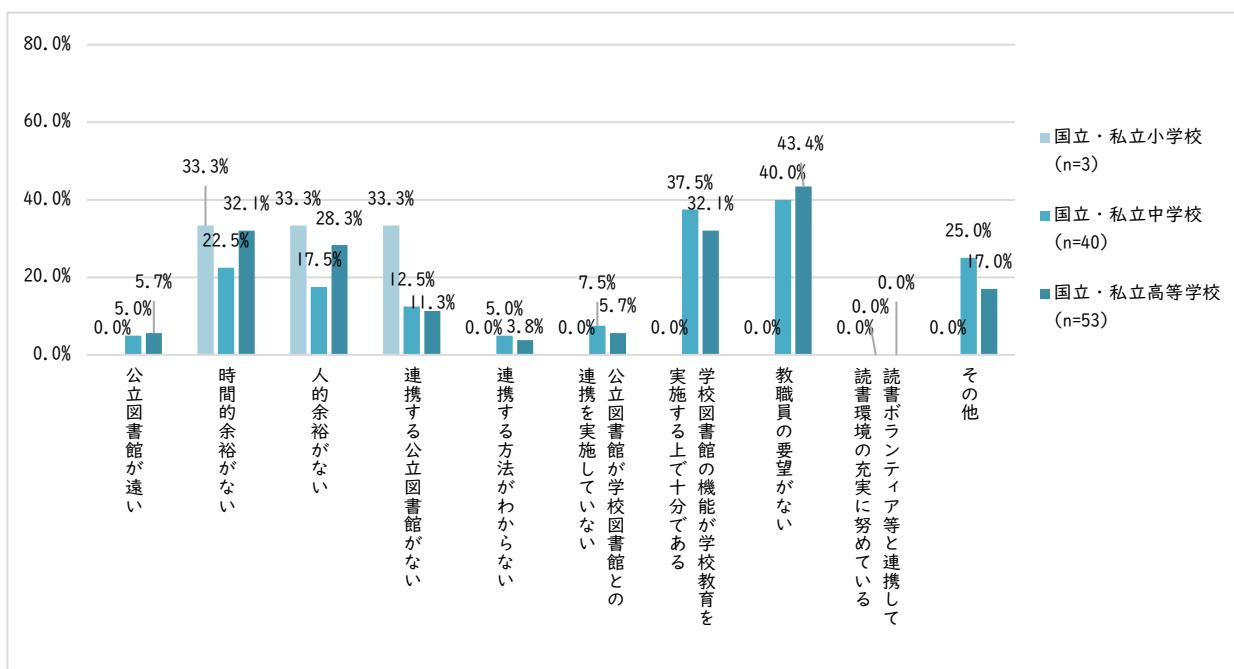
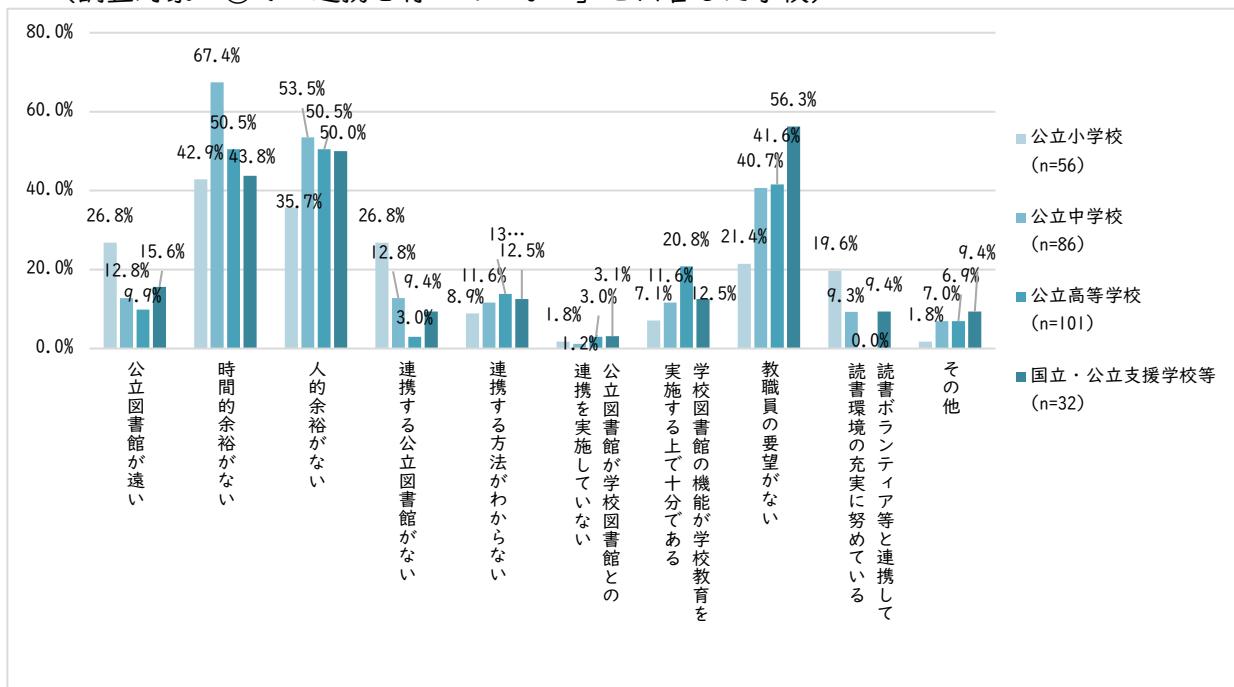
⑨ 連携内容（複数回答可）

（調査対象：⑧で「連携を行っている」と回答した学校）

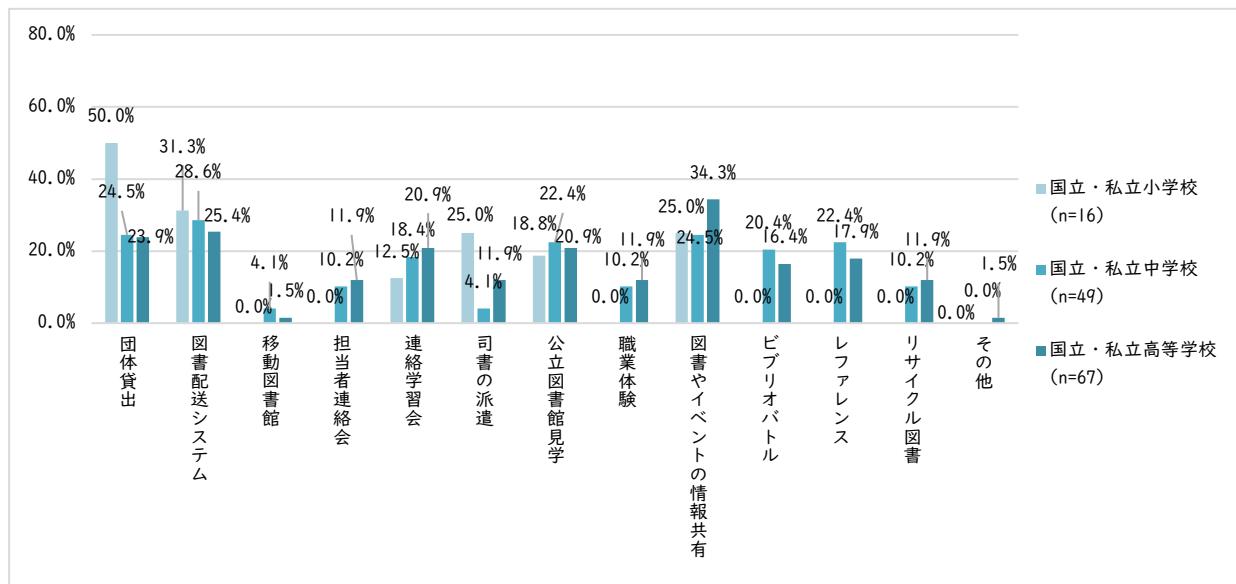
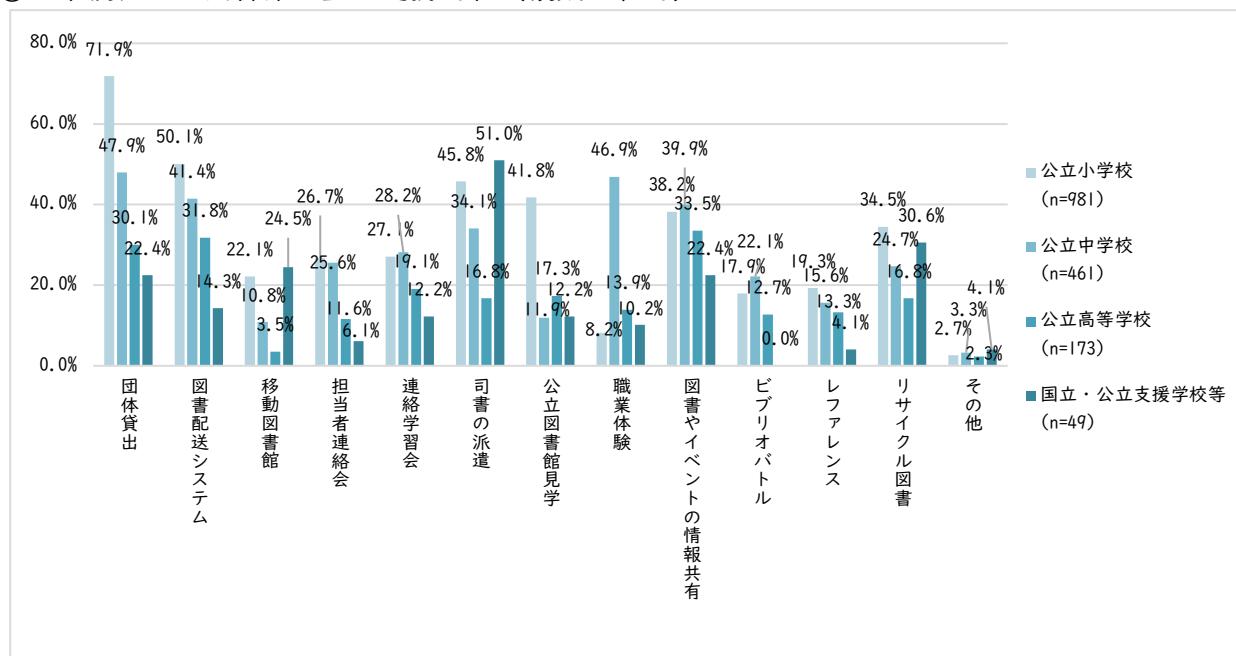


⑩ 連携を行っていない理由（複数回答可）

(調査対象：⑧で「連携を行っていない」と回答した学校)

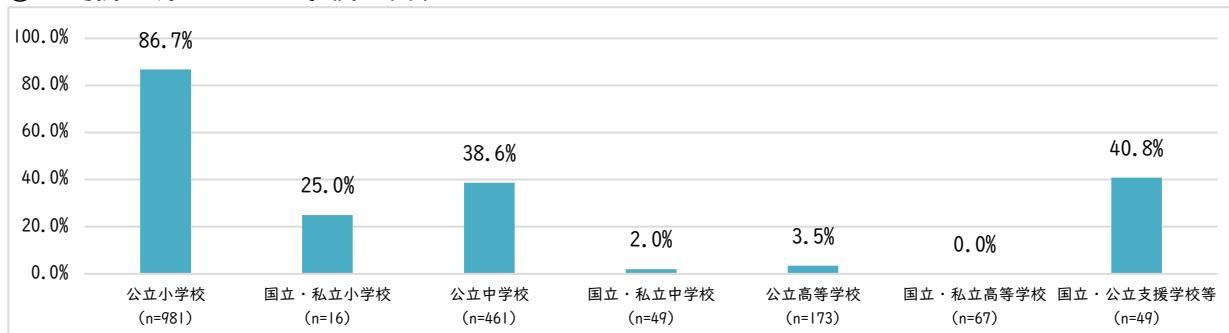


⑪ 今後、公立図書館と望む連携内容（複数回答可）



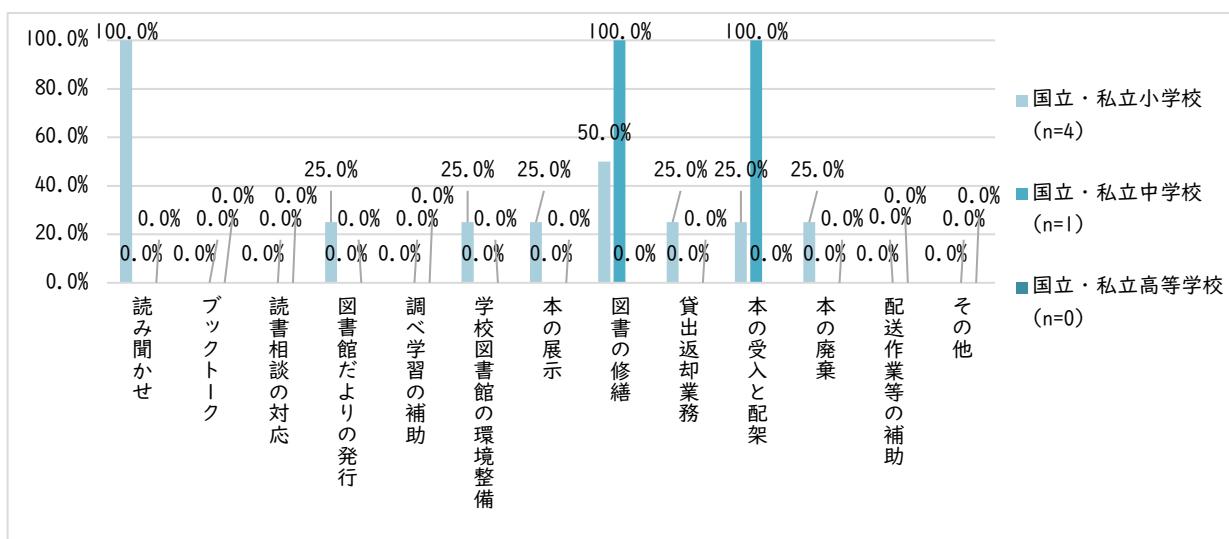
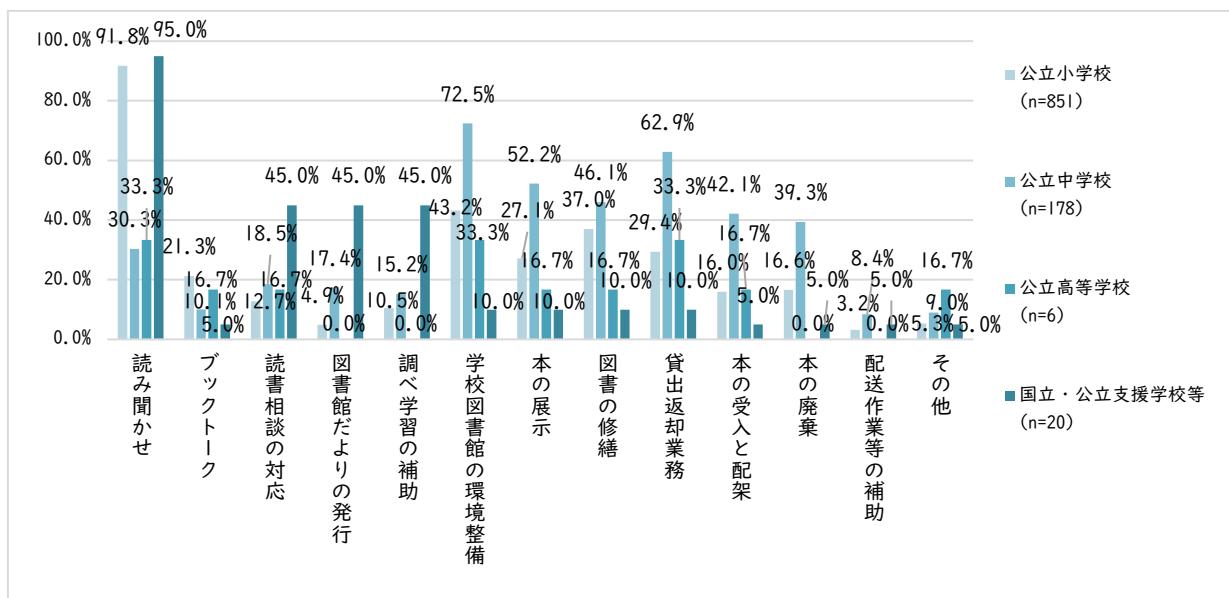
<IV 読書ボランティアとの連携>

⑫ 連携を行っている学校の割合

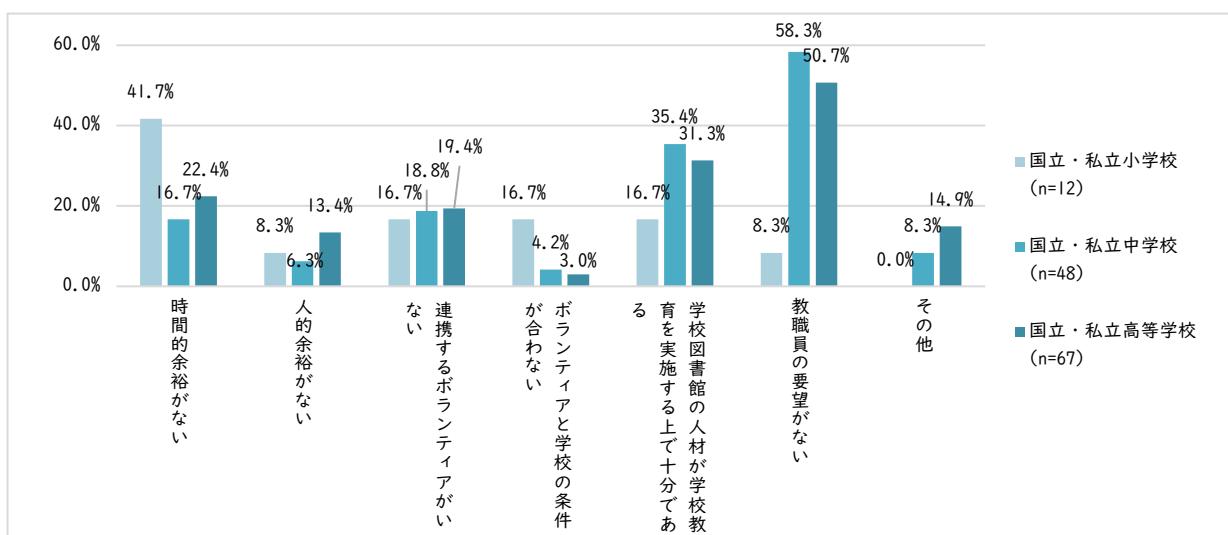
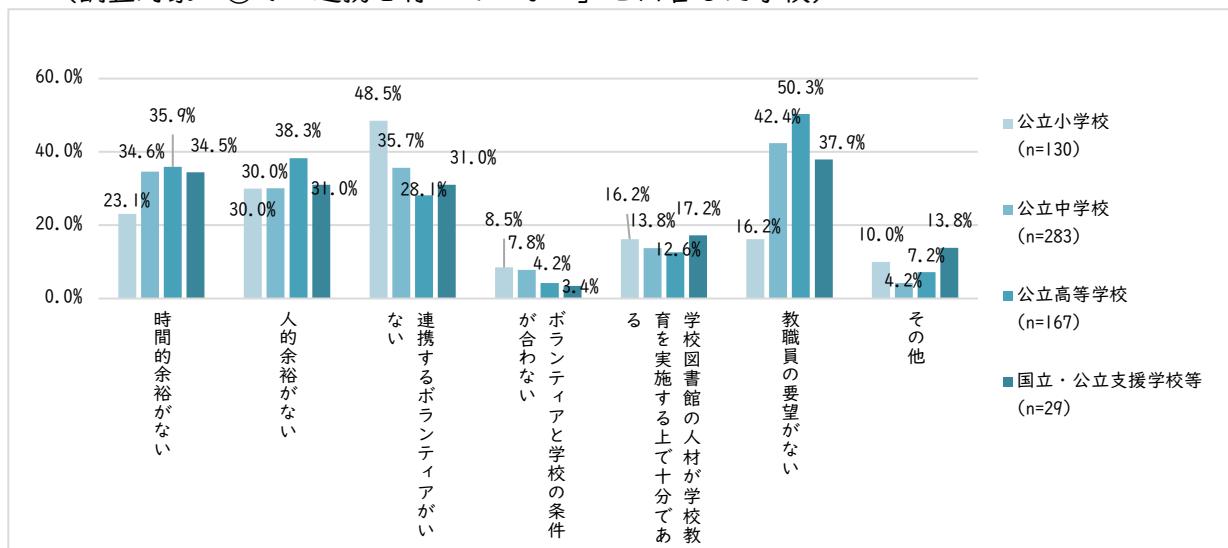


⑬ 連携内容（複数回答可）

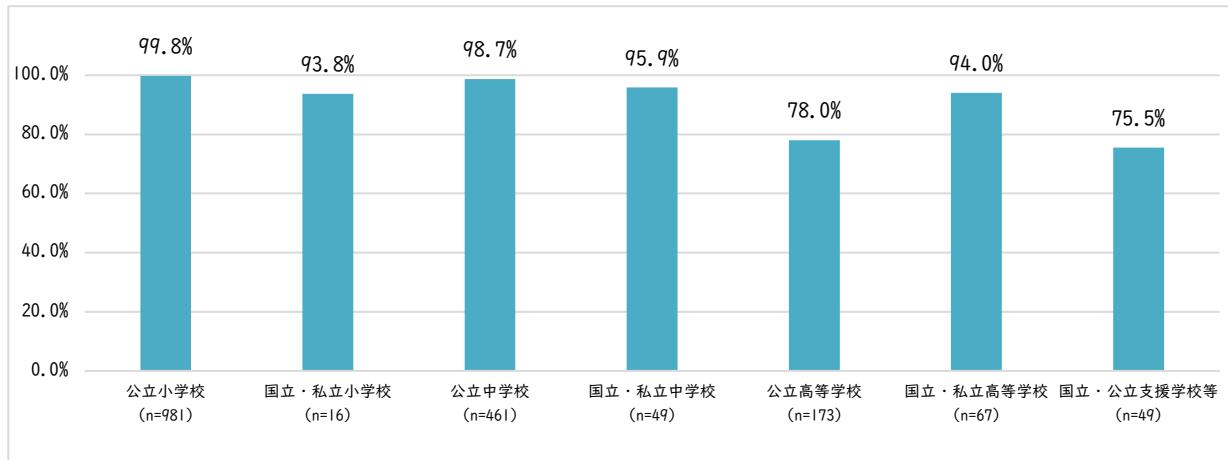
（調査対象：⑫で「連携を行っている」と回答した学校）



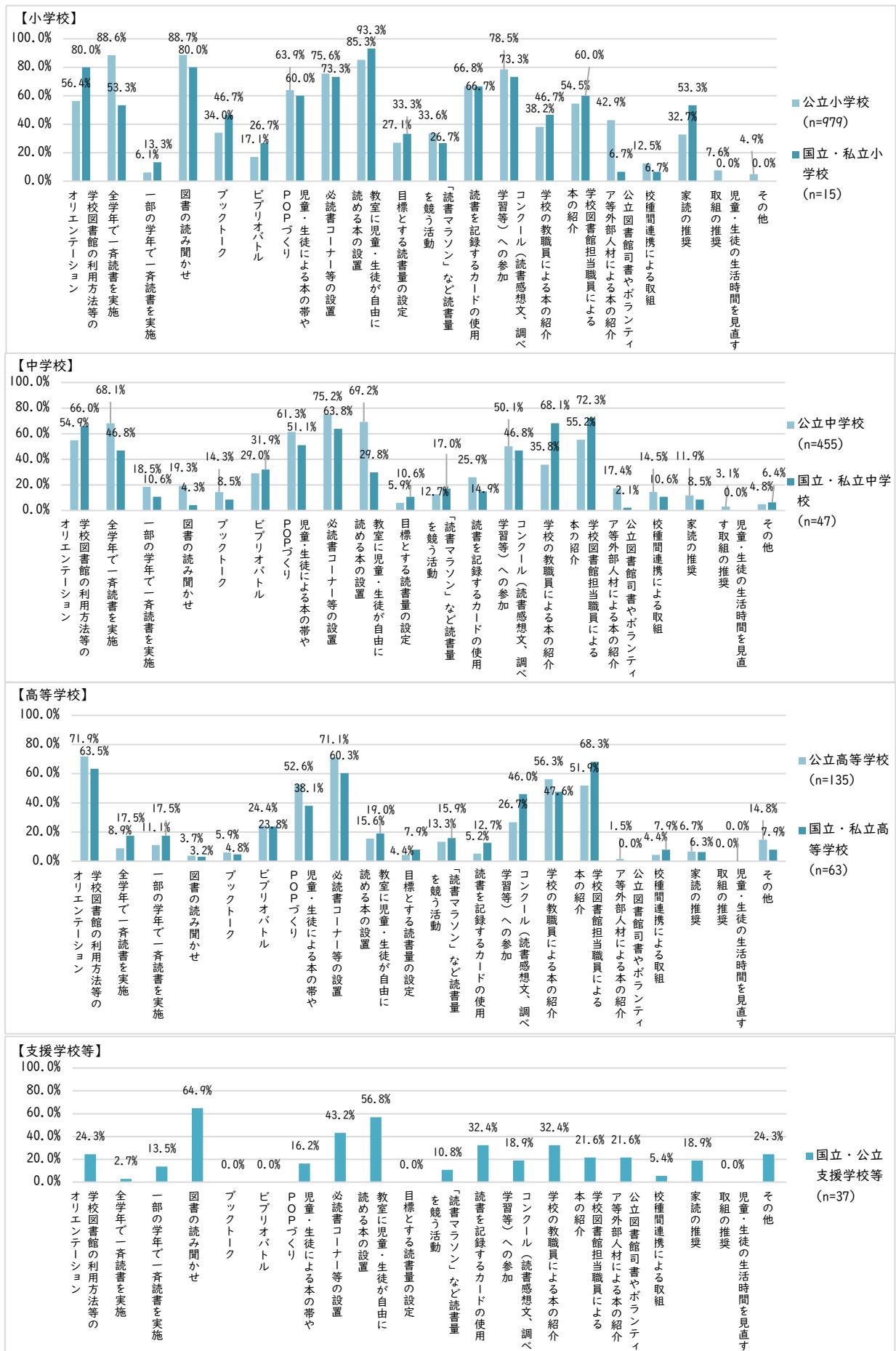
⑭ 連携を行っていない理由（複数回答可）
 (調査対象：⑫で「連携を行っていない」と回答した学校)



<V 子ども読書活動推進の取組>
 ⑮ 取組を行っている学校の割合

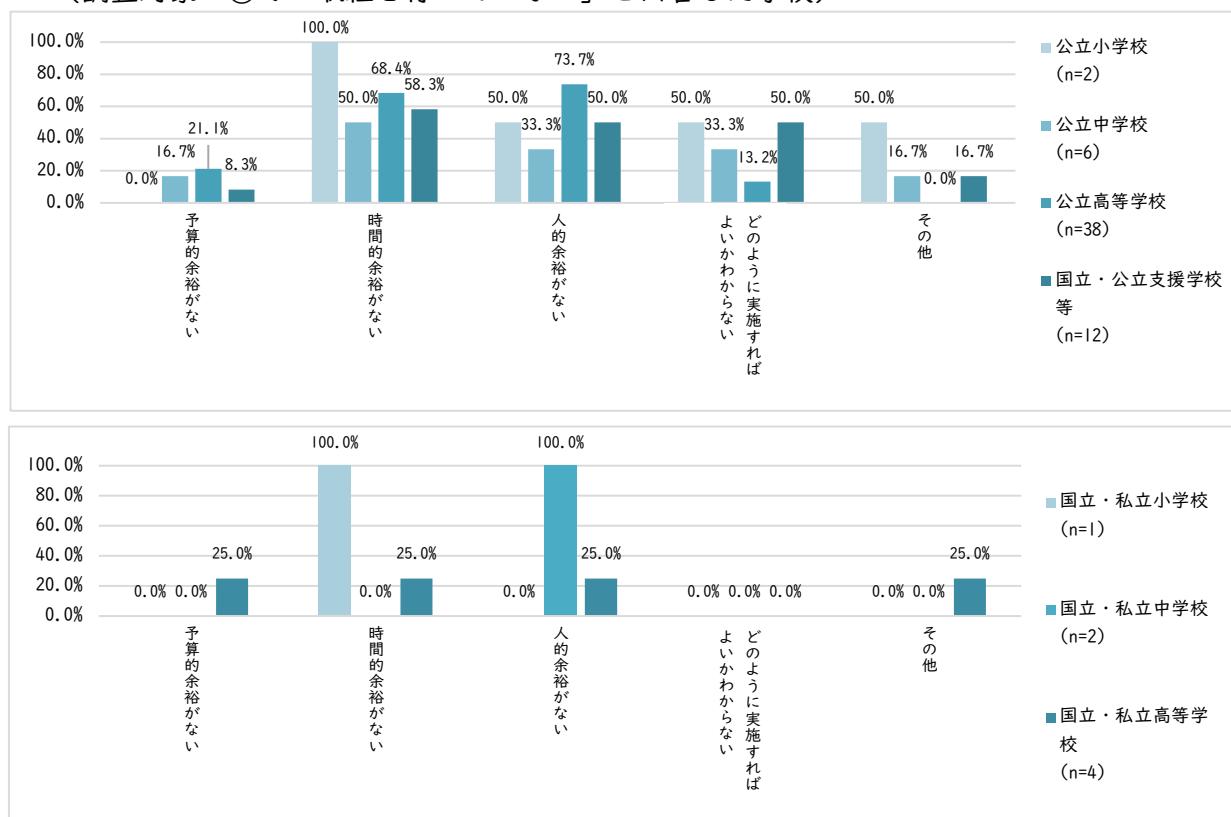


⑯ 取組内容（複数回答可）
(調査対象：⑮で「取組を行っている」と回答した学校)



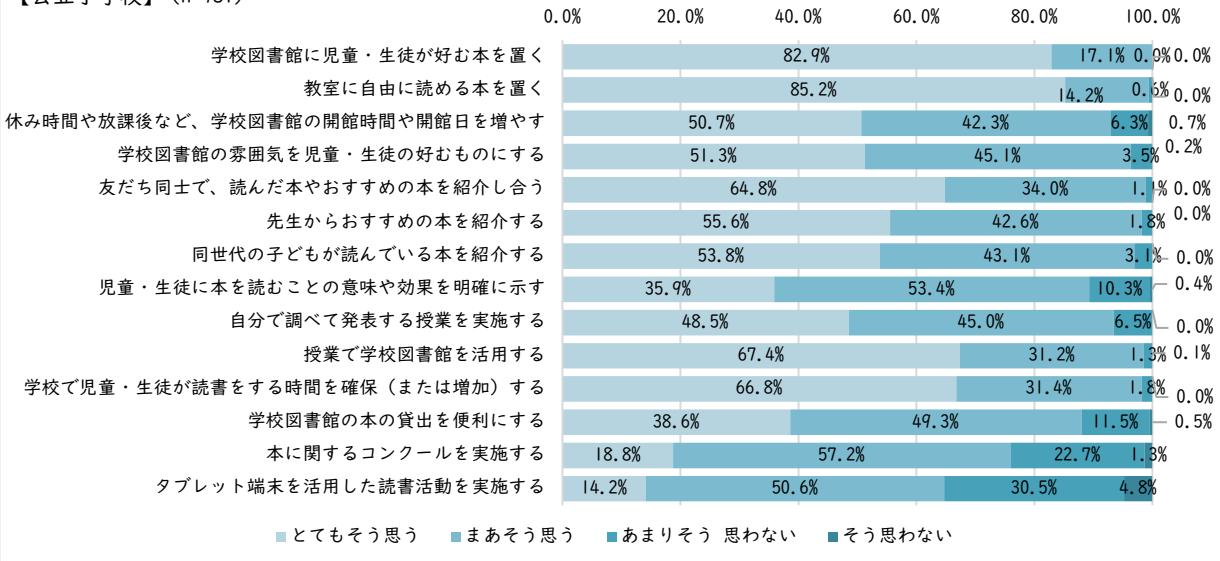
⑯ 取組を行っていない理由（複数回答可）

（調査対象：⑮で「取組を行っていない」と回答した学校）

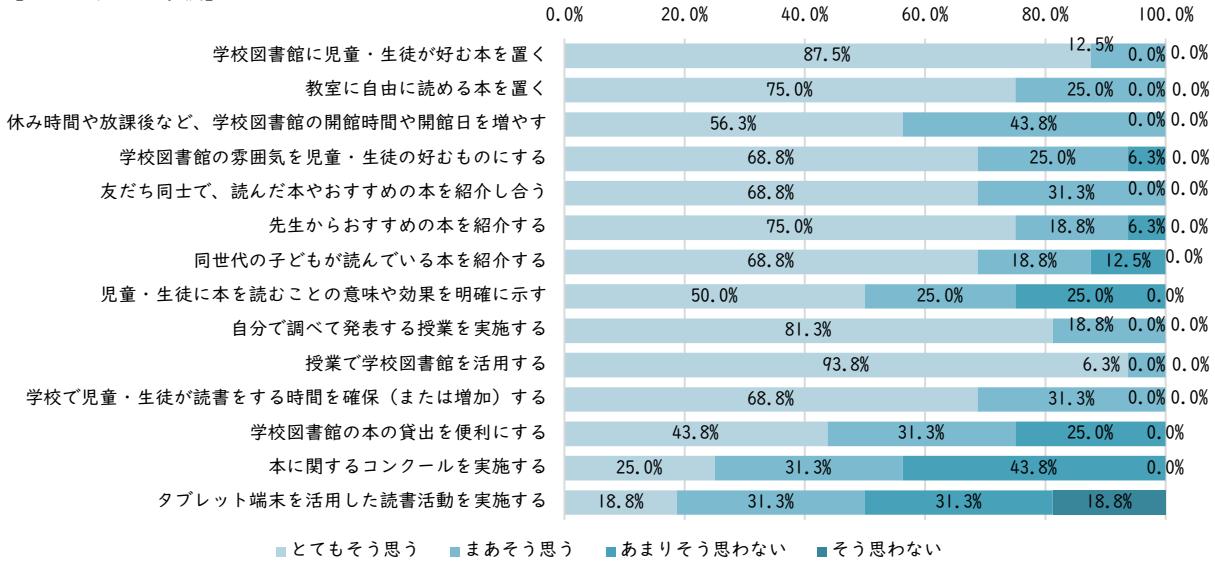


⑰ 今後、有効だと考える学校の取組内容

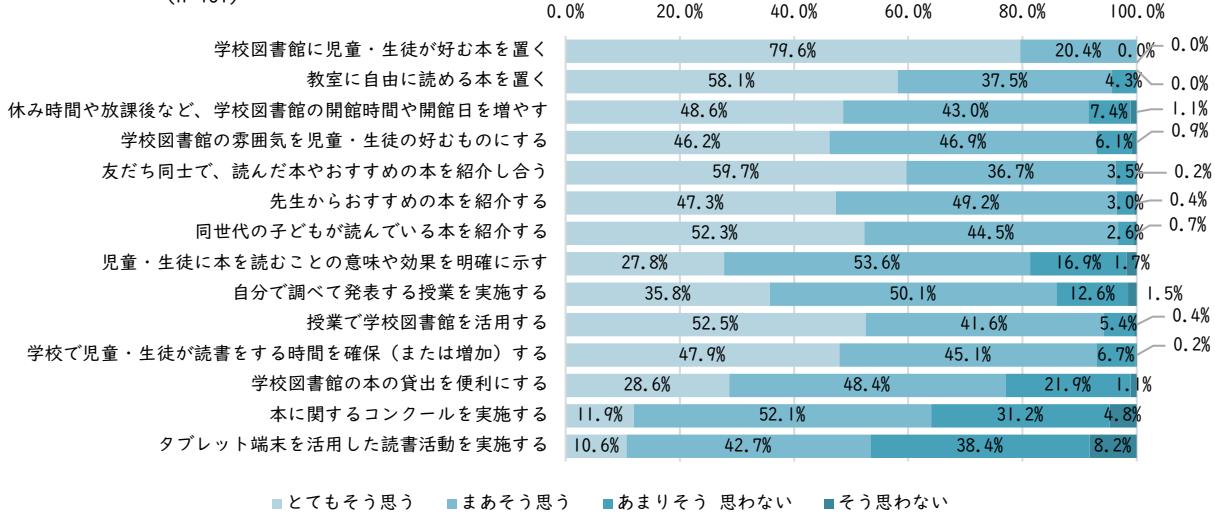
【公立小学校】(n=981)



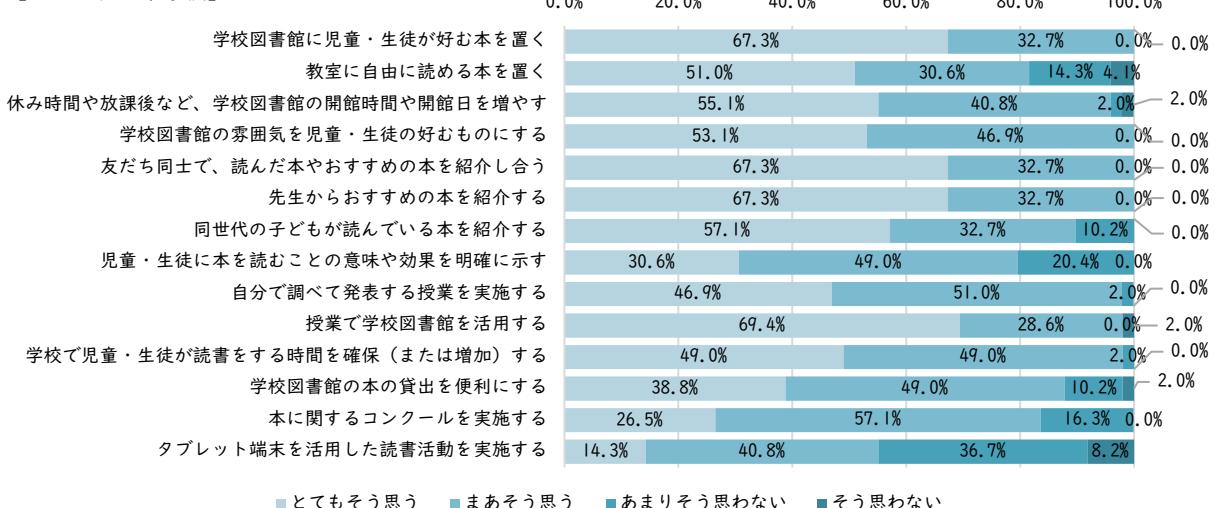
【国立・私立小学校】 (n=16)

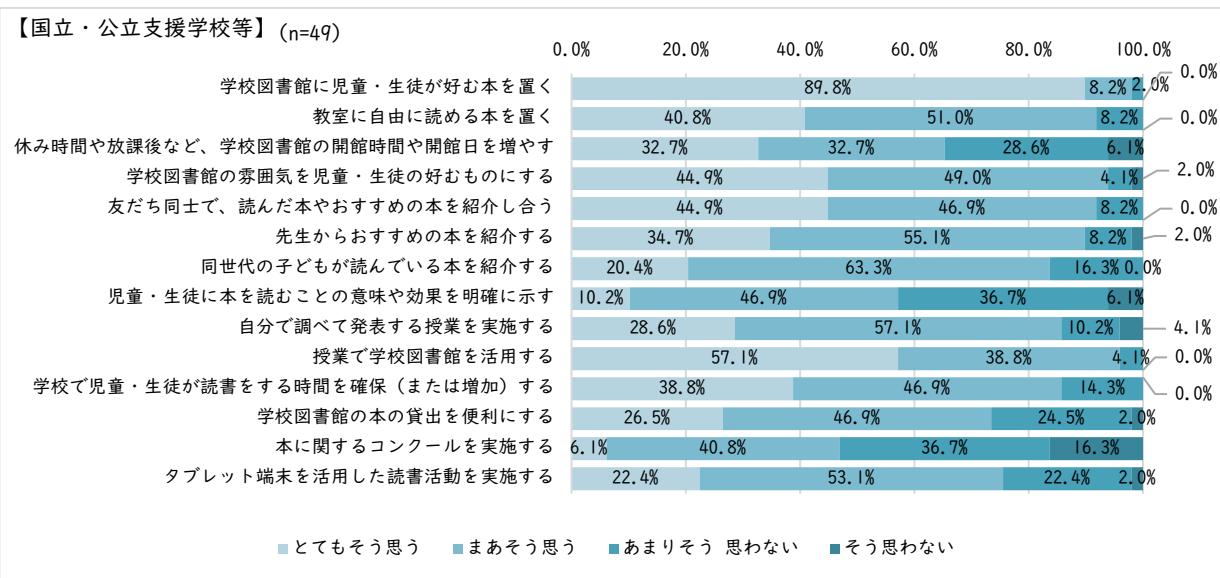
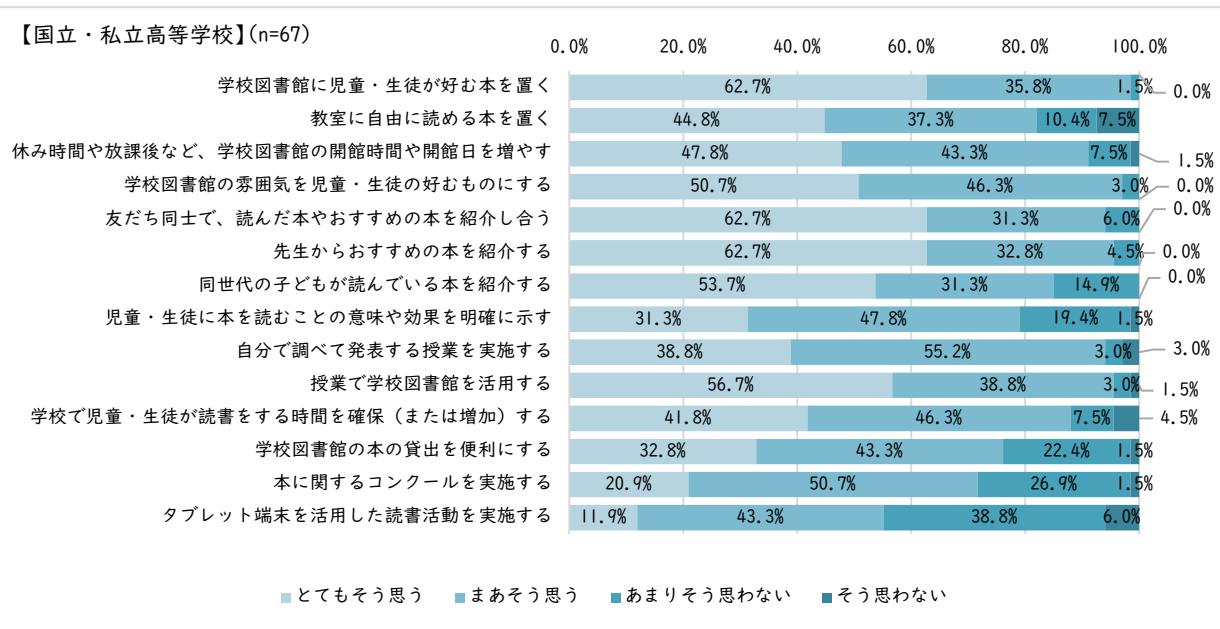
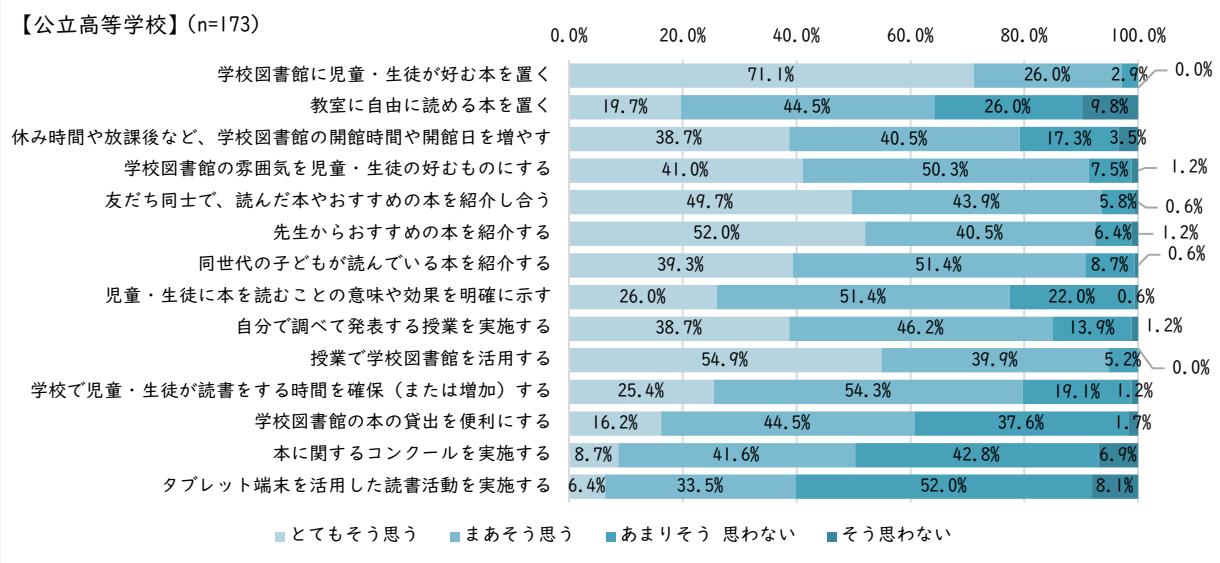


【公立中学校】 (n=461)



【国立・私立中学校】 (n=49)

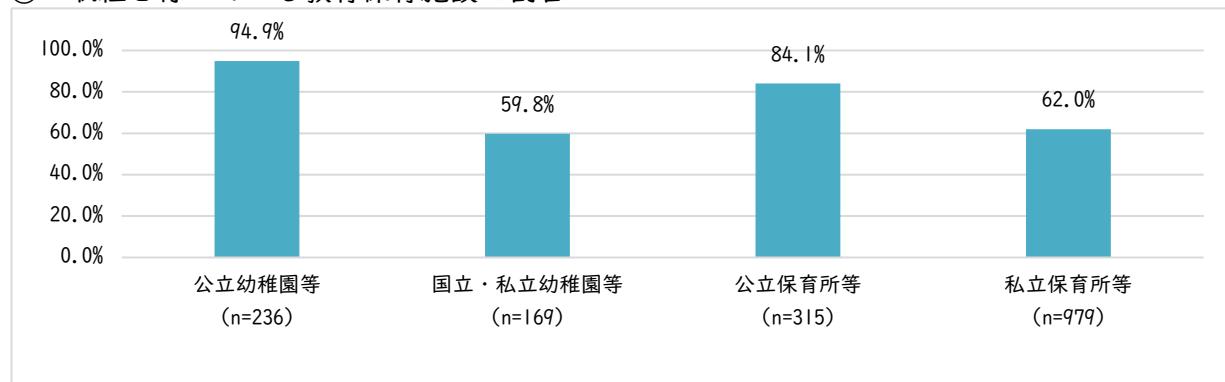




【調査対象：教育保育施設】

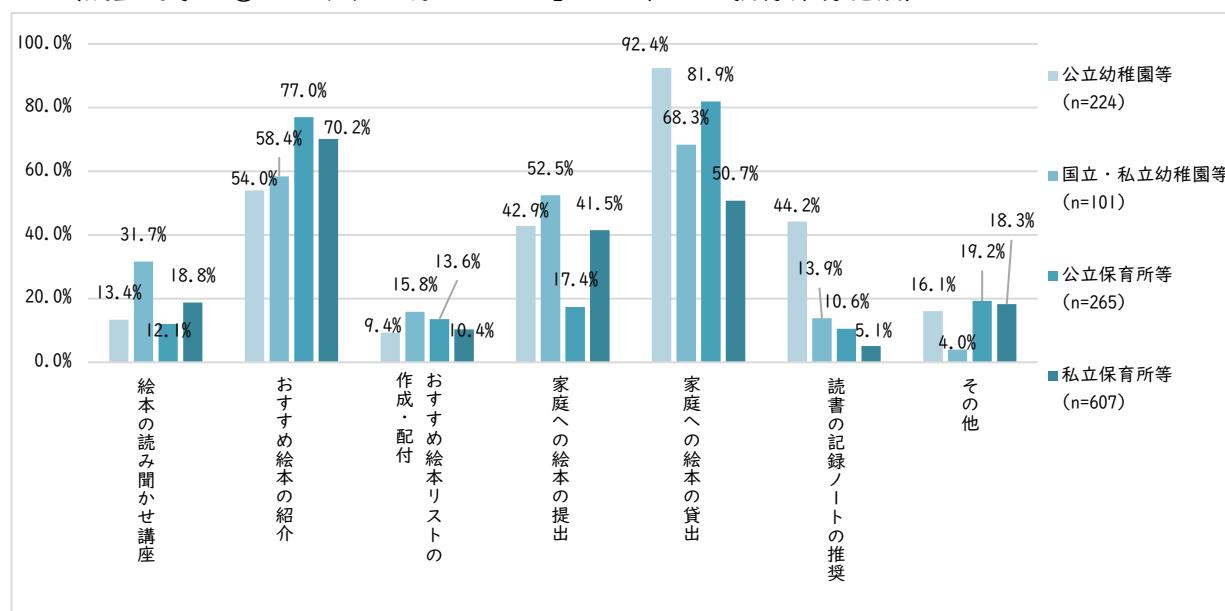
< I 保護者を対象にした読書活動推進の取組>

① 取組を行っている教育保育施設の割合



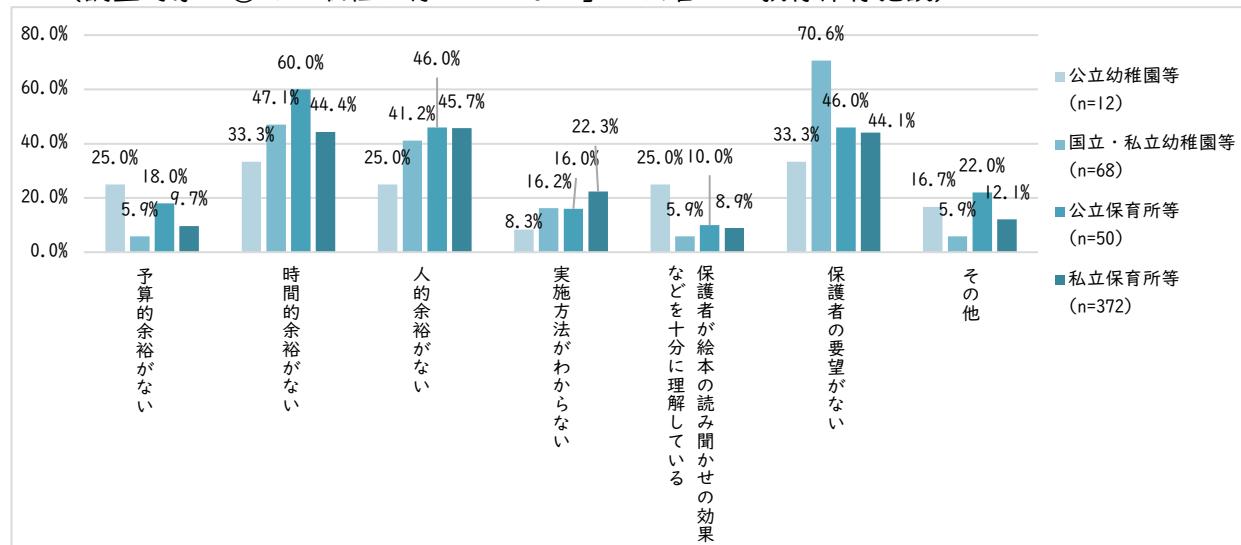
② 取組内容（複数回答可）

（調査対象：①で「取組を行っている」と回答した教育保育施設）



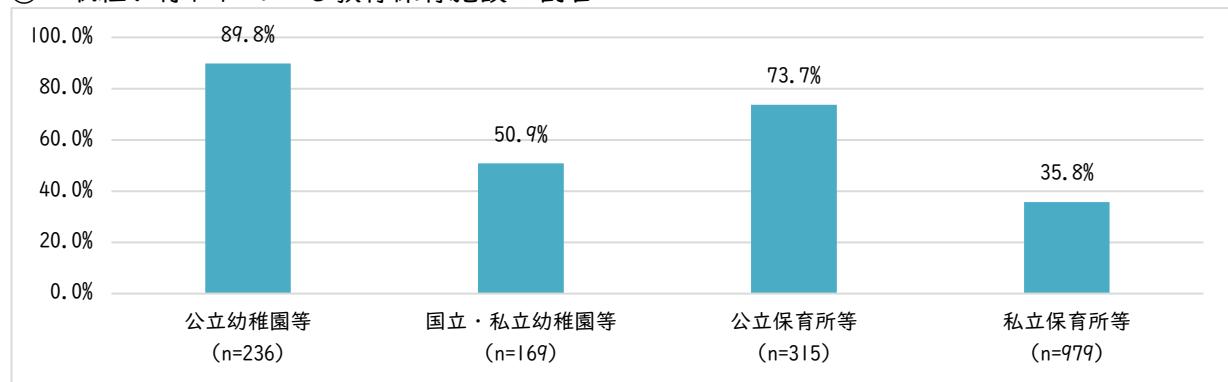
③ 取組を行っていない理由（複数回答可）

（調査対象：①で「取組を行っていない」と回答した教育保育施設）



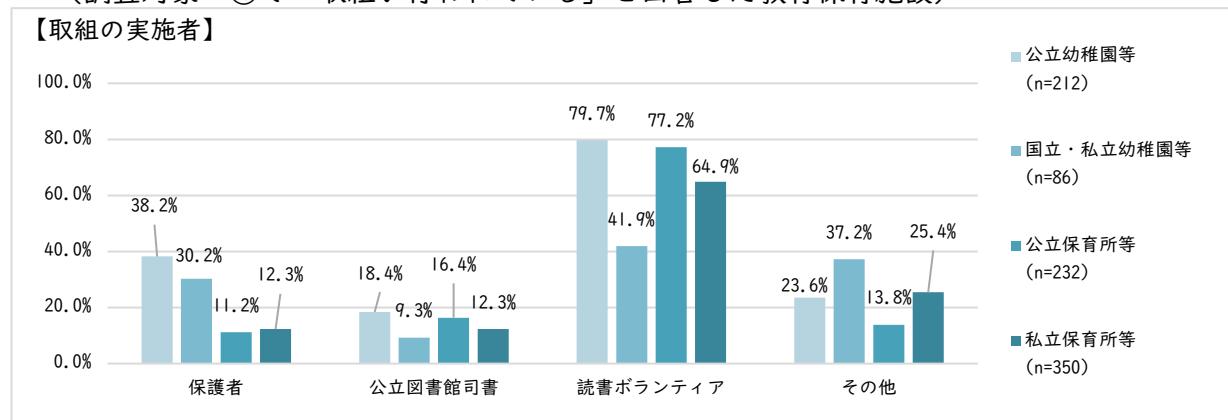
< II 職員以外による子ども読書活動推進の取組>

④ 取組が行われている教育保育施設の割合

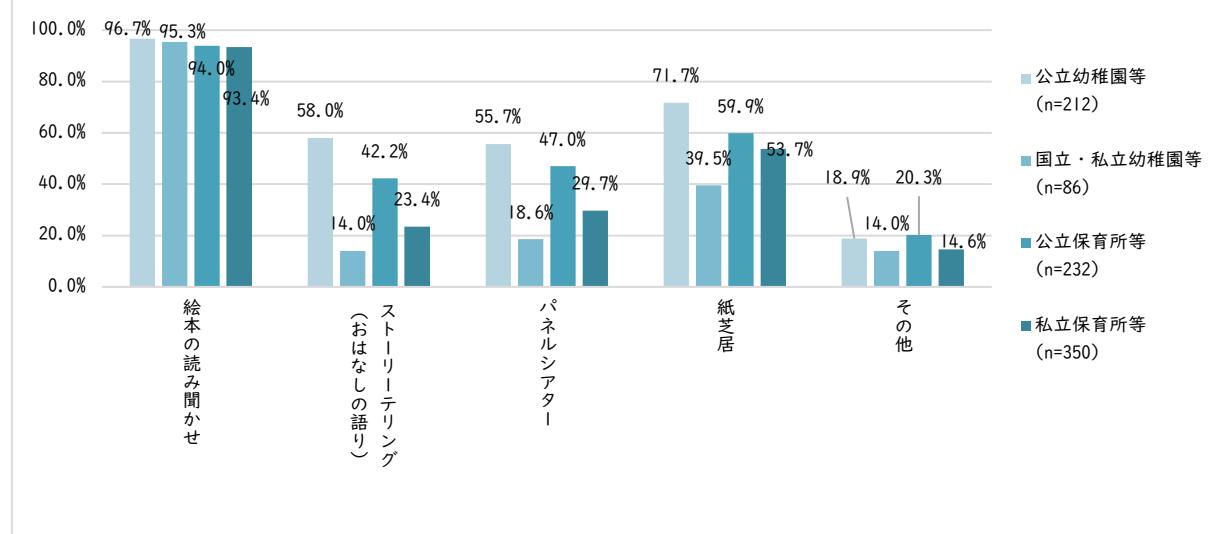


⑤ 取組の実施者及び取組内容（複数回答可）

(調査対象：④で「取組が行われている」と回答した教育保育施設)

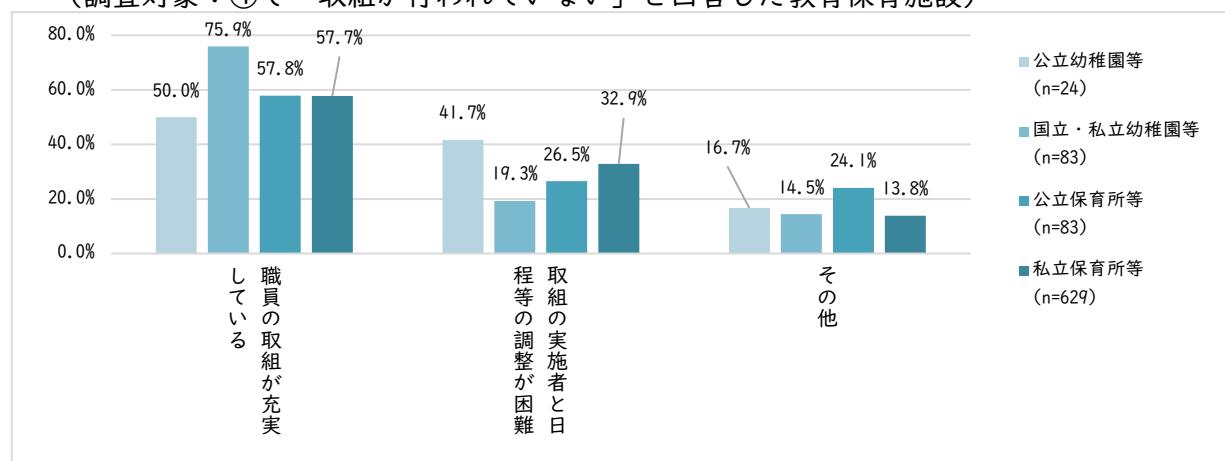


【取組内容】



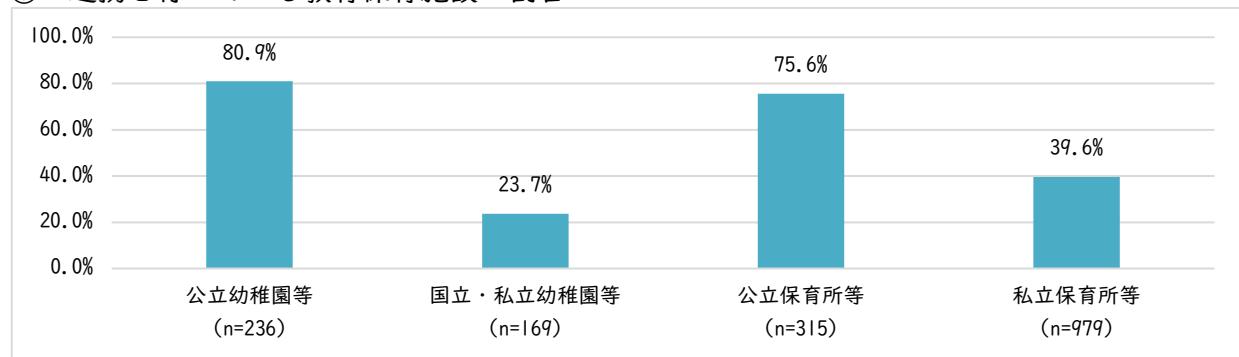
⑥ 取組が行われていない理由（複数回答可）

（調査対象：④で「取組が行われていない」と回答した教育保育施設）



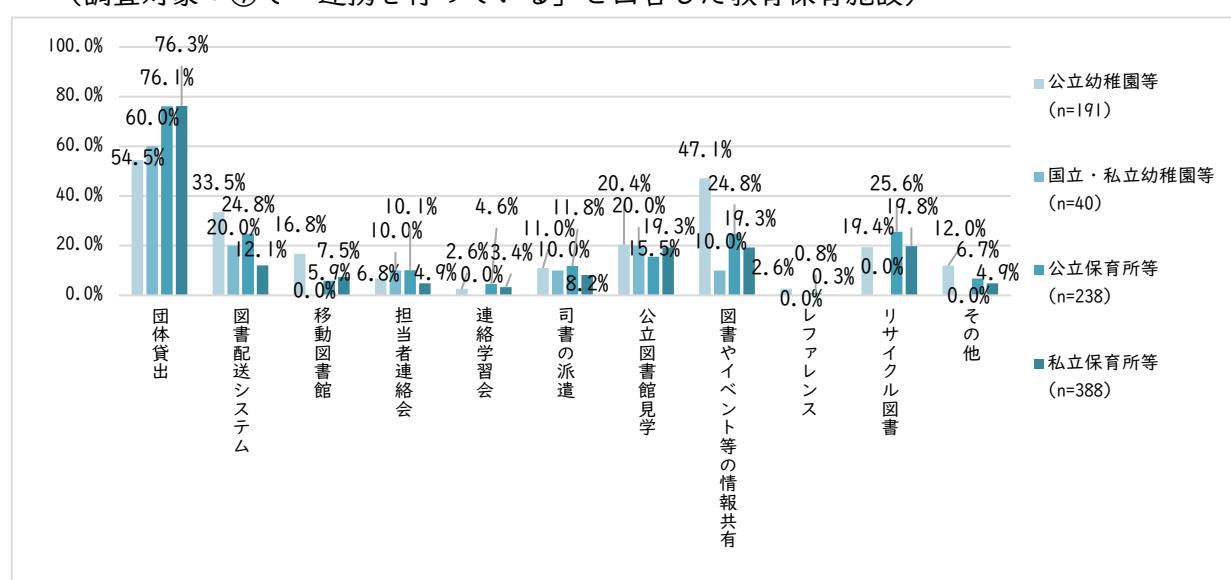
<III 公立図書館との連携>

⑦ 連携を行っている教育保育施設の割合



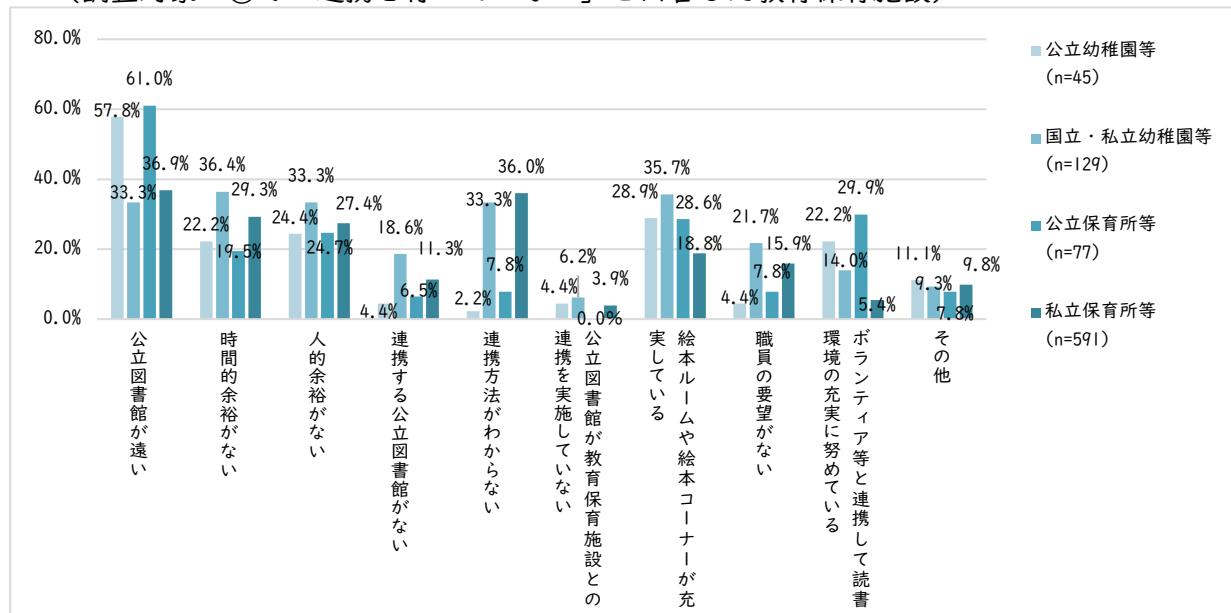
⑧ 連携内容（複数回答可）

（調査対象：⑦で「連携を行っている」と回答した教育保育施設）

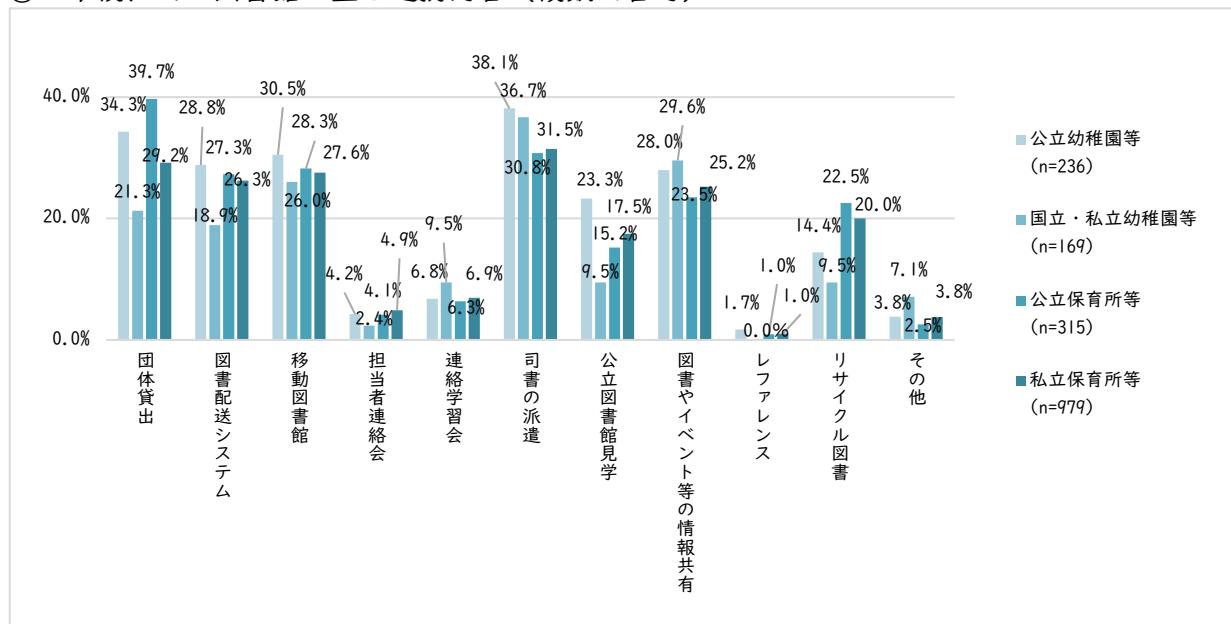


⑨ 連携を行っていない理由（複数回答可）

（調査対象：⑦で「連携を行っていない」と回答した教育保育施設）



⑩ 今後、公立図書館と望む連携内容（複数回答可）



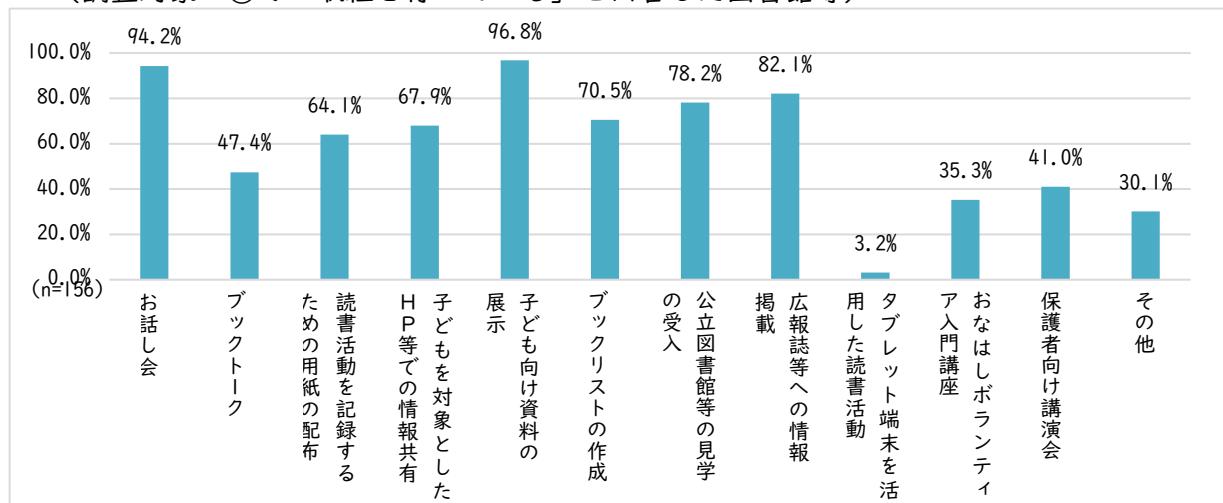
【調査対象：図書館等】

< I 子ども読書活動推進の取組 >

① 取組を行っている図書館等(n=160)の割合 97.5%

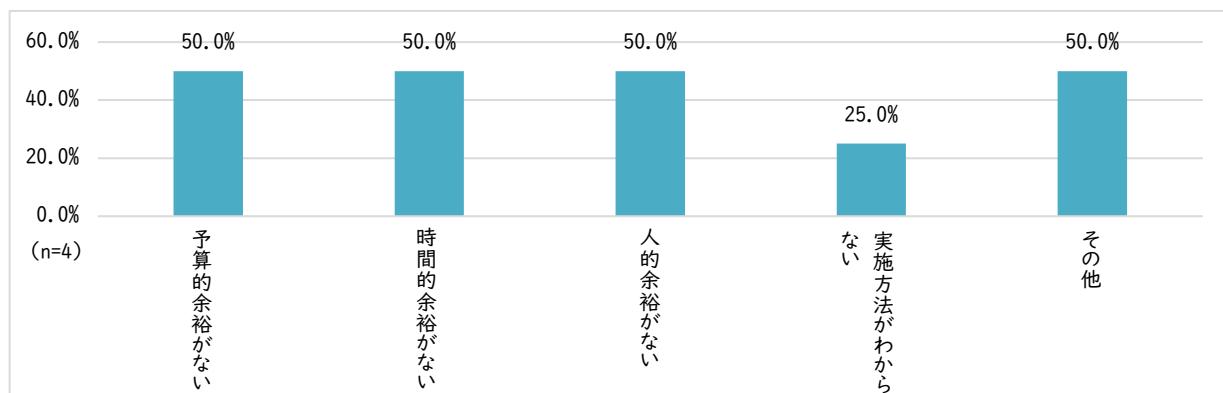
② 取組内容（複数回答可）

(調査対象：①で「取組を行っている」と回答した図書館等)

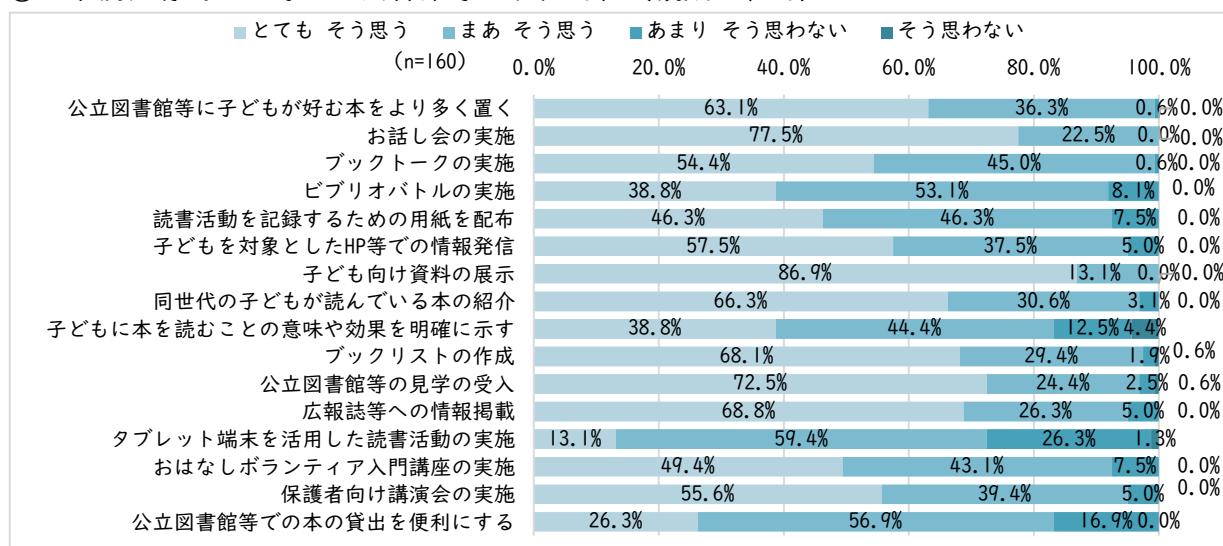


③ 取組を行っていない理由（複数回答可）

(調査対象：①で「取組を行っていない」と回答した図書館等)



④ 今後、有効だと考える図書館等の取組内容（複数回答可）

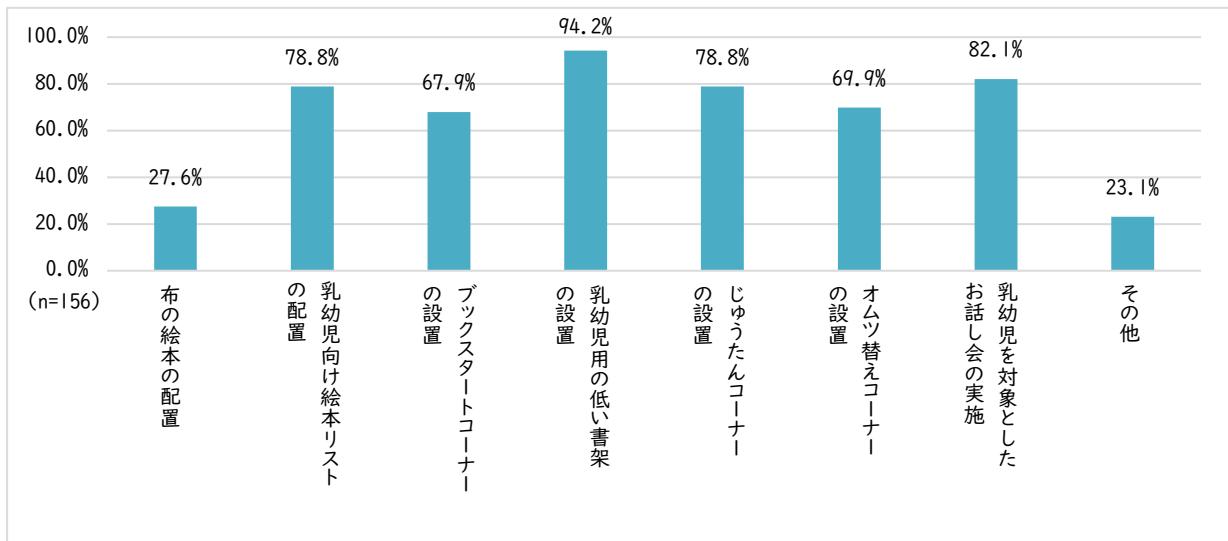


< II 乳幼児が本に親しむための取組>

⑤ 取組を行っている図書館等(n=160)の割合 97.5%

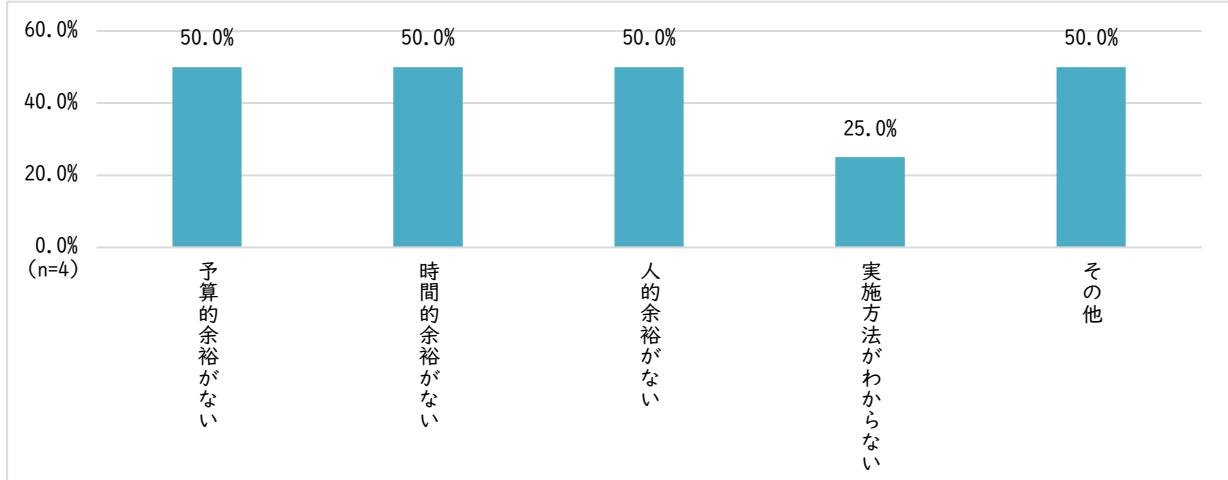
⑥ 取組内容（複数回答可）

(調査対象：⑤で「取組を行っている」と回答した図書館等)



⑦ 取組を行っていない理由（複数回答可）

(調査対象：⑤で「取組を行っていない」と回答した図書館等)

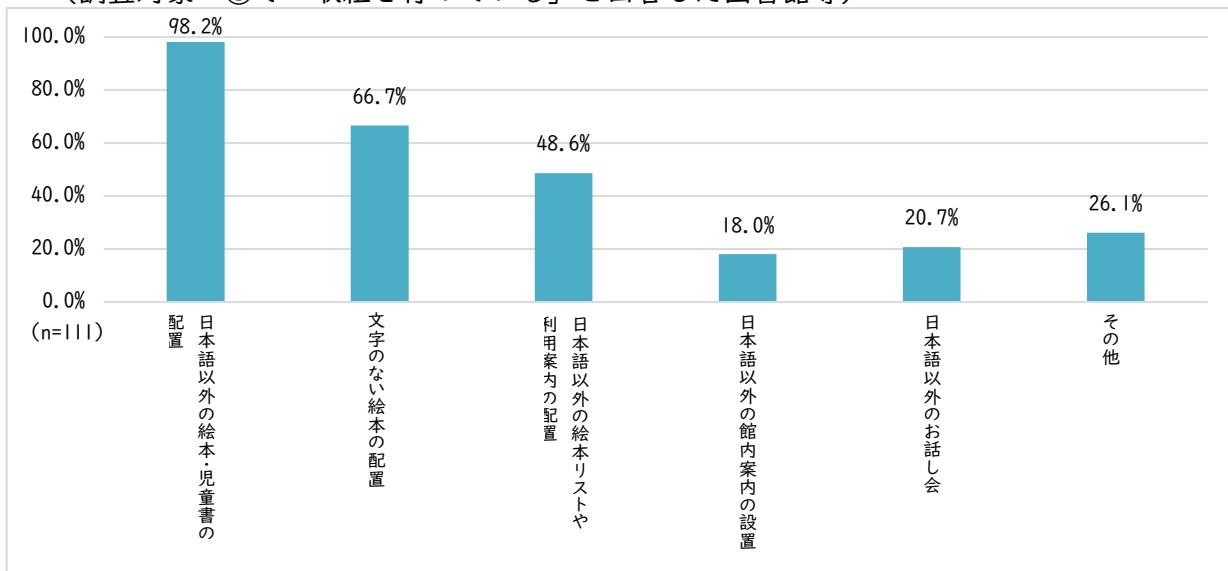


<Ⅲ 日本語を母語としない子どもが本に親しむための取組>

⑧ 取組を行っている図書館等(n=160)の割合 **69.4%**

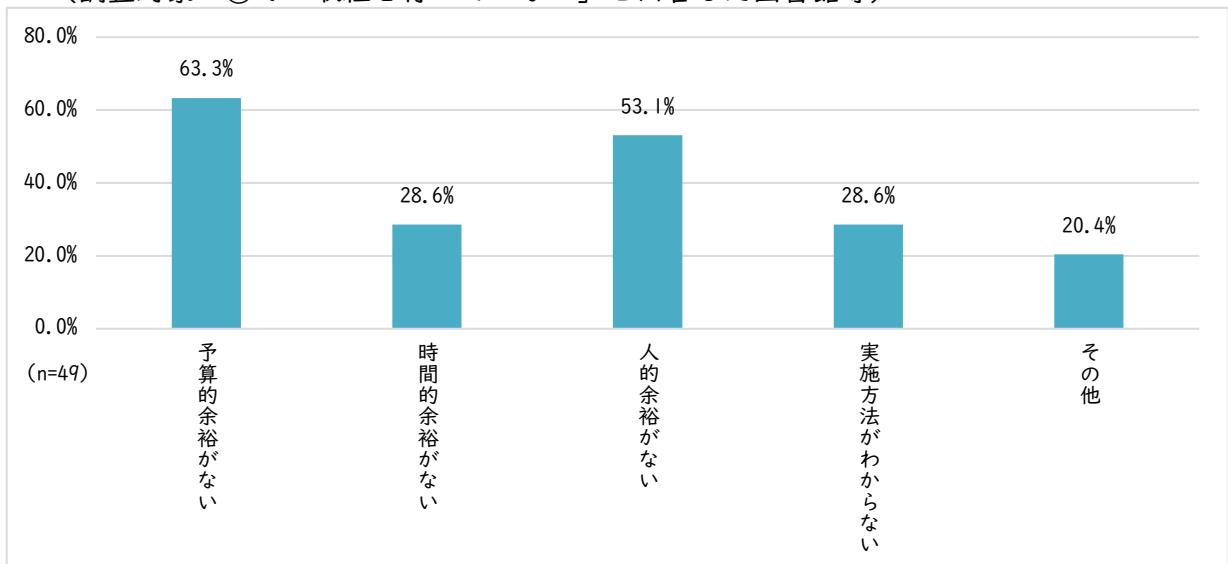
⑨ 取組内容（複数回答可）

(調査対象：⑧で「取組を行っている」と回答した図書館等)



⑩ 取組を行っていない理由（複数回答可）

(調査対象：⑧で「取組を行っていない」と回答した図書館等)

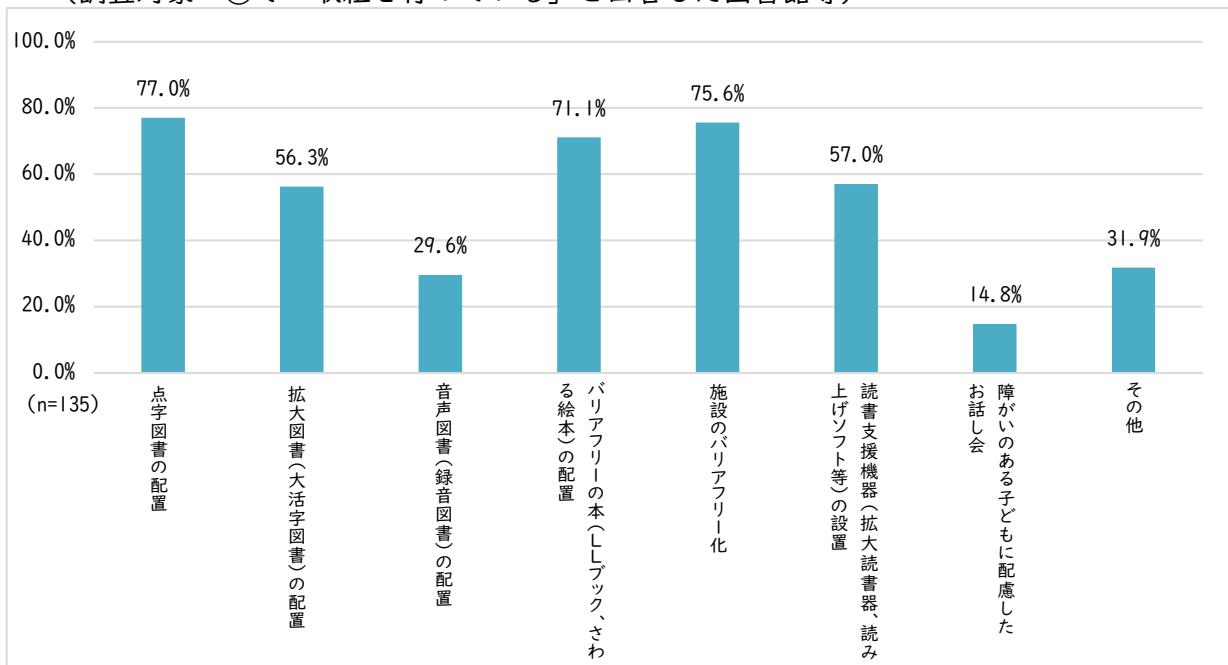


<IV 障がいのある子どもが本に親しむための取組>

⑪ 取組を行っている図書館等(n=160)の割合 84.4%

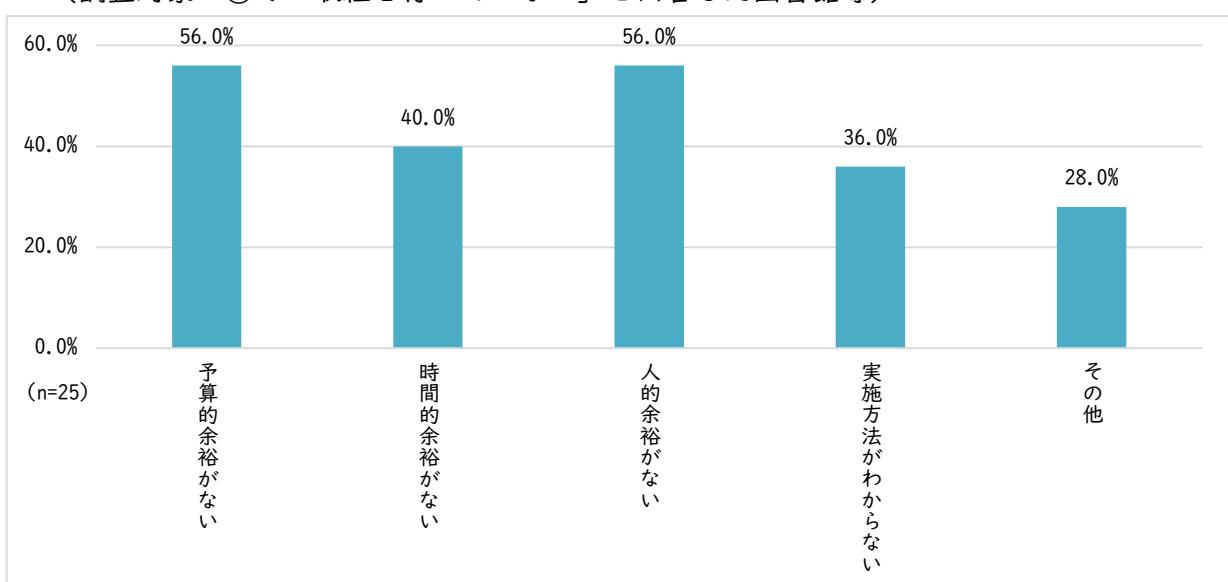
⑫ 取組内容（複数回答可）

（調査対象：⑪で「取組を行っている」と回答した図書館等）



⑬ 取組を行っていない理由（複数回答可）

（調査対象：⑪で「取組を行っていない」と回答した図書館等）

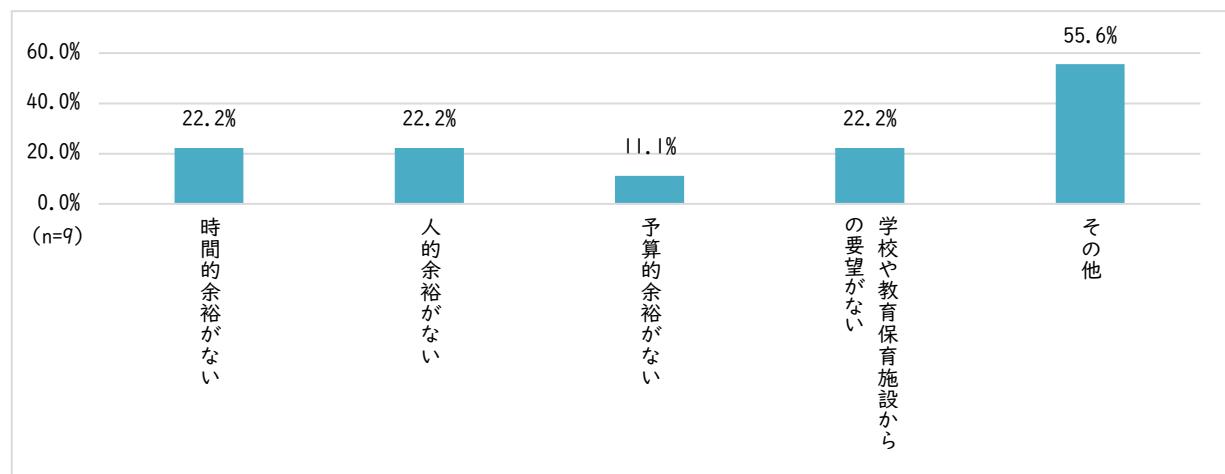


<V 学校や教育保育施設との連携>

⑭ 連携を行っている図書館等(n=160)の割合 94.4%

⑮ 連携を行っていない理由 (複数回答可)

(調査対象: ⑭で「連携を行っていない」と回答した図書館等)

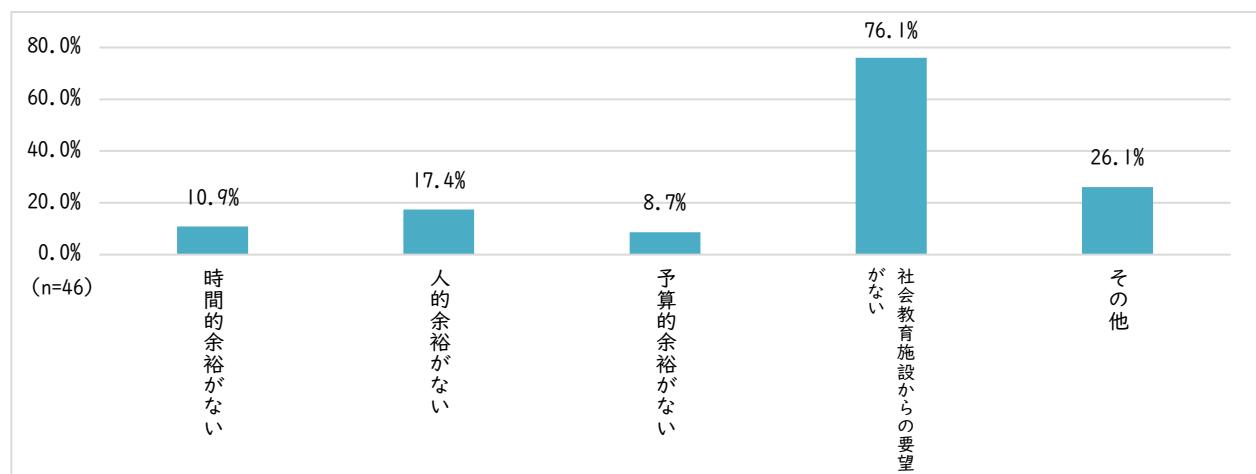


<VI 社会教育施設（公民館・青少年教育施設等）との連携>

⑯ 連携を行っている図書館等(n=160)の割合 71.3%

⑰ 連携を行っていない理由 (複数回答可)

(調査対象: ⑯で「連携を行っていない」と回答した図書館等)

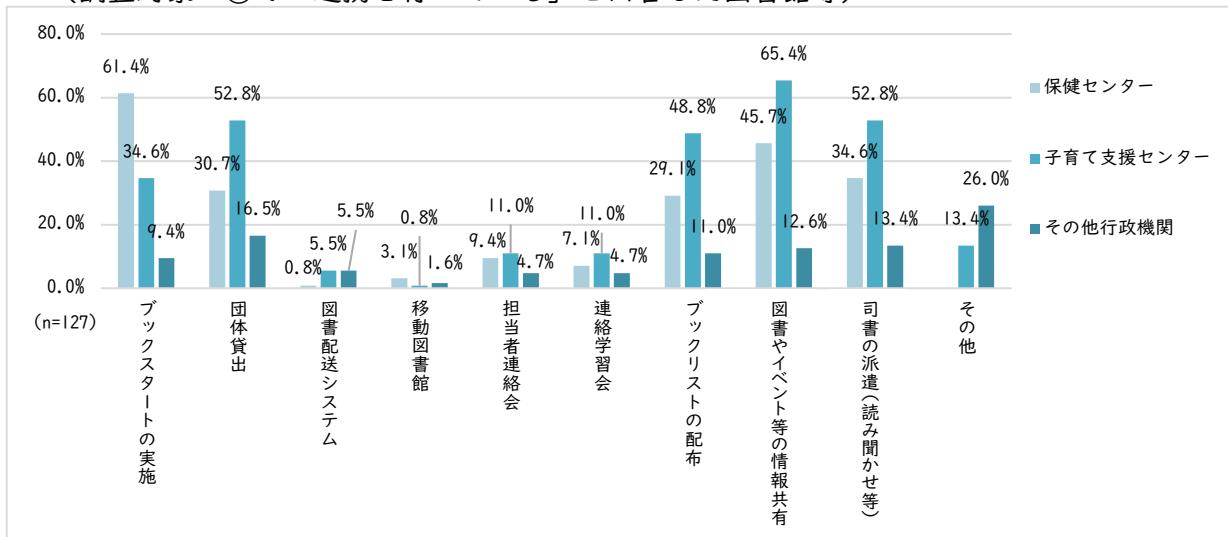


<VII 子育て支援に関する施設（保健センター・子育て支援センター等）との連携>

⑯ 連携を行っている図書館等(n=160)の割合 79.4%

⑰ 連携内容（複数回答可）

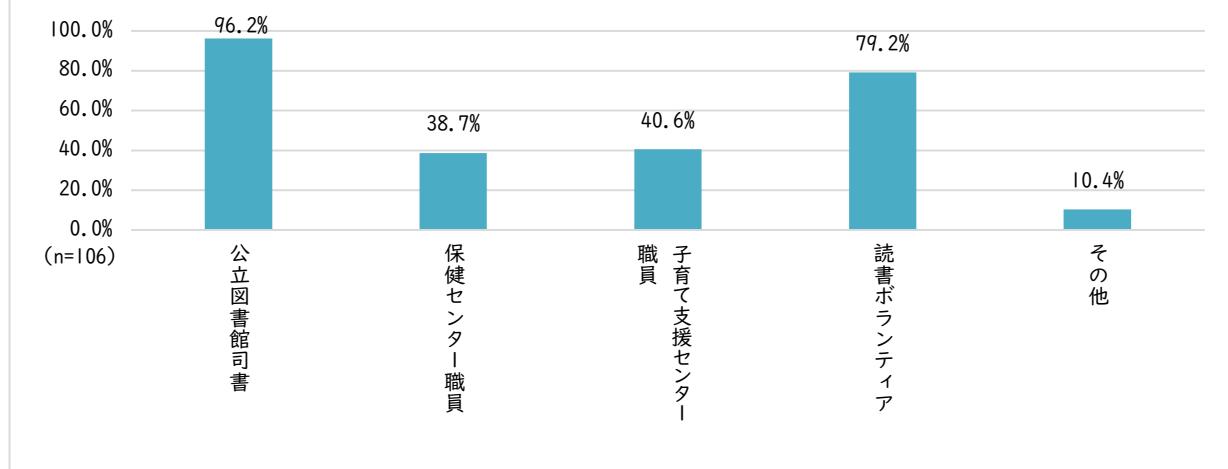
(調査対象：⑯で「連携を行っている」と回答した図書館等)



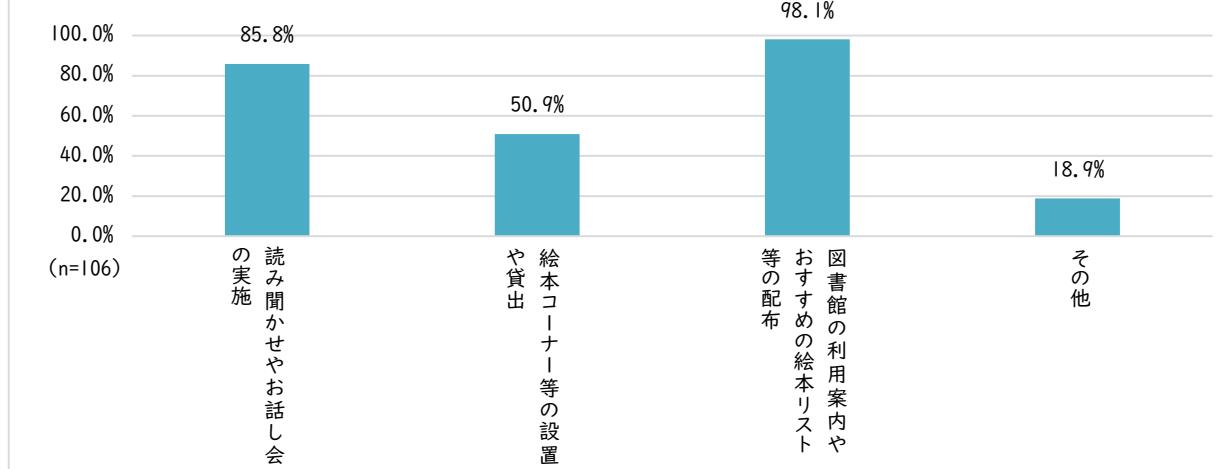
⑯ ブックスタートの取組の実施者及び内容

(調査対象：⑯で「ブックスタートの実施」と回答した図書館等)

【実施者（協力者含む）】

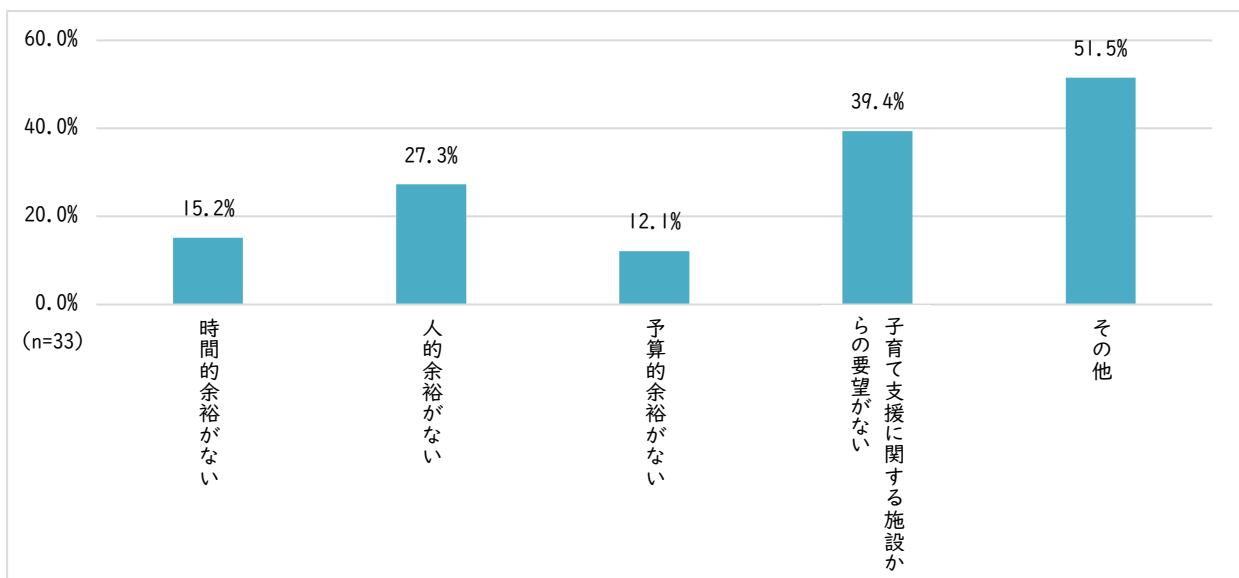


【取組内容】



② 連携を行っていない理由（複数回答可）

（調査対象：⑧で「連携を行っていない」と回答した図書館等）



【調査対象：公民館等】

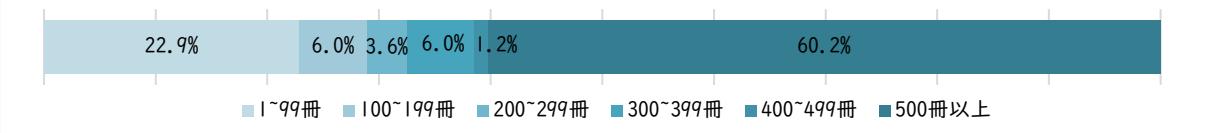
< I 図書ルーム等の設置>

① 図書ルーム等を設置している公民館等(n=200)の割合 41.5%

② 本の冊数及び地域への貸出の有無

(調査対象：①で「図書ルーム等を設置している」と回答した公民館等(n=83))

【本の冊数】



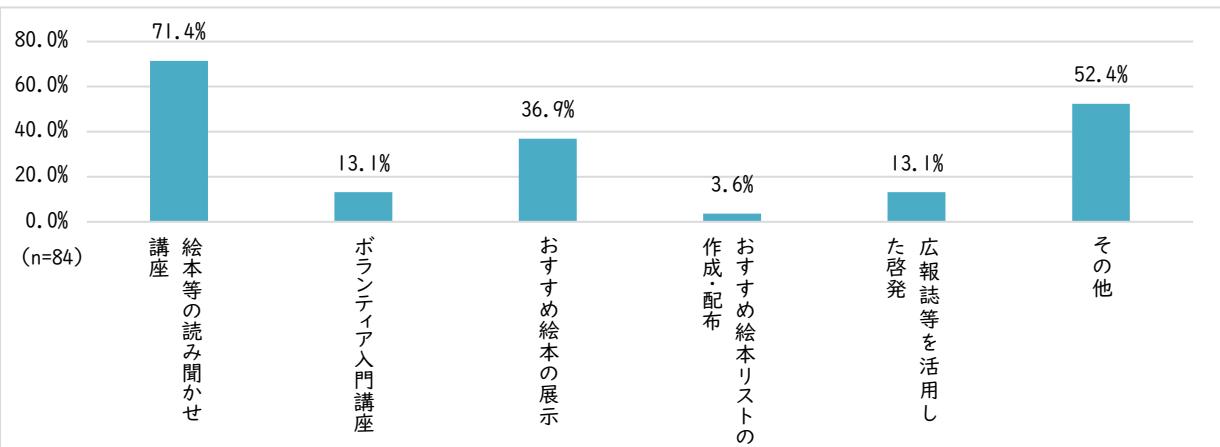
・ 地域への貸出を行っている公民館等 (n=83) の割合 72.3%

< II 子ども読書活動推進の取組>

③ 取組を行っている公民館等(n=200)の割合 42.0%

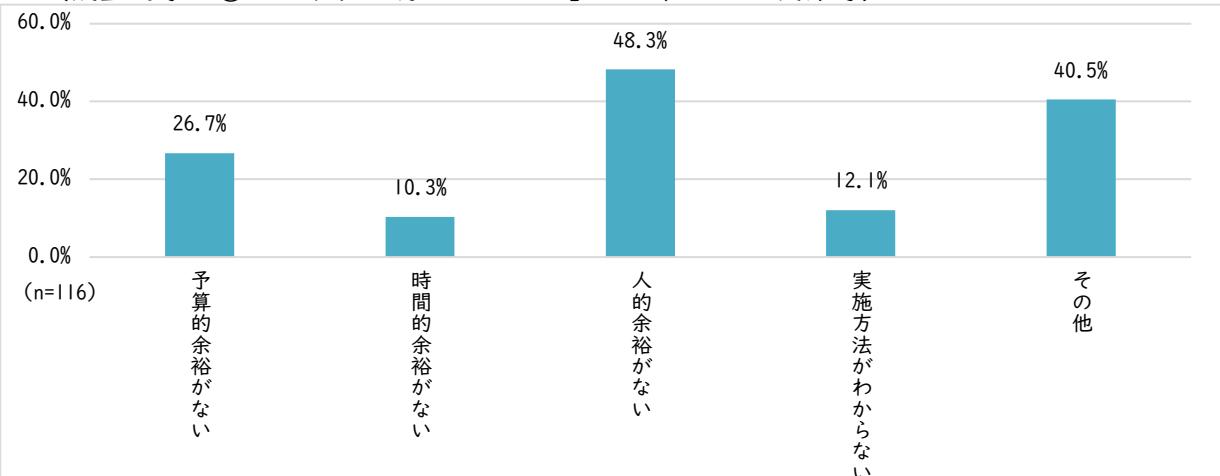
④ 取組内容（複数回答可）

(調査対象：③で「取組を行っている」と回答した公民館等)



⑤ 取組を行っていない理由（複数回答可）

(調査対象：③で「取組を行っていない」と回答した公民館等)

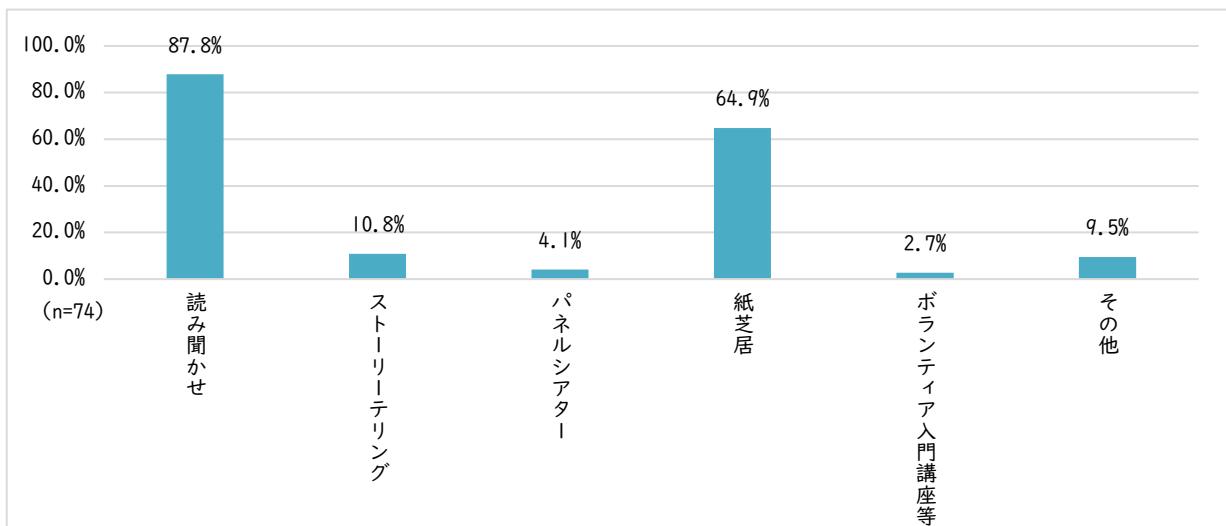


<Ⅲ 読書ボランティアによる子ども読書活動推進の取組>

⑥ 取組が行われている公民館等(n=200)の割合 37.0%

⑦ 取組内容（複数回答可）

(調査対象：⑥で「取組が行われている」と回答した公民館等)

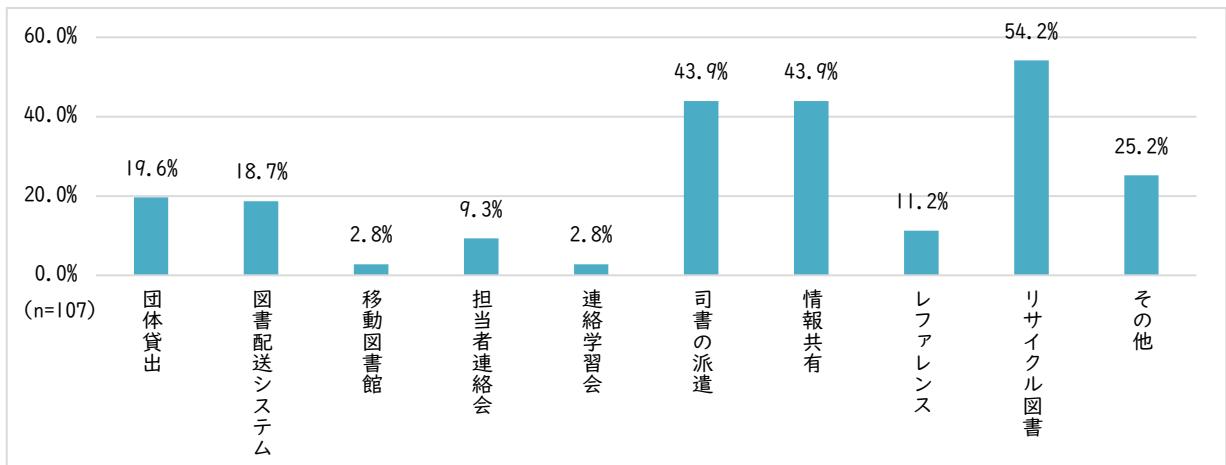


<Ⅳ 公立図書館との連携>

⑧ 連携を行っている公民館等(n=200)の割合 53.5%

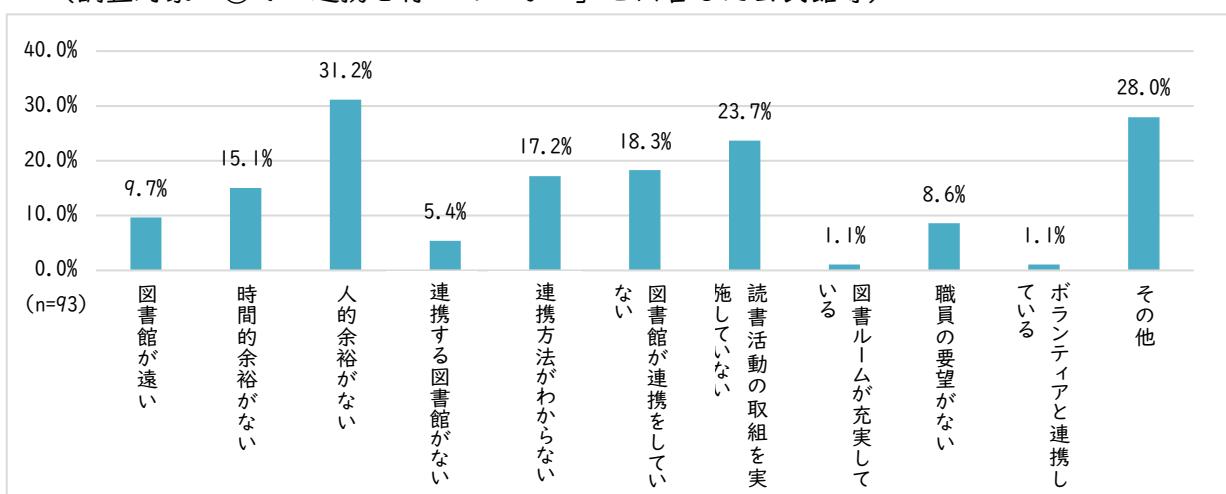
⑨ 連携内容（複数回答可）

(調査対象：⑧で「連携を行っている」と回答した公民館等)

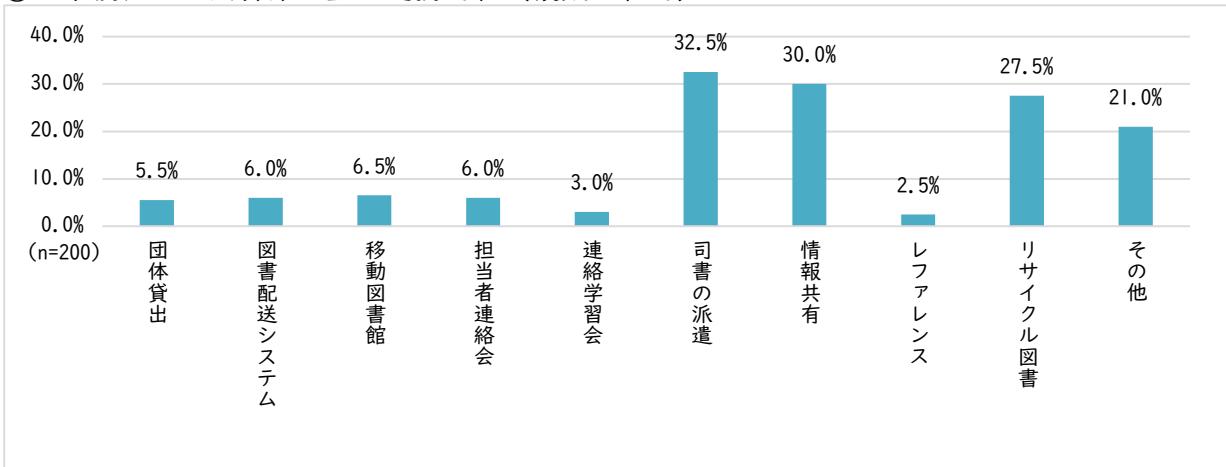


⑩ 連携を行っていない理由（複数回答可）

（調査対象：⑧で「連携を行っていない」と回答した公民館等）



⑪ 今後、公立図書館と望む連携内容（複数回答可）



【調査対象：青少年教育施設】

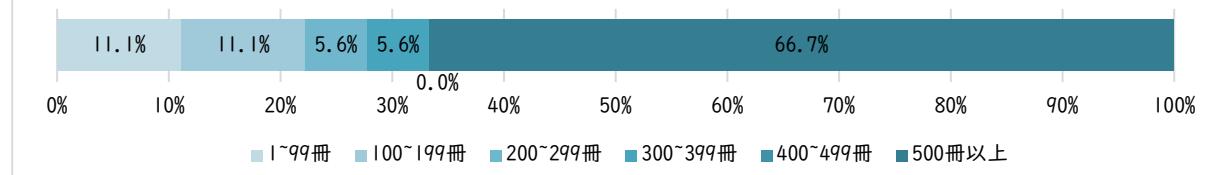
< I 図書ルーム等の設置>

① 図書ルーム等を設置している青少年教育施設(n=60)の割合 30.0%

② 本の冊数及び地域への貸出の有無

(調査対象：①で「図書ルーム等を設置している」と回答した青少年教育施設(n=18))

【本の冊数】



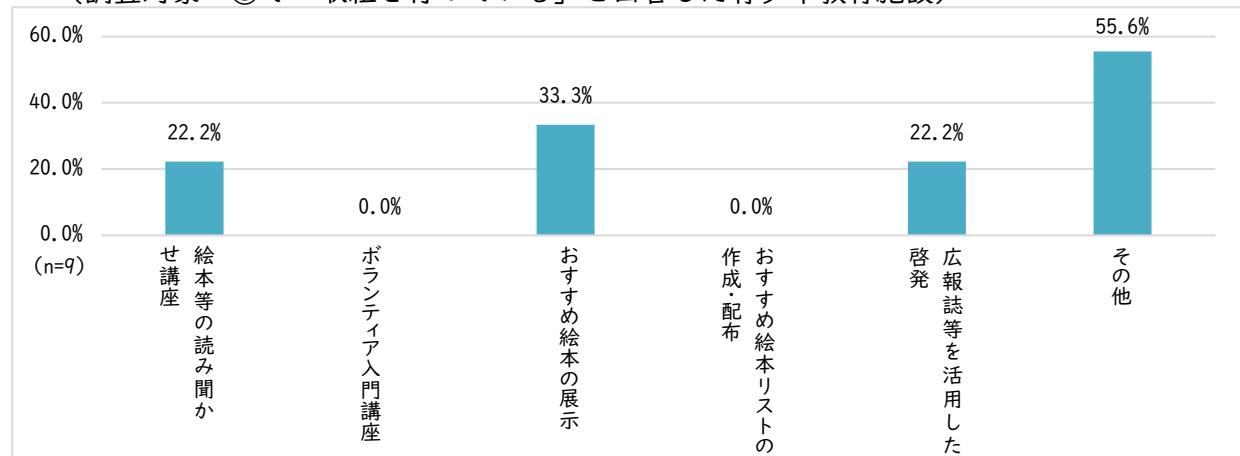
・ 地域への貸出を行っている青少年教育施設(n=18)の割合 27.8%

< II 子ども読書活動推進の取組>

③ 取組を行っている青少年教育施設(n=60)の割合 15.0%

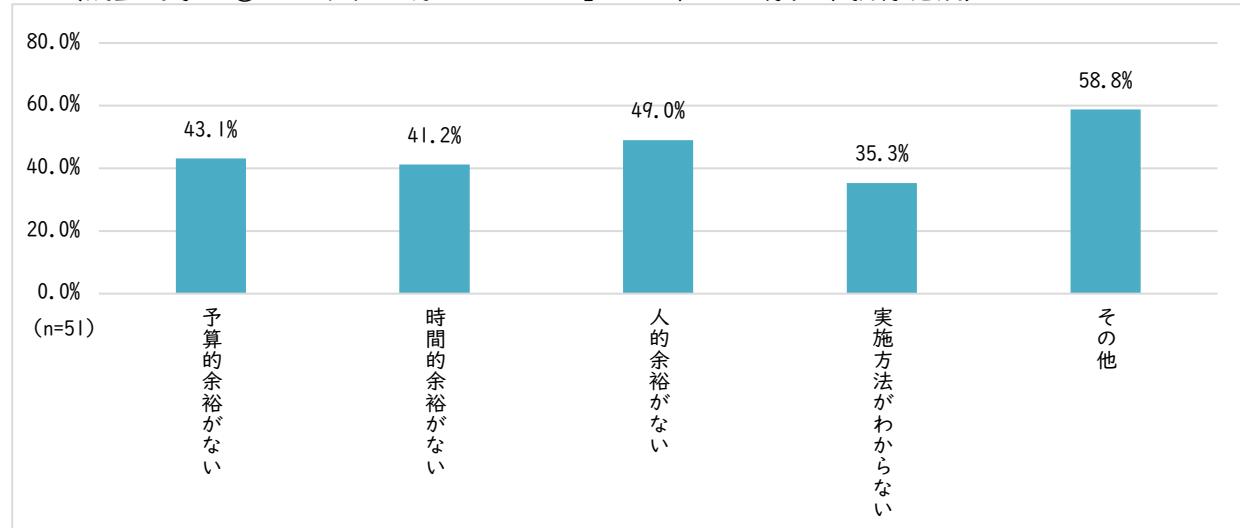
④ 取組内容（複数回答可）

(調査対象：③で「取組を行っている」と回答した青少年教育施設)



⑤ 取組を行っていない理由（複数回答可）

(調査対象：③で「取組を行っていない」と回答した青少年教育施設)

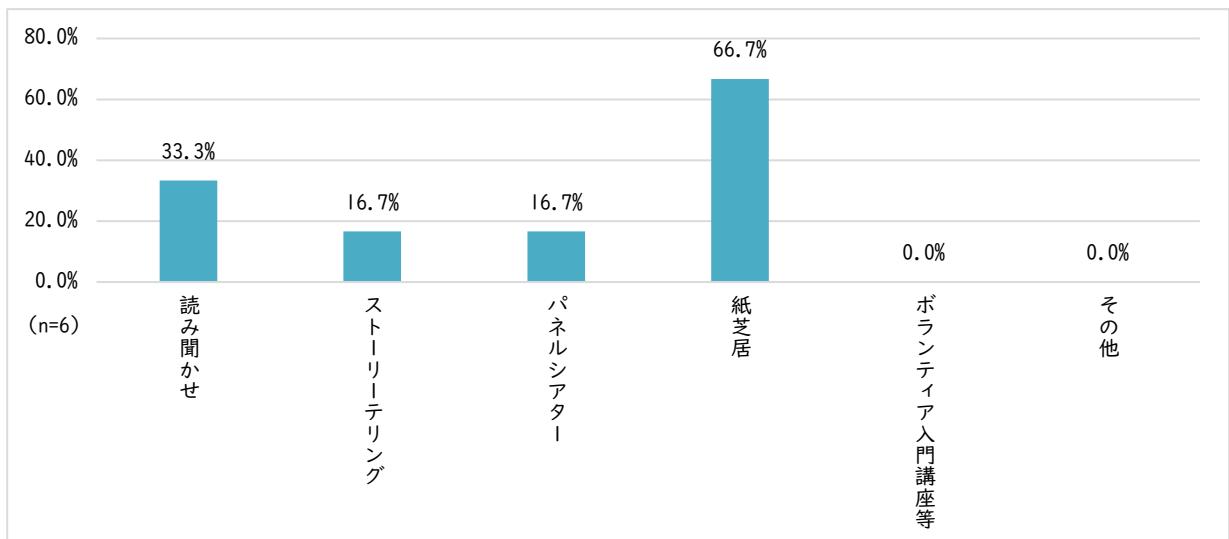


<III 読書ボランティアによる子ども読書活動推進の取組>

⑥ 取組が行われている青少年教育施設(n=60)の割合 10.0%

⑦ 取組内容（複数回答可）

(調査対象：⑥で「取組が行われている」と回答した青少年教育施設)

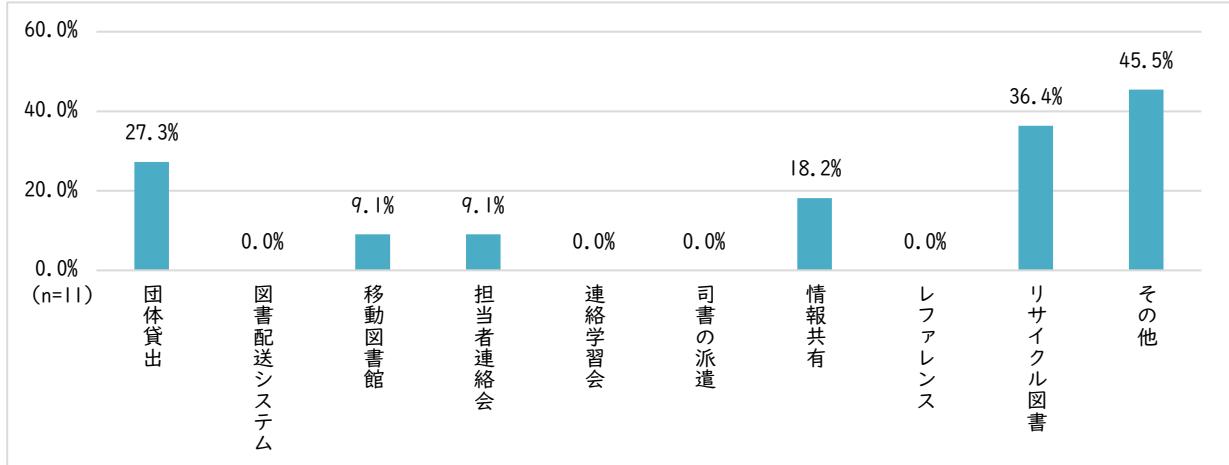


<IV 公立図書館との連携>

⑧ 連携を行っている青少年教育施設(n=の割合) 18.3%

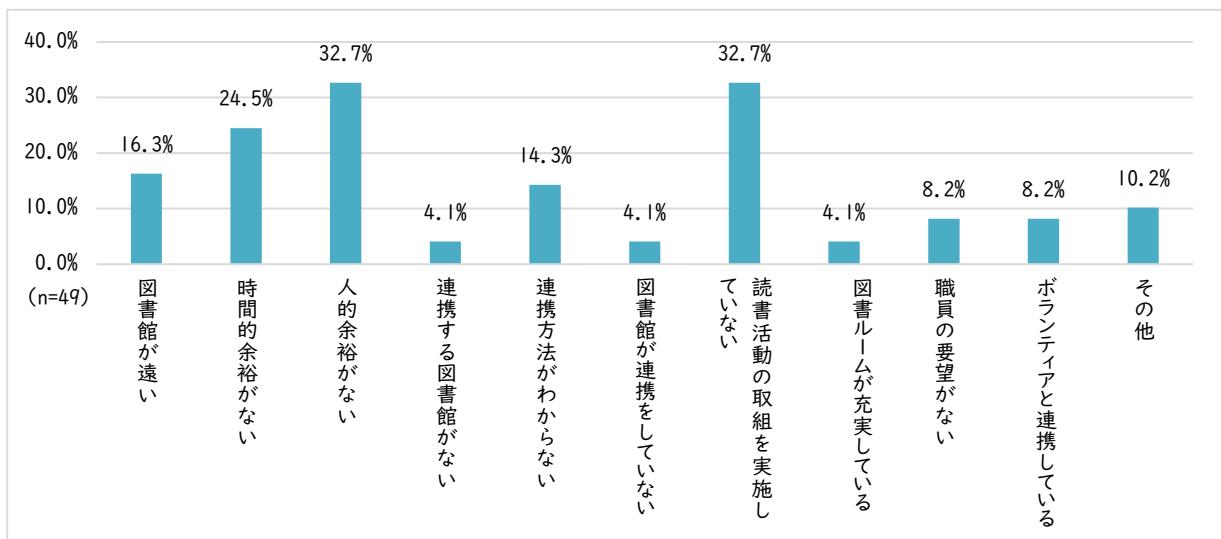
⑨ 連携内容（複数回答可）

(調査対象：⑧で「連携を行っている」と回答した青少年教育施設)

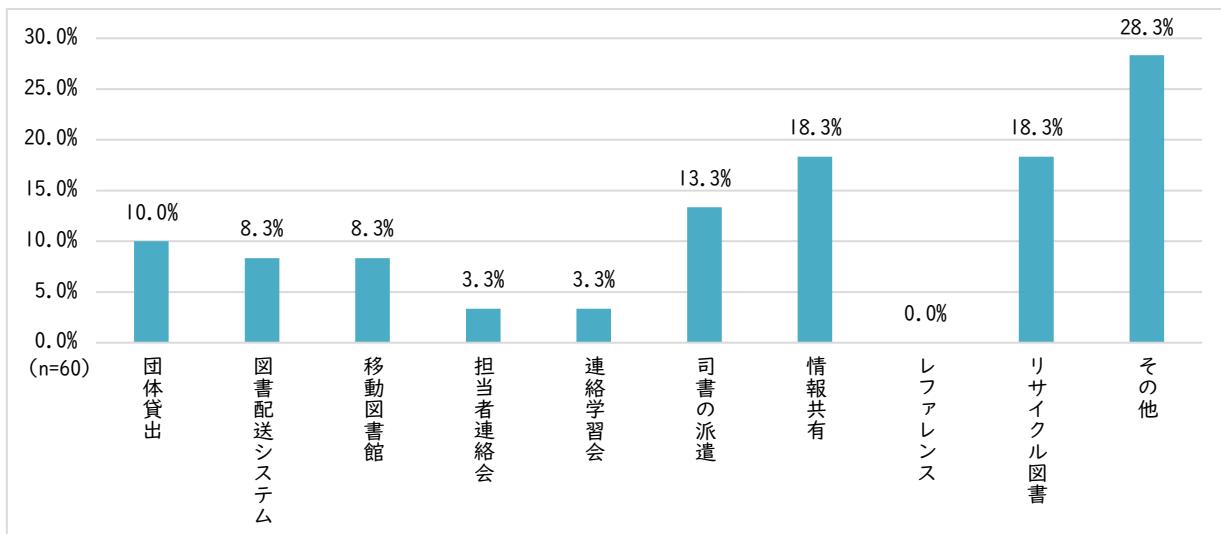


⑩ 連携を行っていない理由（複数回答可）

（調査対象：⑧で「連携を行っていない」と回答した青少年教育施設）



⑪ 今後、公立図書館と望む連携内容（複数回答可）



第2 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）

を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第3 用語解説

* 用語	意味
1 全国学力・学習状況調査	文部科学省において、小学校第6学年、中学校第3学年を対象とし、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。を目的に、全国的に子どもたちの学力状況を把握するため、平成19年度より実施している調査。
2 I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。情報処理および情報通信に関連する技術の総称。
3 生きる力	いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力や、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性、たくましく生きるために必要な健康といった資質や能力。 「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要となっている。
4 学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際に定めている基準。
5 Twitter	Twitter 社が提供する、今していること、感じたこと、他の利用者へのメッセージなどをテキスト・動画・URL で「つぶやき」(tweet) のような形式で 280 文字（日本語などは 140 文字）以内の短い文章にして投稿するスタイルのブログサービス。
6 S N S	Social Networking Service の略。人ととの社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。
7 YouTube	Google 社の運営する世界最大の動画共有サービス。
8 電子書籍	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声が再生可能なものもある。 電子書籍には、あらかじめ固定されたレイアウトで表示される「固定レイアウト型」と端末の画面に合わせて自動表示され、文字の大きさも変更できる「リフロー型」がある。
9 Instagram	Facebook 社が提供する、写真や動画の共有に特化した S N S。
10 ブログ	Weblog の略。身辺の出来事等について自分の意見や感想等を日記風に記して、それに対する感想などを閲覧者が自由にコメントできる形式の Web サイト。
11 司書教諭	司教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う者。 学校図書館法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 185 号）では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととしている。（学級数が合計 12 学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならない。）
12 学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する者。 学校図書館法では、「司書教諭」のほか、学校司書を置くよう努めなければならないと定められている。
13 えほんのひろば	たくさんの絵本や図鑑、写真集などを表紙が見えるよう並べた広場のようなスペースを設け、子どもが本を寬ぎながら読んだり、眺めたり、読んでもらったりする活動。

14	オーサービジット事業	本の作家（オーサー）が、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校を訪問（ビジット）して、子どもに読み聞かせ等を行い、本の楽しさを伝える取組。
15	ビブリオバトル	発表者がお薦めの本の魅力を5分間で紹介し合い、聞いていた人たち全員で「一番読みたくなった本」（チャンプ本）を投票で決めるゲーム感覚で楽しめる書評合戦。
16	YA（ヤングアダルト）	Young Adult の略。主に中学生・高校生を中心とした10代の若者を指す。
17	ミニコミ誌	〈和〉mini+communication の略。特定の限られた範囲を対象に情報を伝達する情報誌。
18	子どもの読書週間	4月23日から5月12日。 昭和34年に、子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから、「子どもの読書週間」が誕生。全国の出版社、取次店、書店、図書館等の団体でつくられる「読書推進運動協議会」が主催団体となり、運動を進めている。
19	「こころの再生」府民運動	府教育庁が行っている事業。府民一人一人が大切な「こころ」を見つめ直すために、あいさつをしようなど、身近なことから実践しようと呼びかける運動。
20	OSAKA PAGE ONE キャンペーン	平成28年8月から、子どもの読書活動の魅力と重要性について広く普及・啓発していくため、毎月第1土曜日・日曜日を「OSAKA PAGE ONE の日」とし、この日を中心に、子どもの読書推進についての啓発、乳幼児への読み聞かせや、中高生が魅力的な本と出合うための取組など、大阪府による家庭や地域での読書活動を促進するためのキャンペーン。
21	国際児童文学館	日本国内外の児童書や関連書籍を収集し、研究を行っていた府立国際児童文学館（吹田市千里万博公園内）より約70万点の資料を引き継ぎ、平成22年に府立中央図書館に開館した「子どもの読書支援センター」、「児童文化の総合資料センター」機能をもつ児童文学館・専門図書館。
22	ブックスタート	乳幼児健診などの機会を利用して、乳幼児とその保護者に、絵本を介して触れ合う楽しさや大切さを伝えながら、絵本や子育てに関する情報などを手渡す活動。
23	新子育て支援交付金	子育て支援施策の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取組む事業を支援するための交付金。
24	デイジー図書	「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。
25	L L ブック	「L L」とは、スウェーデン語の「Lättlast (分かりやすく読みやすい)」の略で、「L L ブック」は、読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のこと。
26	アクセシブルな書籍	点字図書、拡大図書、録音図書、さわる絵本、L L ブック、布の絵本等、視覚障がい者等が、その内容を容易に認識することができる書籍。
27	アプリケーション	文書編集、データ管理、ゲームなど、特定の目的に使用するために作成されたコンピュータソフトウェア。アプリともいう。
28	対面朗読	視覚による読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌等を代読すること。リーディング。
29	大阪府社会教育委員会議	「社会教育法」に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため大阪府が置いている社会教育委員により構成されている会議。
30	コンテンツ	「中身」、特に「情報の中身」のこと。 CD-ROM やインターネットやデジタル放送などの電子媒体を通じてやり取りされる、テキスト、音声、映像、ソフトウェアなどの情報やサービスをさす。
31	子ども文庫	個人あるいは地域のボランティアグループ等が、自宅や公民館、集会所等で本の貸出やおはなし会等を行う活動または場所のこと。

32	まちライブラリー	まちの中のカフェ、ギャラリー、シェアオフィス、お寺、病院などに本棚を設置し、そこにメッセージを付けた本を持ち寄り、交換しながらまちのコミュニケーションをつくる活動。または場所。
33	家読（うちどく）	家庭内での読書活動。家族で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家庭内でのコミュニケーションを図ろうとするもの。
34	月刊絵本	乳幼児の成長や関心に合わせた絵本が毎月配達されるサービス。
35	リーディングトラッカー	複数の行があると行をまたがって読んでしまったり、読み間違えたりする人が、一行ずつ読むことができるようにするために、両隣の行の文字を隠して読み進めることのできる読書補助器具。
36	マルチメディアディジタル	本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を附加したディジタル図書を言う。ディジタルプレイヤーを用いることで聞くことができる。章や節、任意のページに飛ぶことができるほか、音声と画像等を同期させて聞くことができる。
37	書画カメラ	資料など主に平面の被写体をビデオカメラで撮影して映像出力し、プロジェクターやテレビで表示するための装置。
38	基礎的環境整備	「合理的配慮」(障がいのある子どもが、学びやすく、生活しやすくなるための工夫)の基礎となる環境整備。
39	触る絵本	さまざまな材料を用いて盛り上がった形の挿絵を作り、それを貼り付けるなどして、指で触って絵が分かるようにした絵本。